奈良県御所（ごせ）市

史跡條ウル神古墳 保存活用計画

令和８年（2026年）３月
御 所 市 教 育 委 員 会

序　　文

御所市は、奈良盆地の南西端に位置し、金剛・葛城山の東麓部に広がる歴史豊かなまちでございます。市内には、古代豪族葛城氏の祖が葬られたとされる宮山古墳や、700基を超える群集墳である巨勢山古墳群など、古墳時代を代表する重要な遺跡が数多く存在し、これらは国の史跡に指定され、全国から関心を集めています。そして、この度、御所市が誇るもう一つの重要な文化遺産である史跡條ウル神古墳の保存活用計画を策定する運びとなりました。

史跡條ウル神古墳は、古墳時代後期において列島最大級の巨大な横穴式石室と特異な形態の家形石棺を擁し、その学術的な価値の高さから令和3年（2021）に国史跡の指定を受けました。この古墳は、大和政権中枢と強い繋がりを持つ古代豪族巨勢氏の有力首長墓である可能性が指摘されており、当時の政治・社会、埋葬習俗を考える上で欠くことのできない極めて重要な史跡でございます。

このように全国的にも著名で、未来に継承すべき貴重な国民的財産である史跡條ウル神古墳を、管理団体として指定を受けている御所市が責任をもって確実に保存し、積極的な活用を図っていくことは、郷土の歴史と文化を守り伝える上での最大の責務であると強く認識しております。本計画は、史跡の持つ本質的な価値を守り、「感動を原動力に史跡を未来に伝える」という将来像を目指すための、御所市教育委員会の揺るぎない決意の表明でございます。

史跡の保存活用は非常に長期にわたる息の長い取り組みでございますが、一歩ずつ着実に前進していくことこそが、限られた資源の中で、この貴重な史跡を持続可能な形で後世に引き継ぎ、ひいては史跡と地域住民が末永く安全に共生できる姿を目指すための最善の道であると確信しております。

今後は、史跡條ウル神古墳を核として、周辺の関連遺跡群とのネットワーク化を進め、市民・県民はもとより、広く国民の皆様に御所市の豊かな歴史と文化に触れていただく機会を創出してまいります。本計画を通じて、郷土への愛着と文化財保護への関心を育み、歴史と文化を活かすまち「ふるさと御所」の実現に貢献してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、熱心なご審議とともに貴重なご指導、ご助言を賜りました秋津地区史跡等調査整備審議会委員の皆様、並びに文化庁、奈良県、そして多大なるご理解とご協力をいただいた関係各位に、心より厚く御礼申し上げます。

令和8年3月

御所市教育委員会
教育長　春田　晋司

例　　言

1　本書は、奈良県御所市條に所在する史跡條ウル神古墳の保存活用計画である。

2　本計画の策定事業は、御所市教育委員会（事務局　文化財課）が主体となり国庫補助事業（史跡等保存活用計画策定事業）として令和６年度から令和７年度の２ヵ年で実施した。

3　本計画策定にあたっては、秋津地区史跡等調査整備審議会においてその内容を検討し、文化庁、奈良県からの指導・助言を受けた。

4　参考文献は各章の末尾に記した。

5　掲載写真・図は、特に記載のないものについては御所市教育委員会により撮影・作成を行った。

6　本書の編集は、御所市教育委員会事務局文化財課が行った。

目　　次

序文
例言
**第１章　計画策定の経緯と目的・・・

2　整備の方法・・・

第 1 章　計画策定の経緯と目的

1　計画策定の経緯

御所市の中央やや東に位置する大字條の集落端に條ウル神古墳が存在する。條ウル神古墳が古墳として認識されたのは明治 26 年（1893）と比較的古いが（秋山編 1985)、古墳の詳細が知られるようになったのは、大正 5 年（1916）の西崎辰之助による報告であった（西崎 1916)。西崎の報告では、墳長 200 ｍを超える前方後円形の墳丘に巨大な横穴式石室を内包する古墳とされ、横穴式石室の玄室内に石棺の蓋が残置されていることも既に認識されていたが、いずれかの時期に横穴式石室の開口部が埋没してしまったため、古墳自体の認識も不明瞭となり、学術的な場でも條ウル神古墳に触れた研究はほとんど認められない状況が続いていた。

昭和 58 年（1983）度に行われた御所市教育委員会による巨勢山古墳群の分布調査によって、條ウル神古墳が巨勢山 658 号墳として周知の埋蔵文化財包蔵地に登載されたものの、その詳細については十分に明らかになっていなかった。そのような中、平成 13 年（2001）度に実施した御所市教育委員会による内容確認調査（ 1 次調査）により、少なくとも埋葬施設については西崎氏による報告に概ね誤りがないことが明らかとなり、古墳時代後期において最大級の横穴式石室を有する古墳として一躍全国的な注目を浴びることとなった。

しかし、最低限の内容確認のみに終わってしまった 1 次調査の後は、御所市の慢性的な財政面の課題のため追加調査が叶わず、盗掘などへの対策のため石室も埋め戻したことで活用の機会も大きく制限され、遺跡としての重要性が認識されながらも積極的な施策がなされない状態が続いた。

そのような状態が 10 年ほど続いた平成 23 年（2011）度、高規格道路である京奈和自動車道の建設が條ウル神古墳の西 300 ｍのあたりで進み、古墳周辺のエリアへのアクセスが良くなっていくことで、條ウル神古墳だけでなく、至近の位置にある国史跡宮山古墳や国史跡巨勢山古墳群を含む秋津地区周辺の様々な開発事業に関する情報が届くようになってきた。加えて、地元住民からも 1 次調査の後から古墳見学に訪れる人が非常に増えたため、地域の宝として古墳の実態がよくわかる形に整備して欲しいという要望が強くなっていた。そこで御所市教育委員会は、條ウル神古墳を含む秋津地区の遺跡群を適切に保存し、周辺の良好な風致景観を保全するとともに、古墳を中心とした公園的空間として整備することで、市民・県民はもとより広く国民の利用に供することを目的とした「秋津地区史跡整備基本計画」を策定した。

この計画では、條ウル神古墳について「巨大な石室や石棺の存在が確認されているものの、墳丘や石室の詳細な調査は未だなされていない。墳丘や周辺部は著しく改変されており、残存する遺構の保存をより確固たるものとするため、発掘調査等各種の調査を早急に行い、国史跡への指定を図る。」と記された。

この基本計画に記した方針に基づき、国史跡指定を目指して、まずは十分な情報が得られていない墳丘に関する範囲確認調査を実施した。調査は平成 25 年度から平成 28 年度にかけて実施し、 1 次調査の成果も盛り込んだ調査報告書を平成 30 年度に刊行し、その学術的な価値が認められ令和 3 年 10 月 11 日付けで国史跡に指定されることとなった。

御所市教育委員会は、指定後の令和 4 年度に指定地の大半について公有化を完了し、具体的な保存活用に関する事業実施の条件が整ったことを受け、中・長期的な視野に立って御所市の宝である史跡條ウル神古墳の保存活用に取り組むべく、本計画を策定することとなった。

2　計画の目的と対象範囲

本保存活用計画は、学術的に重要な価値をもつ史跡條ウル神古墳について、適切な保存･活用の方針･方法を策定することを目的としている。

そのため、本計画対象範囲の中心は当然現在の史跡指定地内となるが、史跡の活用を考えるにあたっては、史跡の北・西側に位置する国道 309 号線や京奈和自動車道御所南ＩＣ・ＰＡからのアクセスなどについても検討の対象となるため、それら史跡周辺のエリアについても本計画の対象範囲に含むこととし、図 1-1 にその範囲を示す。

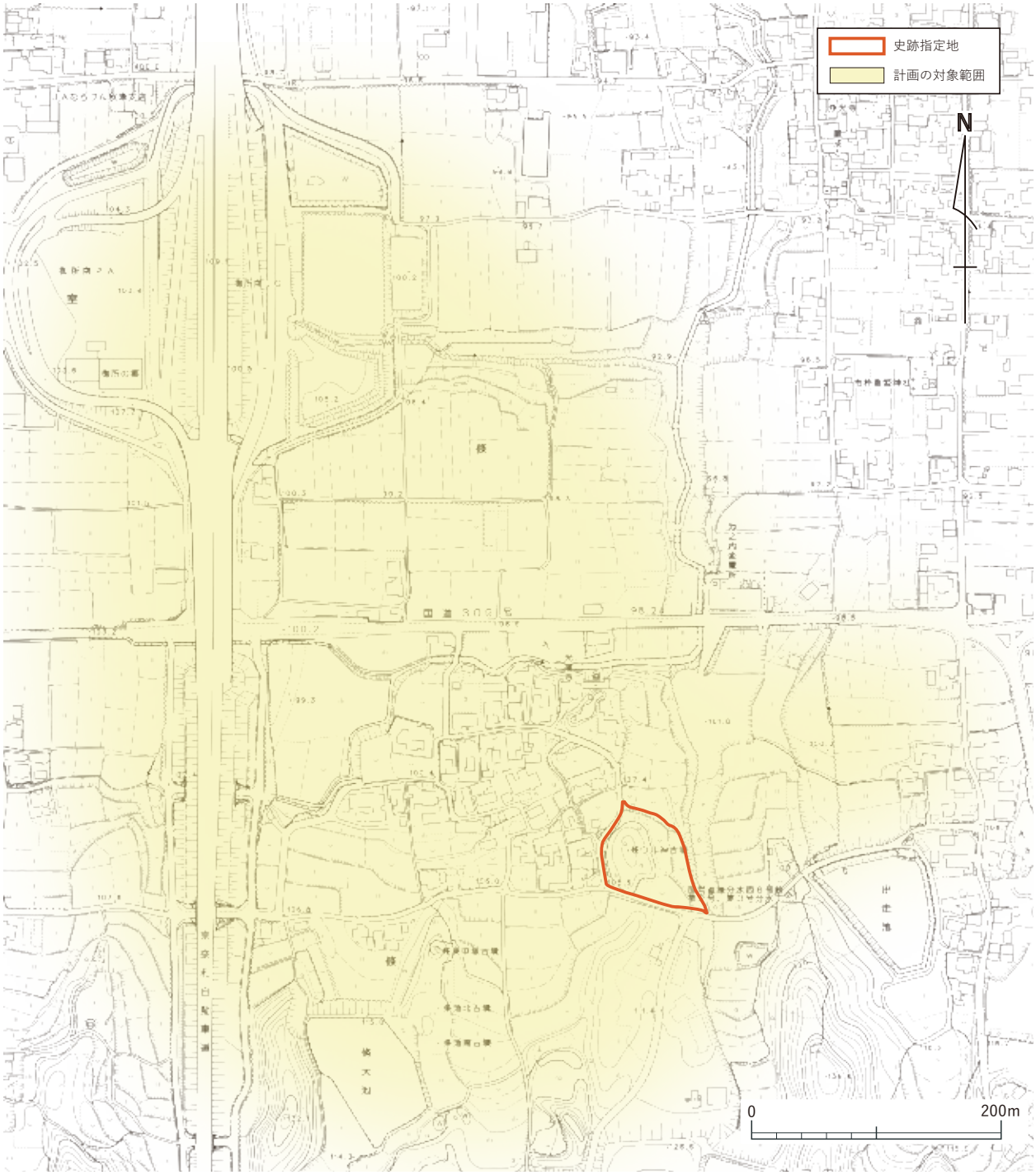


図 1-1　本計画の対象範囲（史跡指定地とその周辺）

3　審議会の設置・経緯

（1）　審議会の設置

本計画は、平成 24 年に設置した「秋津地区史跡等調査整備審議会」において、有識者や地元関係者を交えた審議を行い、その中での意見等を踏まえて策定した。

秋津地区史跡等調査整備審議会　委員名簿（五十音順）

名　　前	所　　属	専門分野
伊田　孝	條自治会長（令和６年 12 月まで）	地元代表
太田　宏明	河内長野市教育委員会事務局　社会教育第２課　参事	考古学
河﨑　衣美	奈良県立橿原考古学研究所　保存科学センター　主任研究員	保存科学
木許　守（副会長）	龍谷大学　教授	考古学・文化財行政学
鈴木　裕明	奈良県立橿原考古学研究所　調査部長	考古学
田中　晋作	山口大学　客員教授	考古学
塚口　義信（会長）	堺女子短期大学　名誉教授・名誉学長	古代史
萬谷　喜一	條自治会長（令和７年１月から）	地元代表
三村　衛	一般財団法人ＧＲＩ財団　理事長	地盤工学

オブザーバー

名　　前	所　　属
浅野　啓介	文化庁　文化財第二課　史跡部門　文化財調査官
岩井　浩介	文化庁　文化資源活用課　整備部門（記念物）　文化財調査官
岡田　憲一	奈良県　地域創造部　文化財課　調整員（令和７年４月から）
本村　充保	奈良県　地域創造部　文化財課　調整員（令和７年３月まで）

事務局

名　　前	所　　属
春田　晋司	御所市教育委員会　教育長
竹内　剛	御所市教育委員会　事務局長
中井戸　隆	御所市教育委員会事務局　文化財課長（令和７年３月まで）
木村　佳	御所市教育委員会事務局　文化財課長（令和７年４月から）
金澤　雄太	御所市教育委員会事務局　文化財課　文化財係長
後藤　愛弓	御所市教育委員会事務局　文化財課　文化財係　主任
西村　亮	御所市教育委員会事務局　文化財課　文化財係　主査
小松　明日香	御所市教育委員会事務局　文化財課　文化財係　主査
和田　一希	御所市教育委員会事務局　文化財課　文化財係　技術職員

●秋津地区史跡等調査整備審議会条例（平成 24 年 6 月 22 日　条例第 17 号）

（設置）
第 1 条　秋津地区及びその周辺に所在する史跡宮山古墳、史跡巨勢山古墳群等の古墳、古墳群及び遺跡（以下「史跡等」という。）の調査、保存及び整備並びに有効な活用について審議するため、秋津地区史跡等調査整備審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第 2 条　審議会は、御所市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。
(1)　史跡等の調査及び保存に関すること。
(2)　史跡等の活用方法に関すること。
(3)　史跡等の保存活用計画及び整備計画に関すること。
(4)　その他教育委員会が必要と認める事項
2　審議会は、史跡等の調査、保存及び整備並びに有効な活用に関する重要事項について、教育委員会に建議することができる。
（組織）
第 3 条　審議会は、委員 15 人以内で組織する。
2　前項の規定にかかわらず、特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
3　委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
(1)　文化財に関し識見を有する者
(2)　遺跡整備に関し識見を有する者
(3)　学識経験者
(4)　地元関係者
(5)　その他市長が必要と認める者
（任期）
第 4 条　委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する審議が終了する日までとする。
（会長及び副会長）
第 5 条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第 6 条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。
2　審議会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
3　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（部会）
第 7 条　審議会は、特定の事項について調査研究をさせるため、部会を置くことができる。
2　部会に属すべき委員は、会長が指名する。
3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
4　部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
5　部会は、当該部会に属する委員の過半数の出席がなければ部会の会議を開くことができない。
6　部会長に事故あるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
（意見聴取）
第 8 条　審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第 9 条　審議会の庶務は、教育委員会が定める機関において所掌する。
（委任）
第 10 条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附　則（令和 2 年条例第 6 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 7 年条例第 12 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（２） 審議会の経緯

本計画の策定にあたっては、計８回の審議会を開催することで、様々な意見を賜った。以下にその開催概要を記す。

【第１回】 日時：令和６年９月16日（月）
場所：御所市文化財事務所　整理室　　⇒　　史跡條ウル神古墳　現地
内容：計画策定に至るまでの経緯について
今後のスケジュールについて
史跡條ウル神古墳現地視察（現状の確認）

【第２回】 日時：令和６年11月７日（木）
場所：御所市市民防災交流館ミモーロ　研修室Ａ・Ｂ
内容：保存活用計画　第１章～第３章の検討・審議

【第３回】 日時：令和６年12月11日（水）
場所：御所市市民防災交流館ミモーロ　会議室Ａ・Ｂ
内容：保存活用計画　前回までの修正確認
第４章・第５章の検討・審議

【第４回】 日時：令和７年３月14日（金）
場所：御所市市民防災交流館ミモーロ　会議室Ａ・Ｂ
内容：保存活用計画　前回までの修正確認
第６章～第８章の検討・審議

【第５回】 日時：令和７年７月17日（木）
場所：御所市市民防災交流館ミモーロ　会議室Ａ・Ｂ
内容：保存活用計画　前回までの修正確認
第９章・第10章の検討・審議

【第６回】 日時：令和７年９月18日（木）
場所：御所市市民防災交流館ミモーロ　会議室Ａ・Ｂ
内容：保存活用計画　前回までの修正確認
第11章～第13章の検討・審議

【第７回】 日時：令和７年11月17日（月）
場所：御所市市民防災交流館ミモーロ　会議室Ａ・Ｂ
内容：保存活用計画　前回までの修正確認
全体の調整

【第８回】 日時：令和８年３月５日（木）
場所：御所市アザレアホール　視聴覚室
内容：保存活用計画　最終稿の確認



写真 1-1　第 1 回審議会



写真 1-2　第 1 回審議会（現地視察）



写真 1-3　第 2 回審議会



写真 1-4　第 3 回審議会



写真 1-5　第 4 回審議会



写真 1-6　第 5 回審議会



写真 1-7　第 6 回審議会



写真 1-8　第 8 回審議会

4　他の計画との関係

各行政計画等における史跡條ウル神古墳の保存と活用に関連する部分は、以下のとおりである。

（1）　各計画

●第６次御所市総合計画（令和３年３月策定）

「行きたい、住みたい、語りたい。～自然と歴史を誇れるまち ごせ～」

御所市のめざす将来の都市像を実現するため、「若い世代が住みやすく、豊かな心を育むまち」「誰もが元気で豊かに暮らせるまち」「人が輝き、魅力のあるまち」「地域経済が活性化し、活力のあるまち」「安全・安心な暮らしを支える生活基盤が整備されたまち」「自然と歴史・文化を活かすまち」「市民とともに推進する持続可能なまち」の７つの方針に基づくまちづくりを進めるための計画である。

「地域経済が活性化し、活力のあるまち」においては歴史・文化資源を活用したまちの魅力づくりを、「自然と歴史・文化を活かすまち」においては市内に所在する貴重な歴史・文化資源を調査・保存・活用するための取り組みを推進することを施策として定めている。

●第３次御所市都市計画マスタープラン（令和４年３月策定）

「御所市総合計画」に掲げる将来都市像を都市整備の分野から実現するための計画である。市域の土地利用の方針をゾーン別に定義しており、史跡條ウル神古墳は、地域に密着しつつ観光客の誘致にも繋がるまちづくりを進める「観光交流ゾーン」と、緑地景観の保全・保護活動を行う「緑地保全ゾーン」の境界部に位置している。

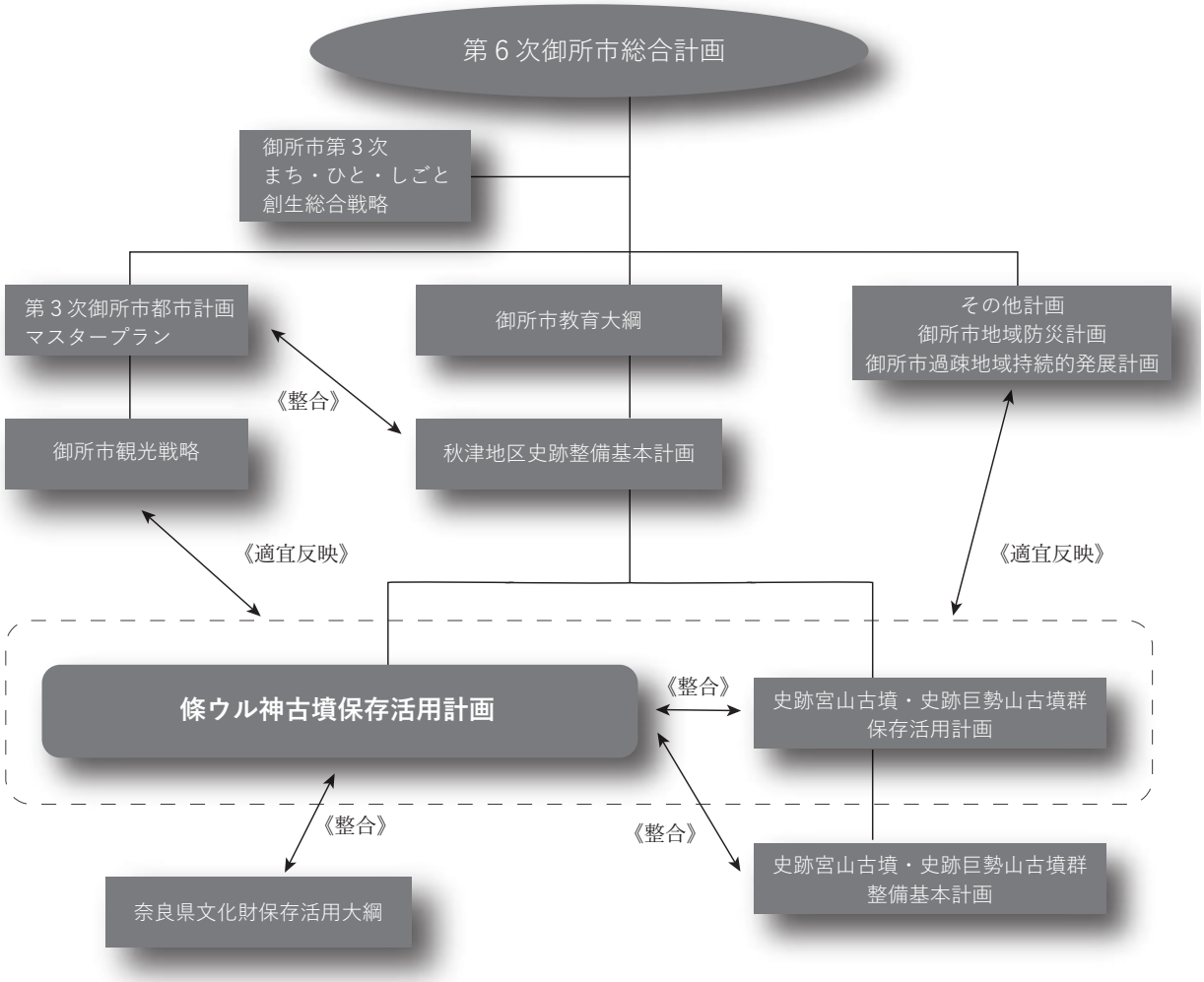


図 1-2　本計画とその他の計画との関係

また、市域を大きく４つの地域に区分し地域ごとに都市計画構想を示しており、史跡條ウル神古墳は「御所地域」に包含されている。御所地域における土地利用に関する重点施策の中には、「②悠久の歴史を体感できる場の形成」とあり、それに対する具体的な取組みとして「古墳公園を活用したにぎわいの創出と、巨勢山古墳群等の保全を進めます」とある。また「③観光交流ができるレクリエーションの場の形成」では、具体的な取組みとして「歴史資源である御所まちや巨勢山古墳群の保全と活用を推進し、交流人口の増加によるにぎわいの創出を図ります」とあり、史跡條ウル神古墳に加え、史跡宮山古墳や史跡巨勢山古墳群、近隣に所在するみやす塚古墳などを積極的に活用した地域の活性化が謳われている。

●御所市第３次まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和７年３月策定）

国や奈良県の長期ビジョン（人口ビジョン）や総合戦略を勘案し、本市の人口ビジョンの見直しと地方創生の充実･強化に向けて５年ごとに策定されるもので、総合計画と互いに整合を取る形で、計画として明確な上下関係はない。

基本方針に基づく３つの目標（①みんなが安心して暮らし続けられるまちづくり、②若い世代の人も暮らしたいと感じられるまちづくり、③地域資源を活用した、魅力的なまちづくり）で構成されており、③地域資源を活用した、魅力的なまちづくりにおいて、古墳群や町家等の歴史資源を活用した、観光地としてさらなる魅力を向上させるため事業を推進することとされる。

個別事業「秋津地区の史跡整備の推進」として、「巨勢山古墳群、條ウル神古墳、宮山古墳を一体的に良好な風致景観を保全するとともに、公園的空間として広く活用する取組を推進する」ことが定められている。

●御所市教育大綱（令和４年３月策定）

「御所市教育大綱」は、平成 27 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い設置された御所市総合教育会議において策定されたもので、市の教育目標や施策の方針を定める。

３つの教育目標（①学校を核として　子どもたちの生きる力を育み、学びの楽しさと意欲を高める、②家庭を核として　親や家族もともに学び、子どもの成長を助ける、③地域を核として　市民が学び続ける場や機会を生み、日々の生活を豊かにする）を掲げ、学校・家庭・地域の連携・協力体制の構築を強調しつつ、「みんなで育む御所のみらい」をテーマに、子どもたちだけでなく大人も常に学び続けながら、その楽しさや喜びを分かち合うことができる「ふるさと御所」を目指す。

５年間の重点的な取り組みのなかの「①ふるさと意識と地域資源を活用した学び」において、市内にある文化財をはじめとした歴史資産や豊かな自然、里山環境といった地域資源を教育・学びの場において積極的に活用していくことで、御所市ならではのふるさと教育を充実させていくとされている。

●秋津地区史跡整備基本計画（平成 24 年３月策定）

豊かな歴史・文化遺産が点在する御所市の中でも、特に秋津地区には国史跡「宮山古墳」「巨勢山古墳群」及び、巨大な石室と特異な家形石棺で知られる「條ウル神古墳」が所在し、それぞれの時代背景を代表する古墳、古墳群として高く評価されている。

本計画策定時の「第５次御所市総合計画」では、御所市のまちづくりの将来像を「自然と笑顔があふれる、誇れるまち」としており、秋津地区の各古墳・古墳群については、まちづくりの重要な核として位置づけ、「史跡公園の整備」や「歴史を感じるレクリエーションの場としての利用」を図るとしている。

総合計画に基づき本計画は策定され、秋津地区の各古墳・古墳群に関しては、適切に保存し、周

辺の良好な風致景観を保全するとともに、古墳を中心とする公園的空間として整備することで、市・県民はもとより広く国民の利用に供するものとしている。

なお本計画は、上記の「御所市教育大綱」に先んじて策定されたものであるが、御所市教育大綱を上位とする。

●御所市地域防災計画（令和３年３月策定）

本計画は、御所市の地域に係る住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関する諸事項を定め、もって防災の万全を期することを目的としている。

その中の「文化財災害予防計画」では、文化財が貴重な国民的財産であることを確認したうえで、予想される災害に対して保存のための万全の配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める、としており、史跡をはじめとした指定文化財について火災、地震その他風水害等から保護するため、必要な対策を講じるとしている。

●御所市過疎地域持続的発展計画（令和５年７月策定）

令和３年３月に新たに策定された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」を受けて策定された計画で、御所市の著しい人口減少や少子高齢化への対応、住民の安全・安心な暮らしの確保・地域産業の活性化、安定した財政基盤の確立など、持続可能な地域の形成を目的としている。

その中の「地域文化の振興等」という項目では、指定文化財における遊歩道やガイダンス施設、その他便益施設の設置など、見学等のための環境整備が進んでおらず、多くの文化財が十分に活用できていないことを課題とし、その対策として、史跡條ウル神古墳をはじめとする秋津地区における重要遺跡の早急な整備、情報発信、教育や地域振興に資するための活用に努めることとしている。

●御所市観光戦略（令和５年３月策定）

本戦略は、御所市が有する様々な観光資源を活かしつつ、本市の現状を踏まえた観光のあるべき姿を見据え、その実現に向けた戦略の推進について基本的な考え方をまとめたものとなっている。

その中で、史跡宮山古墳は重要な歴史資源の１つとして位置づけられ、史跡條ウル神古墳についても若干ではあるものの触れられているが、そういった歴史資源へのアクセスが悪いことや便益施設の整備が不十分である点を課題としつつ、それら課題への対策として、自転車でのアクセス向上や観光ルート沿いの便益施設の整備などを掲げている。

●史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群保存活用計画（令和４年３月策定）

本計画は、地理的、歴史的に密接不可分な２つの史跡について、各史跡の基礎情報と現在置かれている状況を整理し、今後の保存と活用の方針を定めたものである。あくまでも史跡條ウル神古墳とは別の独立した計画ではあるが、同じ秋津地区に所在する関係の深い史跡の保存活用計画であるため、特にその活用等については整合した内容が求められる。

●史跡宮山古墳・史跡巨勢山古墳群整備基本計画（令和６年３月策定）

上記同史跡の『保存活用計画』をもとに、特に整備の方向性や方法についてより具体的な内容を示した計画となっている。史跡條ウル神古墳の保存活用にあたっては整合した内容が求められる。

●奈良県文化財保存活用大綱（令和７年４月策定）

本大綱は、文化財保護法第 183 条の２の規定に基づき、奈良県における文化財の保存と活用の方向性の明確化と取組の共通の基盤として策定されたものである。

奈良県が取り組む文化財行政の視点として、「文化財保存と活用の一体性」、「文化財の把握の必要性」、「修復等の透明化・標準化」、「人材育成」、「地域づくり」、「持続性のある文化財保護」を掲げている。

史跡については、未指定の文化財を選定の上で指定を進めるとともに、既指定の史跡についても未指定部分の指定に向けて条件整備を進めるとしている。また保存活用計画の策定は、史跡等の実態を把握した上で保存・管理の方策を示すこととなり、保存・管理を円滑に進める上で有益であるとしている。

（2） 本計画との関係

本計画は、第６次御所市総合計画ほか御所市の行政計画と密接に関連しており、連携が求められる。市の最上位計画である「第６次御所市総合計画」のもと、「御所市教育大綱」「秋津地区史跡整備基本計画」「第３次御所市都市計画マスタープラン」等の関連計画が位置付けられている（図 1-2)。

また、上記とは別に策定された「御所市第３次まち･ひと･しごと創生総合戦略」は、国が定めた「第３期まち・ひと・しごと創生総合戦略」等を勘案し、市の将来の人口ビジョンの実現に向けて、総合計画とも整合を図りながら、効果の高い施策を集中的に実施することを目指すものである。

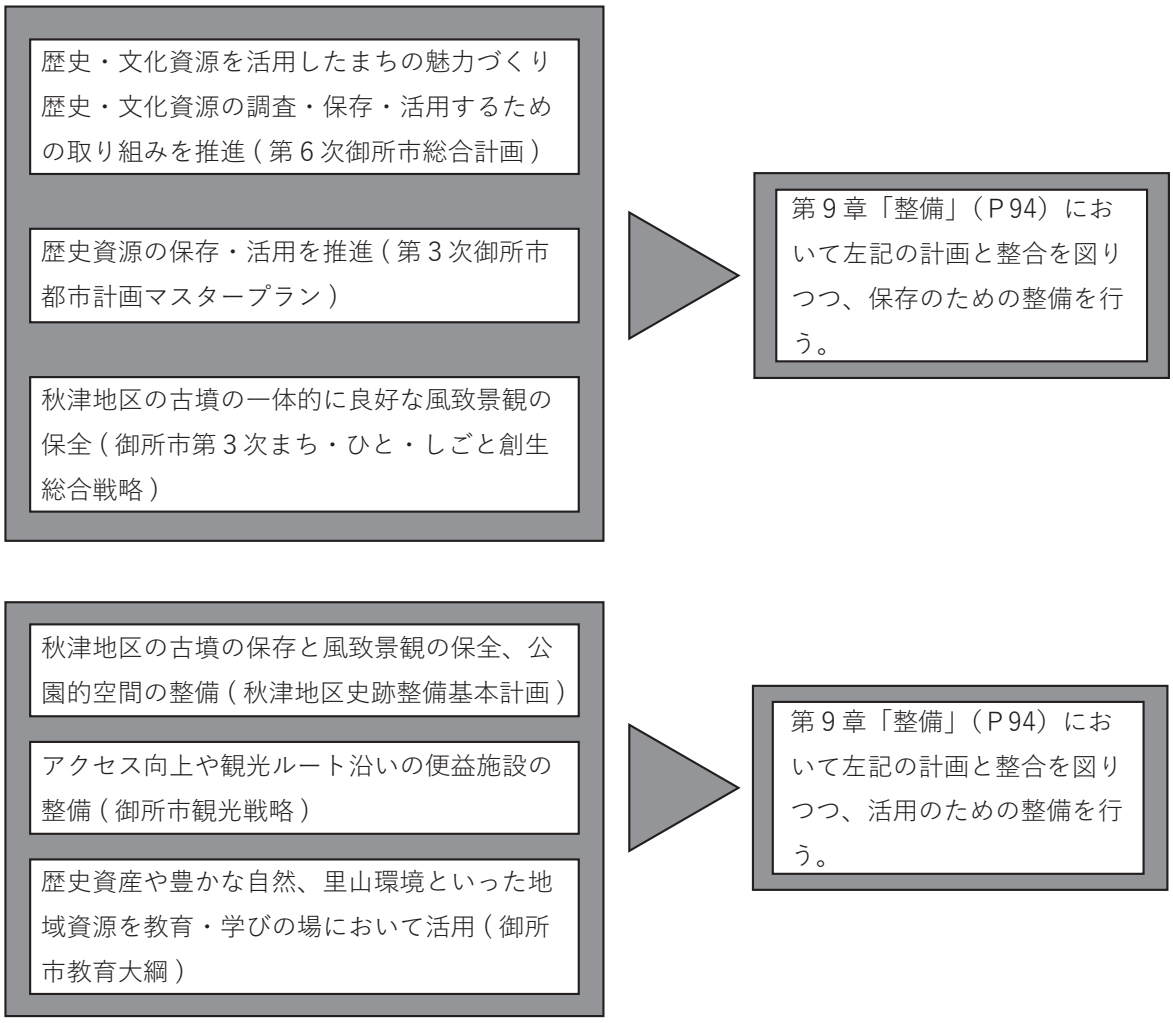


図 1-3　その他の計画と本計画との整備での関係

このように本計画は、御所市の行政計画と緊密な関係をもちながらも、直接的には秋津地区史跡整備基本計画の下部計画として、より個別の史跡條ウル神古墳の具体的課題に即したものとなっている。

5　計画の実施

本計画は、令和 8 年（2026）度から実施し、計画期間は 10 年間、令和 18 年（2036）3 月 31 日までとする。

計画の実施に関わる今後の展開については、「第 11 章　施策の実施工程」および「第 12 章　経過観察」で示している。一般的な手順は、「保存活用計画の策定⇒整備基本計画の策定⇒施策・事業の実施（原則、実施計画の作成）」となるが、本計画の対象となる史跡條ウル神古墳は、整備基本計画を策定するための基礎調査等に一定の期間を要するため、当面は保存活用計画に則った各種事業の実施に注力する。

また、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方を取り入れ、計画・事業の推進に努めるとともに、必要に応じて本計画の適切な見直しに対応する。なお、本計画に関わる PDCA サイクルの考え方については、「第 12 章　経過観察」において示している。

参考文献

秋山日出雄編 1985『大和国古墳墓取調書』財団法人由良大和古代文化研究協会
西崎辰之助 1916「條ノ古墳」『奈良縣史蹟勝地調査會報告書』第三回　奈良縣

第２章　史跡條ウル神古墳周辺の環境

１　自然的環境

（１）御所市の位置

御所市は、奈良県の中部、奈良盆地の南西部に位置する面積 60.58km^2 の都市であり、北は葛城市・大和高田市、西は大阪府千早赤阪村・河南町、南は五條市、東は橿原市・高取町・大淀町に接している（図 2-1）。

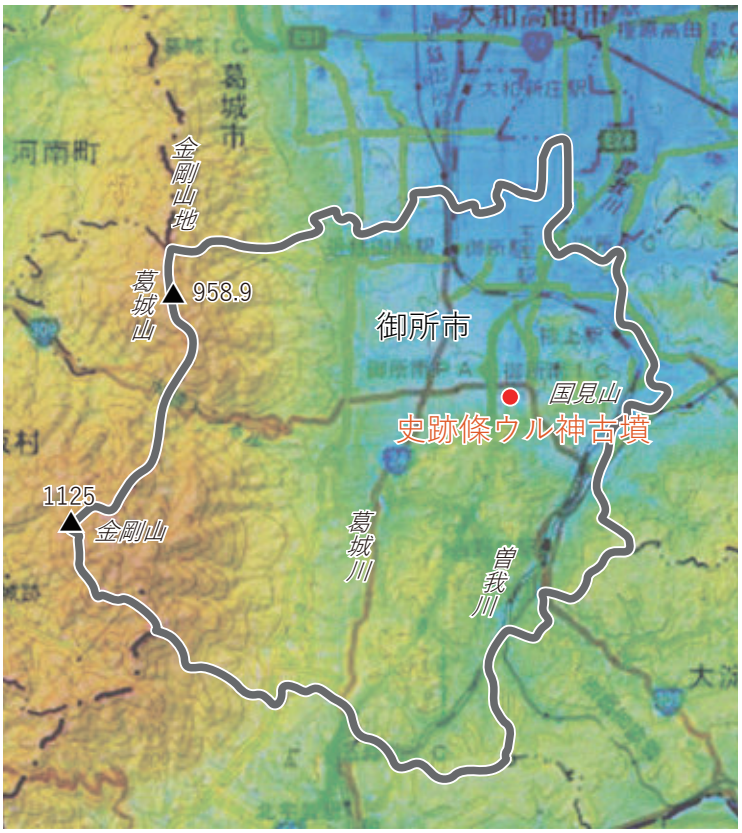


図 2-1　御所市の位置

（２）御所市の地勢

御所市は、市域の北部が低平な奈良盆地の西南端に位置し、その平野部を囲むように西に金剛山地、南部から南東部に竜門山地の西端にあたる巨勢山丘陵や国見山などが連なっている。金剛山地は標高 1,125 ｍの金剛山を主峰とし、その北に標高 958.9 ｍの葛城山などの山々が大阪府との境をなしている。これらの山々を水源として曽我川、葛城川などの大和川水系の一級河川が市域を北流しており、市域の南部ではそれらの河川によって谷地形が形成されている（図 2-2）。

市域の南側に中央構造線が走る内帯と外帯の接する地域といえ、自然景観のみならず人々の生活や風習等においても奈良盆地と吉野山地との漸移（ぜんい）・連結地帯をなしている（堀井 1965）。



出典：国土地理院 デジタル標高図

図 2-2　御所市の地勢

（３）史跡指定地の地形・地質

史跡條ウル神古墳は、御所市の中央やや北東よりに位置する。巨勢山古墳群が築かれた巨勢山丘陵の南から北に伸びる尾根上、標高 110 ～ 116 ｍ程に立地し、丘陵の地質は、その大半が中生代白亜紀の領家帯（りょうけたい）に含まれる花崗岩類からなり、丘陵北部に広がる平野は沖積層からなっている（図 2-3）。この基盤となる花崗岩類は、風化が進むと真砂土化が顕著である。この真砂土は「御所土（ごせつち）」として知られており、水はけが良く締りがいいことから、古くから採掘が盛んに行われている。史跡條ウル神古墳の道路を挟んで南側についても大規模な採土・採石が行われ、旧地形の復元を難しくしている。

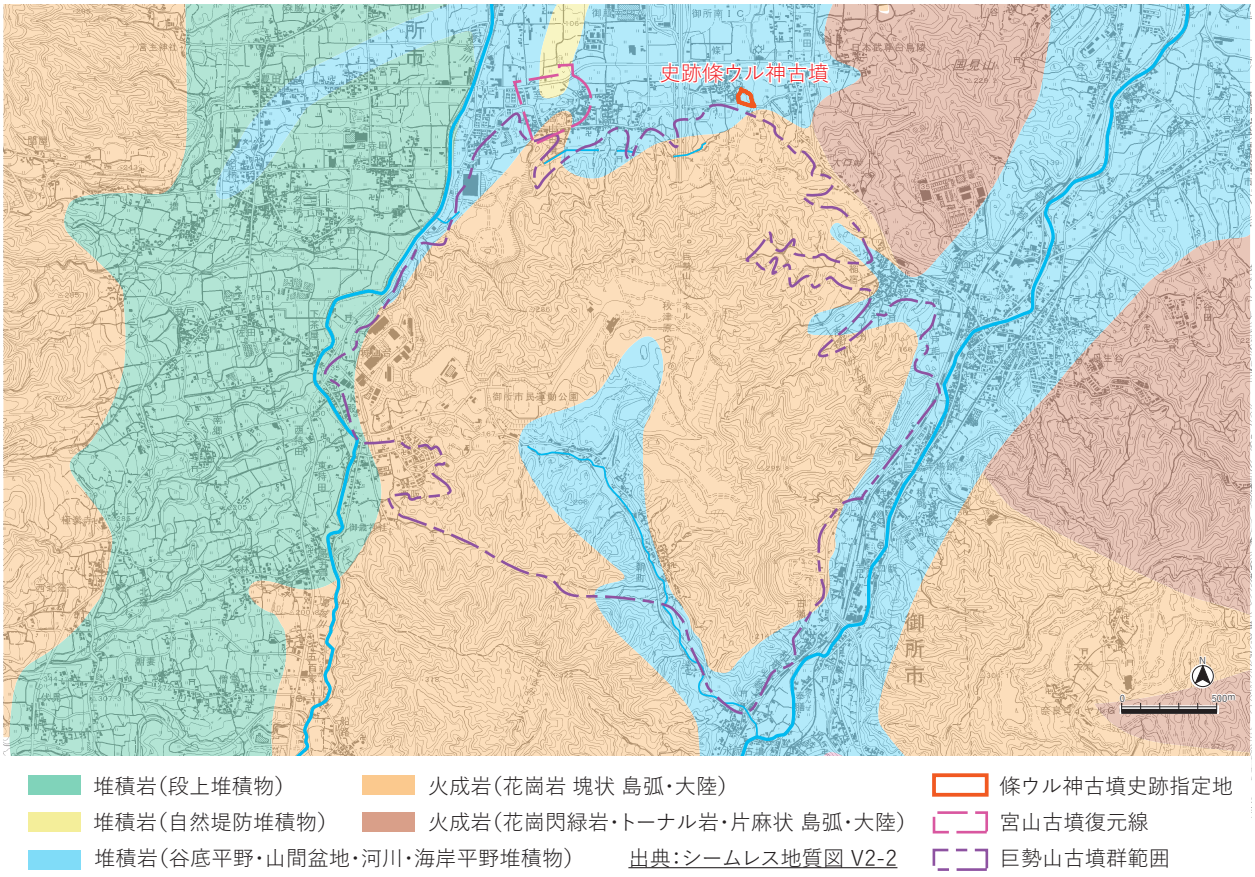
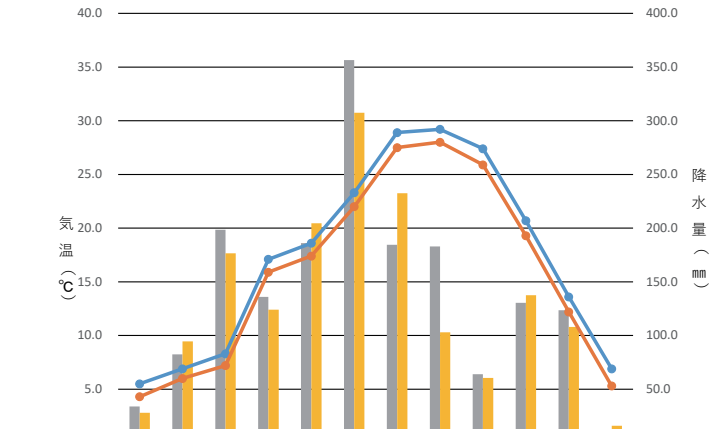


図 2-3　史跡周辺の地質



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
奈良 降水量	34.0	82.5	198.5	136.0	186.0	356.5	184.5	183.0	64.0	130.5	123.5	4.5
五條 降水量	28.0	94.5	176.5	124.0	204.5	307.5	232.5	103.0	60.5	137.5	108.0	16.0
奈良 気温	5.5	6.9	8.3	17.1	18.6	23.3	28.9	29.2	27.4	20.7	13.6	6.9
五條 気温	4.3	6.0	7.2	15.9	17.4	22.0	27.5	28.0	25.9	19.3	12.2	5.3

資料：気象庁HP　　奈良地方気象台・五條地方気象台

図 2-4　奈良と五條の気温と降水量（令和 6 年）

（4）御所市の気候

概して温暖で、市域の大半を占める盆地部は、海洋から隔たり、気温の差がやや大きく、降水量も割合少ない内陸型気候となっている（図 2-4）。金剛山地のみは標高が高いため、盆地部に比べ気温は低く、降水量は多くなっている。

奈良盆地における近年 30 年間の平均値である平年値は気温で 15.7 度、年間降水量で 1,365mm と比較的過ごしやすい。最低気温は 1 月に表れ、観測史上では－ 7.8℃（1977.2.16）を記録している。一日の最大 1 時間降水量は、79mm（2000.5.13）が記録されている（いずれも奈良地方気象台観測値）。

近年の気象記録では、令和 2 年 7 月の梅雨前線による大雨で奈良県下各地に大きな被害が発生した。降り始めの 7 月 5 日から 14 日までの総雨量は、御所市最寄りの観測地である五條市で 223.5mm、葛城市で 210.0mm を観測し、御所市でも土砂災害警戒情報等が発せられた。

図 2-5 は、五條観測所における観測開始年から 2024 年にかけての年間気温や降水量の変化を示したグラフである。観測データが 50 年足らずであり、微量の増加であるため図からは読み取りにくいが、年間の最高気温や平均気温は緩やかな増加傾向が看取される。年間降水量については、温暖化とは異なり、周期的な増減は認められるものの、長期的な増加傾向は明瞭ではなく、気象庁も全国的な長期変化

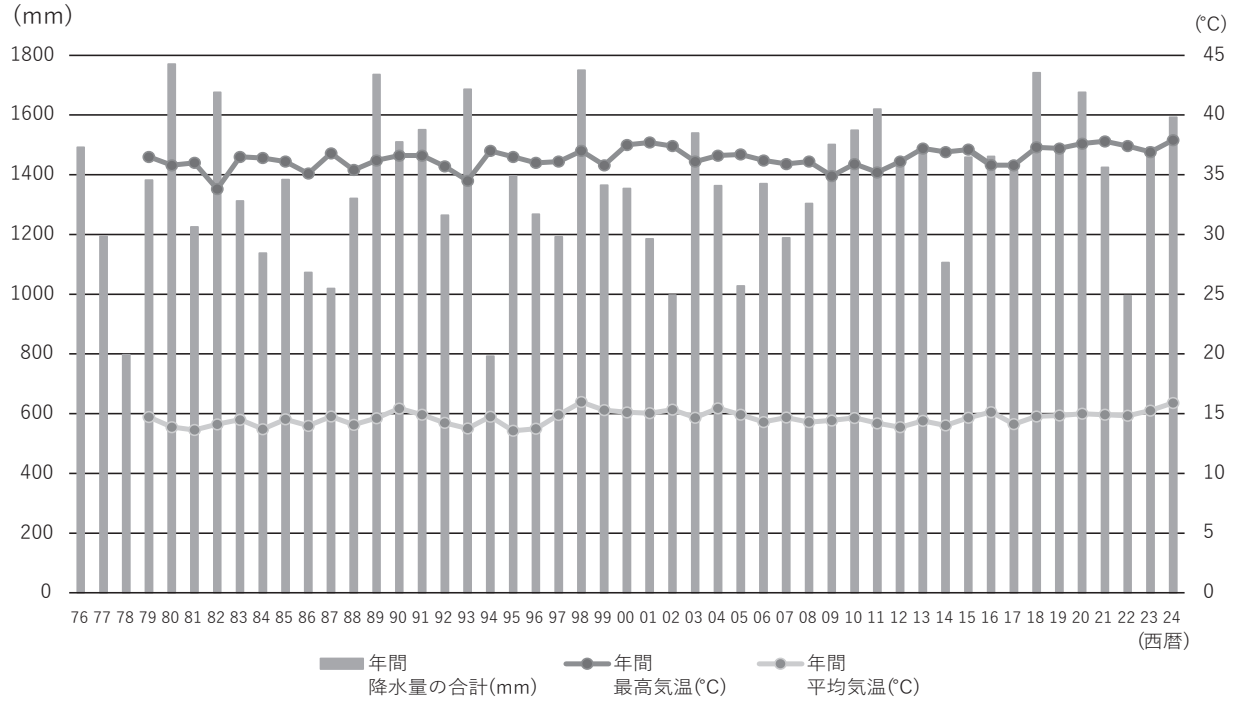
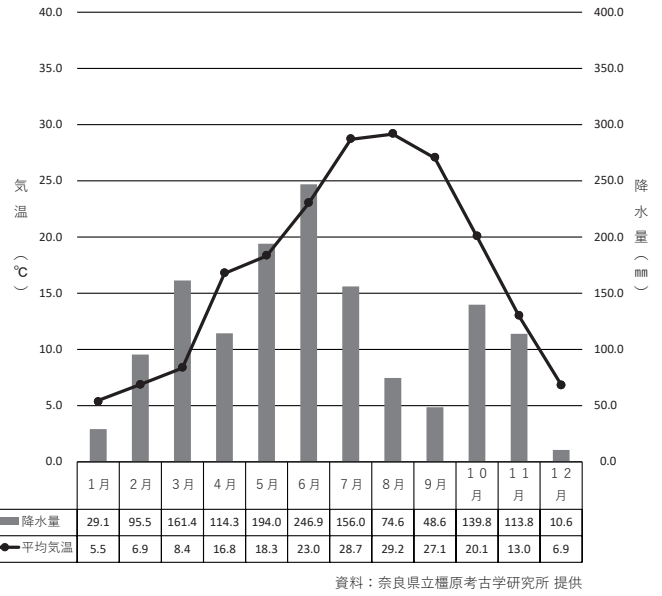


図 2-5　年間降水量と年最高気温・平均気温の推移（五條観測所）

傾向はみられないとしている。ただし、短時間の豪雨日数は全国的に増加傾向にあるようで、それに起因する斜面の深層崩壊等の増加は大きな懸念点であり、平成 29 年の九州北部豪雨災害はまだ記憶に新しい。このような近年の気候状況は、史跡條ウル神古墳の整備においても十分に考慮しておく必要があろう。

なお、史跡指定地内において、奈良県立橿原考古学研究所が実施している環境調査によると（図 2-6)、五條観測所に比べて気温はおおむね 1.0 度高く、降水量についても多少の差はあるものの、同様の傾向を示している。ただし、局所的な豪雨が増加傾向にあることを踏まえると、史跡指定地内の環境調査を継続して行い、環境の変化をより微視的に捉えていく必要があろう。



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量	29.1	95.5	161.4	114.3	194.0	246.9	156.0	74.6	48.6	139.8	113.8	10.6
平均気温	5.5	6.9	8.4	16.8	18.3	23.0	28.7	29.2	27.1	20.1	13.0	6.9

資料：奈良県立橿原考古学研究所 提供

図 2-6　史跡指定地における 1 年間の気温と降水量（令和 6 年）

（5）史跡指定地周辺の災害リスク

御所市域を南北に縦断するように中央構造線断層帯が伸びており、中央構造線断層帯地震が発生した場合、市が作成した「防災マップ」の「揺れやすさマップ」によると（図 2-7)、市域の平坦部はほとんどの場所で最大震度 6 強の地震が起きることが想定されている。今後 30 年以内に 70%から 80%の確率で発生すると想定される南海トラフ地震においても、最大震度は 6 強とされており、史跡條ウル神古墳の墳丘や石室の保存、史跡整備においても十分に考慮しておく必要があろう。

史跡條ウル神古墳が位置する條地区一帯は、北下がりの傾斜地となっており、「洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ」によると（図 2-8)、浸水の恐れはないが、巨勢山から條にかけてなだらかな傾斜地となっているため土石流警戒区域に設定されている。

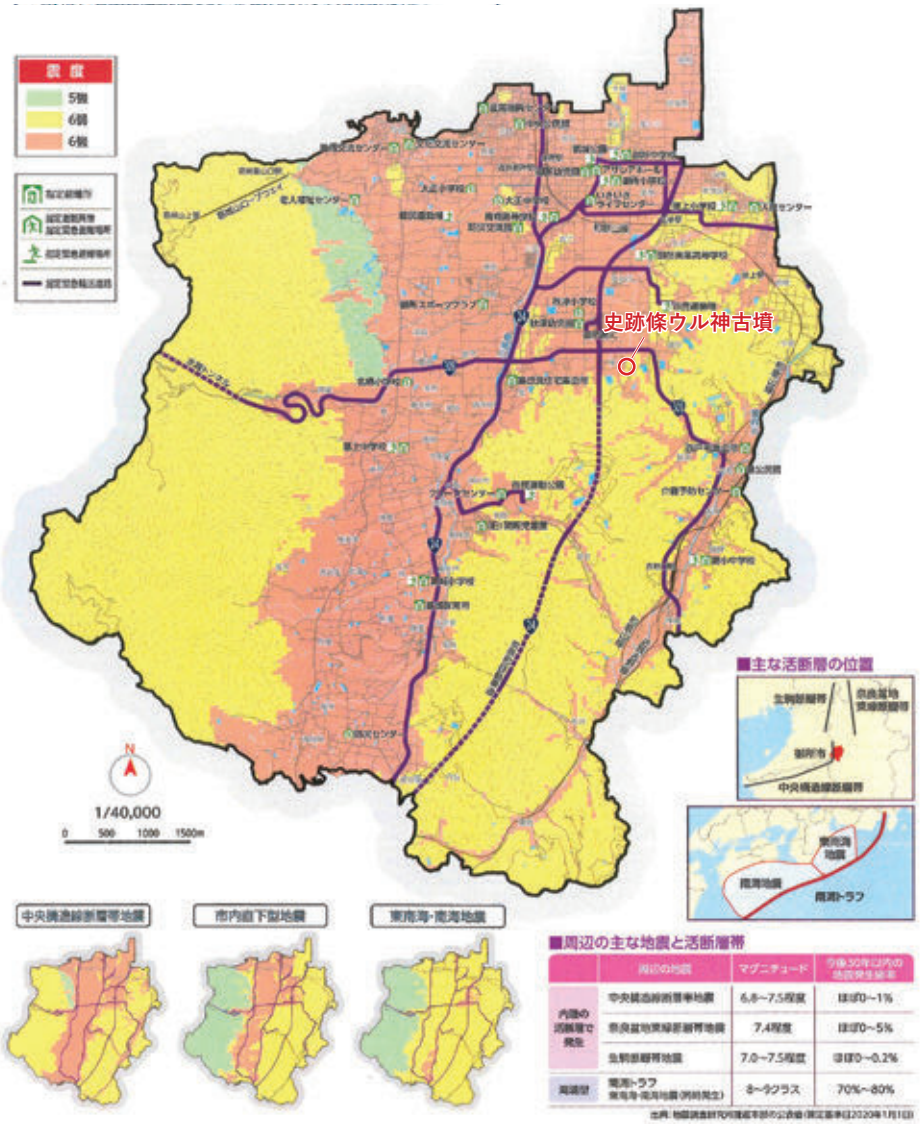


図 2-7　御所市揺れやすさマップ

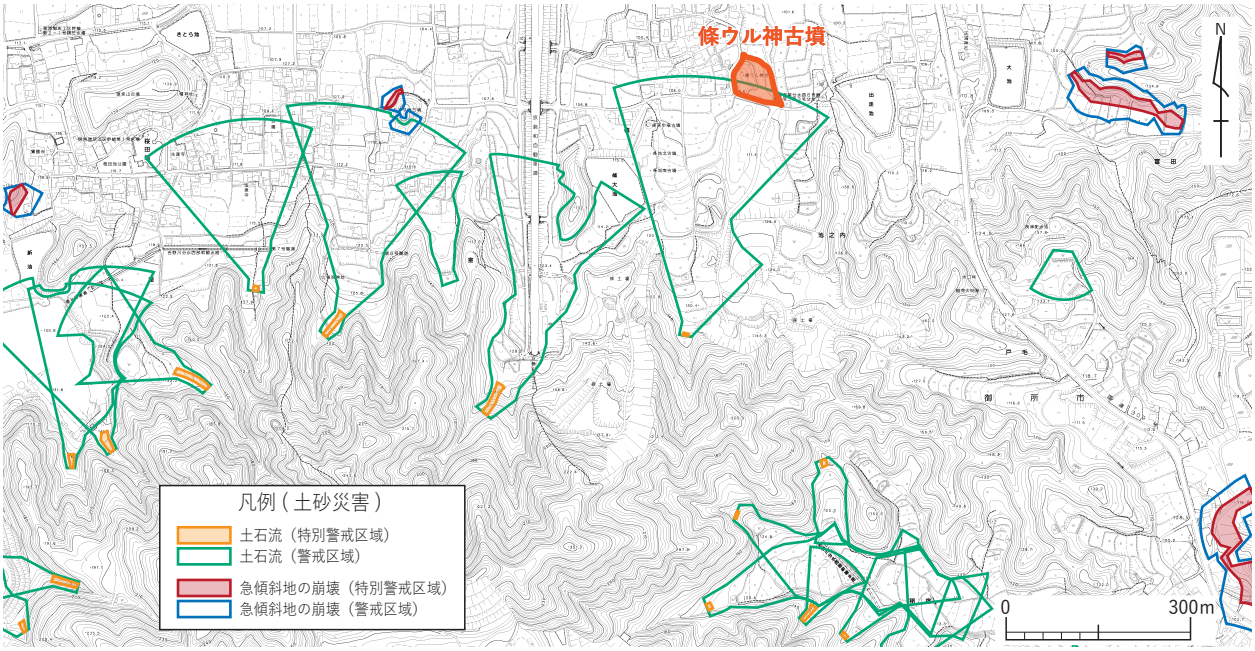


図 2-8　御所市ハザードマップ

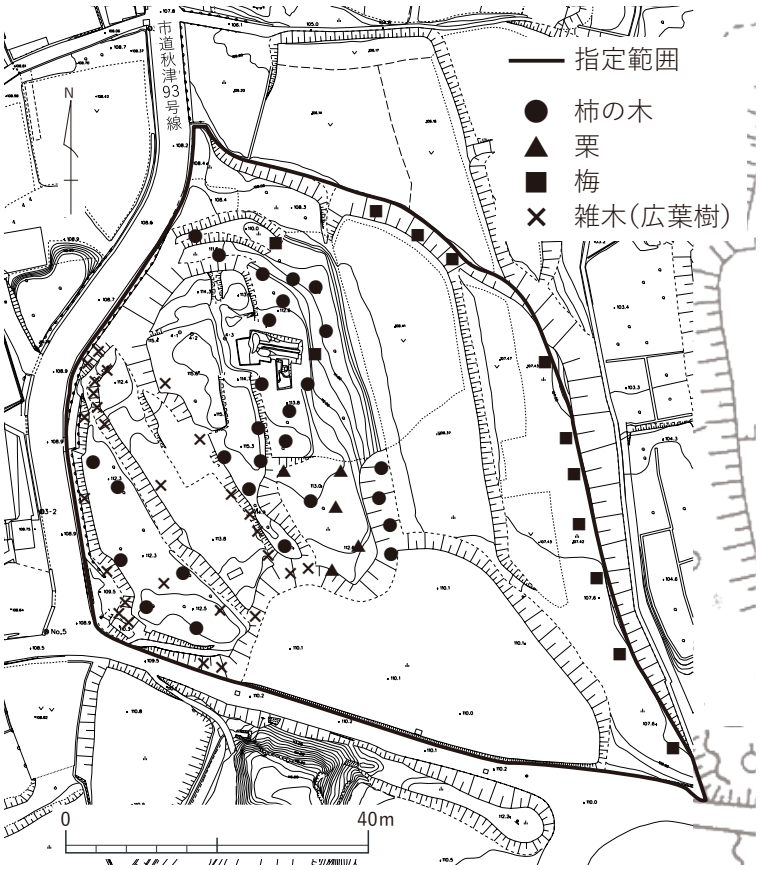


図 2-9　史跡指定地内の植生

（6）史跡指定地の植生

史跡條ウル神古墳の指定地は畑地を主体としており、墳丘の高まりが残る指定地中央から西側にかけて樹木の分布が集中して認められ、高まりの周囲については点的な分布に留まる。樹木の種類については、従前果樹園として利用されていた土地には富有柿や栗、梅の木が、畑地として利用されていた土地にはクヌギやエノキなどの雑木が存在する（図 2-9）。

（7）史跡指定地周辺の動物

史跡指定地近辺に限定した調査成果はなく、巨勢山丘陵や金剛・葛城山に生息している動物については、昭和 40 年刊行の『御所市史』における記述が参照できる唯一のデータである。そこでは、イノシシやキツネ、タヌキ、ウサギ、イタチ、ムササビ、リス、サル等の哺乳類、キジ、ヤマドリ、ヤマバト、ウグイス、メジロ、ヤマガラ、シジュウガラ、キツツキ、ヒガラ、ミソサザイ、モズ、ホオジロ、アオジ、ホトトギス、ウズラ、スズメ、カラス、ヒバリ、カワセミ等の鳥類の存在が指摘されている（津田･吉村 1965）。しかし、市史刊行後 50 年以上が経過している中で、動物相にも変化があったと思われ、史跡條ウル神古墳の周辺住民の話では、史跡指定地近辺でもイノシシの増加が目立ち、その食害や斜面の掘り返しなどが顕著になっているようである。

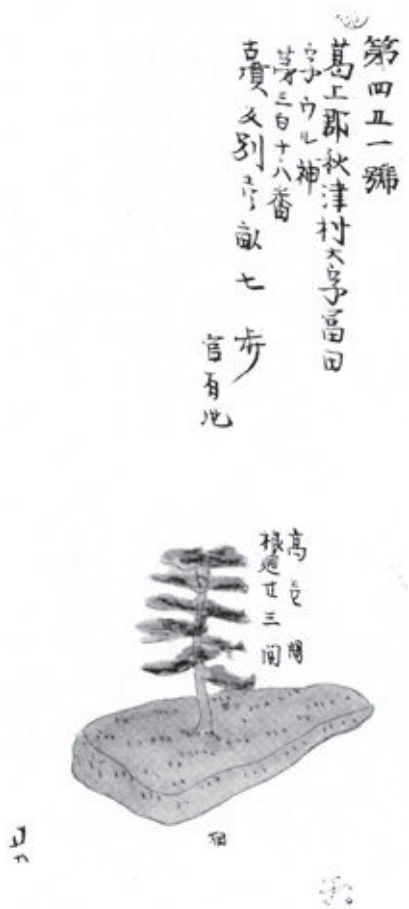


図 2-10　大和國古墳墓取調書に描かれた條ウル神古墳（秋山編 1985）

（8）史跡指定地周辺の景観史

史跡條ウル神古墳そのものの過去の景観については目立った情報が残されていないが、周辺の景観に関しては、『日本書紀』や『万葉集』などの古代の文献に既に記されている。『日本書紀』履中天皇 3 年 11 月条には、物部長真胆連が天皇に命じられて桜を探し求め、掖上室山で見つけて献上したことが記され、『万葉集』坂門人足の歌には、「巨勢山の　つらつら椿　つらつらに　見つつ思はな　巨勢の春野を」と歌われており、その時代から桜や椿などの花木が咲いている風景が描かれている。

周辺の発掘調査の成果として、史跡條ウル神古墳の北西側平野部に広がる秋津遺跡・中西遺跡では、弥生時代前期に遡る全国最大規模の水田跡とその南側に接する里山的風景を想起させる樹木の跡が検出されており、古墳時代においては農地や集落、豪族居館などが点在する風景が広がっていたと思われる。中世から近世にかけての

当該地域の景観については、史料に恵まれず全く記すことができない状況であるが、巨勢山古墳群を中心とする丘陵部については、高度経済成長期までは里山として利用されており、現在のように樹木が密生する状態ではなく、疎林であったと思われる。明治 26 年に描かれた史跡條ウル神古墳墳頂部周辺の見取り図（図 2-10）も、１本のマツが生えている以外は草原のような描写となっている。

2　歴史的環境

（１）縄文時代

御所市域では旧石器時代の遺跡は確認されておらず、縄文時代から一定の人類の足跡が確認できる。従前から市域でも標高の高い山麓部に位置する伏見遺跡（廣岡・十文字 2005）や南郷遺跡地蔵谷地区（坂編 2000）での土器の出土が知られていたが、近年の京奈和自動車道建設に伴う発掘調査によって、市域の低地部に位置する中西遺跡（藤元 2019 ほか）や玉手遺跡（木許ほか編 2017）、観音寺本馬遺跡（写真 2-1、岡田編 2013、木許・西村編 2015、本村編 2017）などにおいて縄文時代の住居や土器棺墓など多くの遺構が検出されるようになり、縄文時代における活発な交流の様相が明らかになってきている。



写真 2-1　観音寺本馬遺跡　縄文時代晩期
土器棺墓に用いられた深鉢

（２）弥生時代

弥生時代には、この地域への定住化が進行し、巨勢山古墳群の北方約 2.7 ㎞にある鴨都波遺跡が南大和の拠点的大集落として繁栄する（木許編 1992、藤田・尼子編 1992 ほか）。それに加えて、近年の道路建設に伴って大規模な発掘調査が行われた中西遺跡（岡田編 2017 ほか）や秋津遺跡（岡田・絹畠編 2021 ほか）、今出遺跡（本村編 2019 ほか）、玉手遺跡（木許ほか編 2017）、茅原中ノ坊遺跡（花熊・木許編 2018）、新村・柳原遺跡（岡見 2017 ほか）、川西根成柿遺跡（福西編 2011 ほか）、萩之本遺跡（光石ほか 2008 ほか）において住居跡や広大な水田跡（写真 2-2）が検出されたことで、早くからこの地域に数多くの人々が暮らしていた様子を復元できるようになってきている。巨勢山丘陵上には巨勢山境谷遺跡・巨勢山八伏遺跡・巨勢山中谷遺跡などの高地性集落が営まれ（木許編 2007 ほか）、その成立経緯には諸説あるものの、紛争などの社会事象も窺えるようになってくる。また、名柄遺跡からやや南西の地点では、外縁付鈕Ⅱ式の銅鐸と多鈕細文鏡が発見されており（写真 2-3）、青銅器埋納地として古くから著名である（高橋 1919）。



写真 2-2　中西遺跡・秋津遺跡の弥生時代水田
（奈良県立橿原考古学研究所提供）



写真 2-3　名柄出土銅鐸・多鈕細文鏡
（東京国立博物館提供画像を一部切り抜き）



1．條ウル神古墳　2. 伏見遺跡　3. 南郷遺跡　4. 中西遺跡　5. 玉手遺跡　6. 観音寺本馬遺跡　7. 鴨都波遺跡　8. 秋津遺跡　9. 今出遺跡
10. 茅原中ノ坊遺跡　11. 新村・柳原遺跡　12. 川西根成柿遺跡　13. 萩之本遺跡　14. 巨勢山境谷遺跡　15. 巨勢山八伏遺跡　16. 巨勢山中谷遺跡
17. 名柄遺跡　18. 名柄銅鐸・銅鏡出土地　19. 楢原遺跡　20. 太田遺跡　21. 西浦古墳　22. 鴨都波１号墳　23. オサカケ古墳　24. 宮山古墳
25. みやす塚古墳　26. 火振山古墳　27. 屋敷山古墳　28. 掖上鑵子塚古墳　29. 極楽寺ヒビキ遺跡　30. 脇田遺跡　31. 北花内大塚古墳　32. 二塚古墳
33. 平林古墳　34. 権現堂古墳　35. 新宮山古墳　36. 水泥北古墳　37. 水泥南古墳　38. 市尾墓山古墳　39. 市尾宮塚古墳　40. 巨勢寺　41. 二光寺廃寺
42. 朝妻廃寺　43. 高宮廃寺跡　44. 桝山古墳　45. 鳥屋ミサンザイ古墳
A．巨勢山古墳群　B．石光山古墳群　C．寺口千塚古墳群　D．寺口忍海古墳群　E．山口千塚古墳群　F．笛吹古墳群　G．小林古墳群
H. 石川古墳群　I．吐田平古墳群　J．北窪古墳群　K．ドンド垣内古墳群　L．新沢千塚古墳群

図 2-11　史跡條ウル神古墳周辺の主要遺跡分布図

（3）古墳時代

古墳時代になると、前期には鴨都波遺跡（豊岡 1989 ほか）において継続的な集落の展開が認められるとともに、楢原遺跡（藤田編 1994）や名柄遺跡（佐々木 2012）、太田遺跡（今尾ほか 1995）などの集落が金剛・葛城山麓に広がりをみせてくる。歴史的な評価は定まっていないものの、秋津遺跡において当該期最大級の方形区画施設や、独立棟持柱をもつ掘立柱建物なども検出されており（図 2-12、米川・菊井 2010 ほか）、当地域が成立当初のヤマト政権と密接な関わりがあった可能性が高い。ただし、大和東南部において大型前方後円墳が多数築造されていく時期にありながら、当地域における古墳の築造は顕著ではなく、鴨都波遺跡の付近に築かれた西浦古墳（梅原 1922）や、鴨都波 1 号墳（写真 2-4、藤田・木許編 2001）、やや離れた掖上地域のオサカケ古墳（島本 1938）などの小規模古墳しか確認されていない点は、当地域がもつ歴史的な意味を考える上で大変示唆的である。巨勢山 419 号墳（藤田編 2002）は、巨勢山古墳群中最古の、前期に遡る可能性のある一辺 11 mの方墳であり、巨大群集墳としての巨勢山古墳群とは切り離して考えるべきものかもしれないが、巨勢山丘陵における古墳築造の端緒として一定の評価は必要となろう。



図 2-12　秋津遺跡　方形区画施設
（奈良県立橿原考古学研究所提供）



写真 2-4　鴨都波 1 号墳　粘土槨

古墳時代中期になると、当地域は古代豪族葛城氏の本拠として隆盛を極める。特にその象徴となるのが宮山古墳である（写真 2-5）。墳長 245 mを誇る前方後円墳で、周堤を含めた全長は 300 mを越える規模であったと推定される。上述した前期の古墳築造動向からすると、突如としてこの地域に現れたと評価することができ、近畿地方の大型前方後円墳において埋葬施設やその上面に設置された墳頂埴輪列などの実態が明らかになっている学術的にも貴重な古墳といえる（秋山･網干 1959）。古代豪族葛城氏の祖とされる葛城襲津彦の奥津城であるとされ（白石 1973）、巨勢山古墳群の築造に際しても宮山古墳の存在が重要な鍵になっていると考えられる。



写真 2-5　史跡宮山古墳　全景（南から）



写真 2-6　史跡屋敷山古墳　全景（南東から）



写真 2-7　掖上鑵子塚古墳　全景（南西から）



写真 2-8　極楽寺ヒビキ遺跡（南西から）
（奈良県立橿原考古学研究所提供）



写真 2-9　北花内大塚古墳（飯豊天皇埴口丘陵、南から）



写真 2-10　石光山古墳群（北から）
（奈良県立橿原考古学研究所提供）

他にも宮山古墳のすぐ東側にあり、宮山古墳と近接する時期に築造されたと考えられるみやす塚古墳（網干 1959）や、葛城山東麓に築かれた火振山古墳（久保 1975 ほか）、屋敷山古墳（写真 2-6、菅谷 1975）、曽我川流域の山間部に築かれた墳長 150 mの規模を誇る掖上鑵子塚古墳（写真 2-7、楠元編 1978 ほか）の存在も当地域における歴史叙述には欠かせない一級資料といえる。

これら古墳に加えて、金剛山東麓に広がる南郷遺跡群の存在は特筆される（坂編 1996 ほか）。広範囲に居住・生産・祭祀の要素が散在する渡来系要素の強い集落であり、板柱を用いた大型掘立柱建物が検出された極楽寺ヒビキ遺跡（写真 2-8、北中編 2007）や、首長居館の一部が検出された名柄遺跡（藤田 1991）、継続的な金属器生産の痕跡が確認されている脇田遺跡（神庭・青柳ほか 2019）などと合わせて、古代豪族葛城氏の権勢をありありと伝えている。

古墳時代後期になると、いくつかの遺跡で住居跡などが確認できるものの、集落の展開は不明瞭になる。古墳の築造に関しても大きな変化が見られるようになり、葛城山東麓には北花内大塚古墳（飯豊天皇埴口丘陵、写真 2-9、土生田 1980 ほか）や二塚古墳（小島編 1962 ほか）、平林古墳（坂編 1994）などの前方後円墳が築造されるものの分布は散漫であり、対照的に巨勢山丘陵の東側に細長く伸びる巨勢谷地域において、大型横穴式石室をもつ古墳が連綿と築かれるようになる。主要なものは、権現堂古墳（河上 2001 ほか）、新宮山古墳（奈良県教育委員会 1980）（ともに県史跡）、水泥古墳（網干 1961b ほか）（国史跡）があげられ、高取町域の市尾墓山古墳（河上編 1984 ほか）や市尾宮塚古墳（木場編 2018）（ともに国史跡）なども含めて、古墳時代から古代にかけて権勢を誇った有力豪族巨勢氏との関係が想定されている。厳密には巨勢谷地域から外れるものの、本計画の対象である史跡條ウル神古墳（金澤編 2019）についても列島最大級の横穴式石室をもち、その特徴の一部が巨勢谷の例に似ることから、巨勢氏との関係が指摘されている。巨勢山古墳群は古墳時代後期の中頃に群形成のピークを迎え、これら大型横穴式石室墳と地理的に近接しているが、歴史的関係の有無については明確になっていない。

これら巨勢谷地域の大型横穴式石室は、狭い地域

に連続して首長墳が築造される現象から多くの研究の素材として利用されており（河上 1979・1992 ほか）、大和における横穴式石室の編年研究や地域性研究などに大きな役割を果たしている。

古墳時代後期の金剛・葛城山東麓においては複数の群集墳が群形成を行っている。葛城山東方の独立丘陵上に立地する石光山古墳群（写真 2-10、河上ほか編 1976）や、葛城山東側斜面の尾根上に位置する寺口千塚古墳群（坂編 1991）、寺口忍海古墳群（千賀編 1988）、山口千塚古墳群（泉森・菅谷 1971 ほか）、笛吹古墳群（関川 1987 ほか）、小林古墳群（藤田 1987 ほか）、石川古墳群（白石 1974、金澤ほか 2019）、吐田平古墳群（網干 1961a）、金剛山東側斜面の尾根上に位置する北窪古墳群（廣岡 2002 ほか）、ドンド垣内古墳群（十文字編 2007）などがあげられ、中期に築造が開始されるものや終末期にまで築造が続くものも存在する。これら群集墳のなかには渡来系集団との密接な関わりが想定されるものも含まれており、金剛・葛城山東麓部は後期を中心に多様な集団の墓域として広く利用されていたと考えられる。

（4）古代～中世

古代の遺跡についてはほとんど明らかになっていないが、寺院の築造は盛んに行われている。伽藍配置が復元できるものは巨勢寺に限られるが（河上・木下編 2004）、近年の調査で新たに検出された二光寺廃寺（写真 2-11、廣岡 2006）では、金堂と考えられる礎石建物の一部が検出されるとともに、その周囲から多量の塼仏や瓦が出土している。その出土瓦の中には、近隣の朝妻廃寺（前園ほか 1978 ほか）や高宮廃寺（写真 2-12、松田ほか 1993 ほか）の瓦と同笵のものがあり、密接な関連を有する可能性が考えられる。



写真 2-11　二光寺廃寺　金堂（東から）
（奈良県立橿原考古学研究所提供）



写真 2-12　史跡高宮廃寺跡　金堂（東から）

奈良時代、大宝律令の制定によって天皇を中心とした二官八省の行政組織が中央でつくられたのに対し、地方では国郡里を単位とした行政区分が設けられた。国郡里制によって大和国は 15 の郡に分けられ、その内の葛上郡が御所市域に相当する。承平 5 年（935）に成立した『和名類聚抄』によると葛上郡は、日置・高宮・牟婁・桑原・上鳧・下鳧・大坂・楢原・神戸・余部の 10 郷からなり、その内の牟婁郷は、江戸時代の地誌である『大和志』では現在の御所市室に比定され、その中に條も含まれていたと思われる。

平安時代になると、都が京都に遷ったこともあり、大和は藤原氏を中心とした貴族層によって田地が開墾され、荘園が増加した。それと同時並行で興福寺や東大寺などの有力寺社も荘園を増やし、大和平野には国司の支配権が及ばない土地が広がった。葛上郡は興福寺の支配が及んでいたようで、延久 2 年（1070）の『興福寺大和国雑役免坪付帳』によると、葛上郡にあった長柄庄、西菓子庄、石摩庄、今木庄、西井殿庄が興福寺の雑役免田となっていた。条里制で言うところの葛上郡三十六条四里に位置する條は石摩庄に含まれ、巨勢寺田に設定されていた。また、石摩庄西部には室庄があった。室庄は鎌倉時代から存在する荘園であり、後鳥羽天皇皇子の桜井宮覚仁法親王の所領であった。延慶 3 年（1310）の「春日若宮領伴田東荘注文」（『千鳥家文書』）の坪付に「三十七条二里　三十五坪　二反半　ムロ観世王殿」と記載されている。

平安末期の興福寺は、平清盛が大和国の知行国主になったことや南都焼き討ちの影響もあり、一時的に権力は低下したが、鎌倉時代になると幕府によって守護に任命され、興福寺が大和国の事実上の支配者となった。興福寺は荘園支配を基盤におきつつ、地侍たちを家来化し、衆徒・国民として編成し軍事的役割を担わせた。衆徒は興福寺を中核とした北大和に拠点を置いた集団だが、国民は南大和に集中し春日社末社の神人であった。この衆徒・国民は南北朝から戦国期にかけて活躍し、後に戦国大名化を遂げた筒井氏も元は興福寺の衆徒の棟梁であった。葛上郡の地侍は国民であり、楢原・吐田・倶尸羅氏などが存在したが、室町時代以降は楢原・吐田の両氏が勢力を伸長させ、楢原郷・吐田郷を形成した。

巨勢山丘陵一帯は、室町後期頃より吐田氏被官の室氏の拠点となる。室町後期の史料である「越智郷反銭収納算用状」(『春日大社文書』) には室方として「室庄　五町」とあり、戦国期の「春日進官領納帳」(天理図書館所蔵文書) には「吐田室領　合弐斗弐升」と室氏の拠点を示すような記録がある。『経覚私要抄』文明3年 (1471) 6月9日条には「今朝自奈良原室城へ押寄候、吐田ノ豊田ハ室聟ナル間、城馳入之間」とあり、応仁・文明の乱の際に室氏は越智・古市方 (西軍) の豊田氏の親戚であったため、筒井・十市方 (東軍) の楢原氏に攻められている。なおここに登場する室氏の居城である「室城」は「城山」とも称されており、宮山古墳南方丘陵 (現在の御所市城山台) にあったとされる。また、室庄の南方の巨勢山丘陵のほぼ中央に所在した朝町荘は室町期に成立したとされ、当初は興福寺大乗院門跡領であったが、室町後期になると楢原氏の所領となった。さらに南方の寺田郷は一乗院門跡領として南北朝期に成立しており、中世の巨勢山丘陵は複数の支配者が入り組んでいたことが分かる。

(5) 近　世

戦国時代の争乱で在地武士たちの勢力が衰退していくと、代わって豊臣秀吉の弟秀長が郡山城主として入部した。大和は豊臣政権のもと、検地や刀狩りが実施されたことで兵農分離が進み近世村落社会へ移行する。

巨勢山丘陵一帯には室村をはじめ、朝町村や寺田村、多田村などがあった。室村は慶長郷帳によると新庄藩領であり、寛永期に一部が旗本桑山氏と新庄藩の相給地 (複数領主による支配) となって以降は、幕府や郡山藩、櫛羅藩など支配者が幾度も交代した。また、寛文年間 (1661～1673) 以降、室村の一部が分村し、条村 (幕府領) が成立した。朝町村は当初は新庄藩領となり、天和2年 (1682) からは幕府領に編入される。船路・五百家付近まで続く朝町鉱山は江戸時代初期から銅鉱山として知られていたという。寺田・多田両村は、当初は近江小室藩領だったが、天明期 (1789～) 以降は幕府領となった。上記のように近世の巨勢山丘陵は中世に引き続き複数の領主が入り組んでおり、その変遷も激しかったことが分かる。

(6) 近　代

明治4年 (1871) 7月の廃藩置県によって、現御所市域の村々は奈良県または櫛羅県に属したが、同年11月には大和を管轄する奈良県が設置されることとなった。その後、奈良県は堺県または大阪府に併合された時期もあったが、明治20年 (1887) には奈良県の再設置が実現し、現在に至る。

明治22年 (1889) の町村制施行に伴い、御所町、吐田郷村、秋津村、掖上村、葛城村、葛村、忍海村、櫛羅他七ヶ村組合村 (のち大正村) が成立した。第二次大戦後、町村合併促進法に基づく町村合併が相次ぎ、昭和33年 (1958) には現在の市域を包括する御所市が発足した。

※上記の「2　歴史的環境」の古代から近世にかけての記述は主に以下の文献を参考に作成した。

①平凡社編『日本歴史地名大系第30巻　奈良県の地名』平凡社、1981年
②「角川日本地名大辞典」編『角川日本地名大辞典29　奈良県』角川書店、1990年
③奈良県史編集委員会『奈良県史　1地理－地域史・景観』名著出版、1985年
④御所市史編纂委員会『御所市史』御所市役所、1965年

3　社会的環境

（1）人　口

御所市全体の人口・世帯数は、令和 7 年 10 月 31 日時点で 22,742 人、世帯数 11,873 世帯、高齢化率 42.8%である。人口の増減状況をみると、平成 8 年から減少傾向となっている。御所市統計書によると、10 年前の平成 26 年で 28,128 人、 5 年前の令和 1 年で 25,638 人であり、令和 6 年の 23,295 人と比較すると、この 5 年で 2,343 人減少、減少率は約 9.1%となっている（図 2-13）。総務省統計局による将来の人口推計をみると、2050 年には人口 10,788 人、高齢化率 58.2%となっており、このままでは市勢の減衰に歯止めが効かない状態といえる（図 2-14・15）。

史跡條ウル神古墳が位置する御所市大字條地区に限定して人口の状況をみると、人口規模が小さい

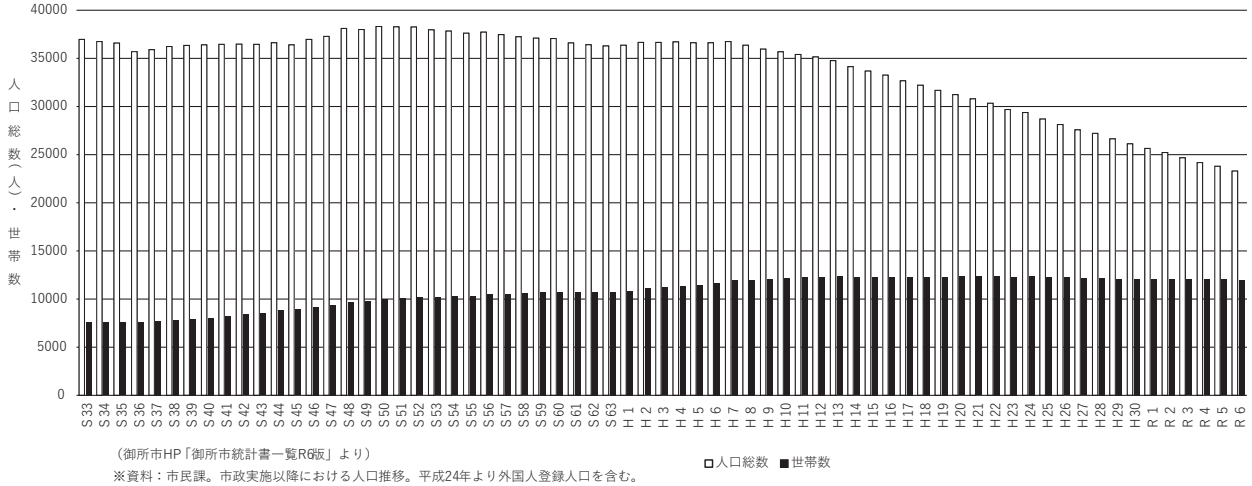


図 2-13　御所市の年次別人口・世帯数

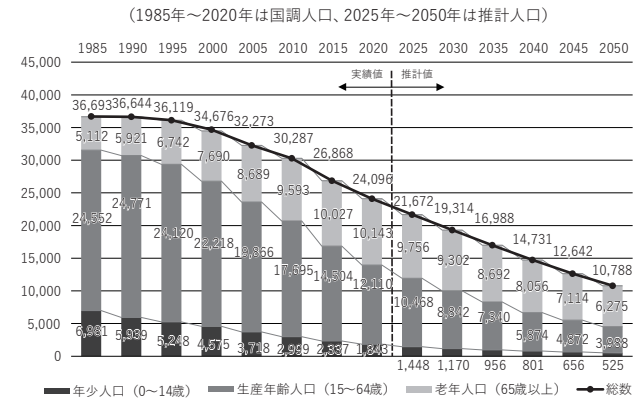


図 2-14　年齢別人口の推移（御所市全体）

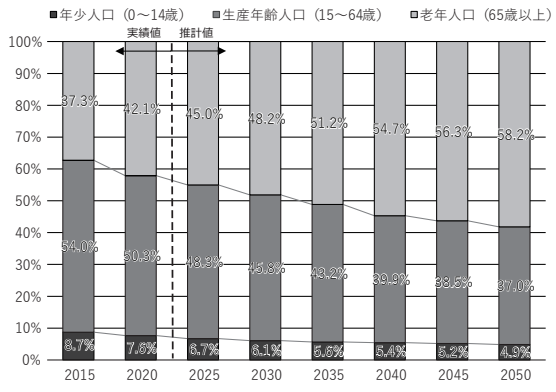


図 2-15　今後の高齢化率の予想（御所市全体）

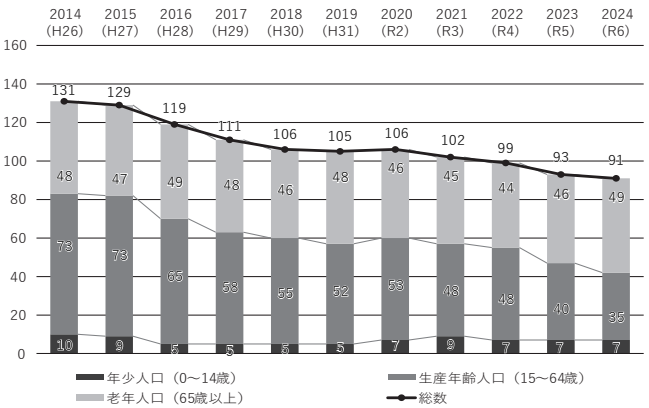


図 2-16　年齢別人口の推移（大字條地区）

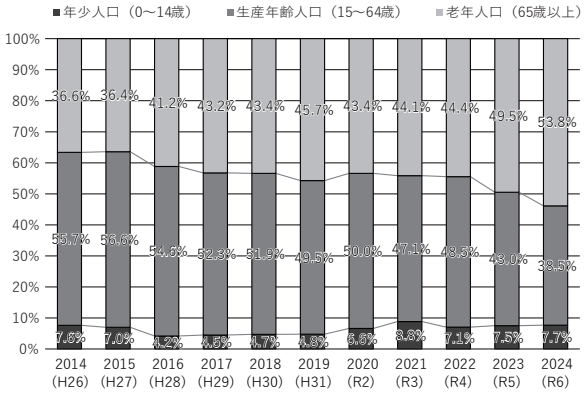


図 2-17　高齢化率の変化（大字條地区）

ため御所市全体の変遷とやや異なる様相をみせており、生産年齢人口は継続的に減少しているものの、老年人口や年少人口についてはほぼ横ばいとなっている（図 2-16）。高齢化率については、平成 27 年時点では御所市全体 37.3％に対して條地区 36.4％とほぼ同値であったが、令和 2 年には御所市全体 42.1％に対して條地区 43.4％と上回る数値になっており、御所市の他地区と比較してより早く高齢化が進んでいる現状が認められる（図 2-17）。

（2）産　業

御所市の産業は、製造業や卸売・小売業の事業所が多く、従業者数では医療・福祉の数が多い。製造業では特に化学、電気機械器具、プラスチック製品の出荷額が多く、本計画地の北側にもそういった製造業の事業所が複数存在している。

農業については、総農家数 1,376 戸（平成 27 年調査時点）のうち 45.2％が自給的農家、農業所得を従とする第 2 種兼業農家が 37.5％であり、近年その規模は大きく減少している。

史跡條ウル神古墳の周囲をみると、南側には以前まで採石場として利用され現在は残土処理場となっているエリアがあるものの、西･北側には條集落、東側には耕作地があるのみで目立った事業所はなく、北側は国道 309 号線沿いまで出ると、変電所や工場、資材置き場などが一定数存在している。

（3）交　通

御所市の幹線道路は、市域を南北に縦貫し京都と和歌山方面を結ぶ国道 24 号線と、大阪府と吉野（よしの）方面を結ぶ東西道の国道 309 号線がある。これら国道に、主要地方道御所香芝（ごせかしば）線、大和高田御所線（やまとたかだ）、玉

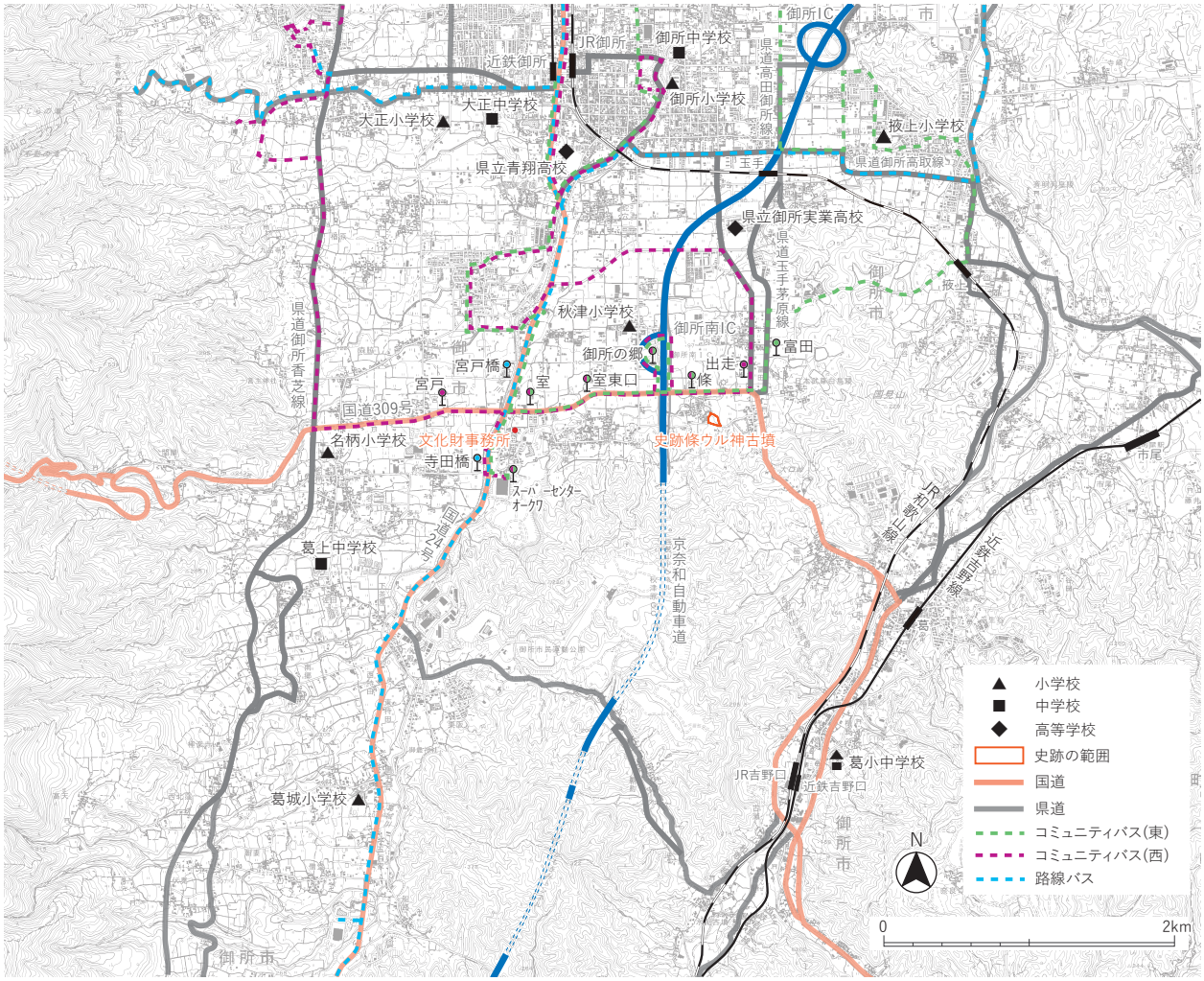


図 2-18　史跡條ウル神古墳周辺の交通網と市内教育施設配置図

手茅原線などの県道が連絡している。「山麓線」と呼ばれている御所香芝線は、南阪奈道路と接続するなど、広域アクセス道路としても利用されている。

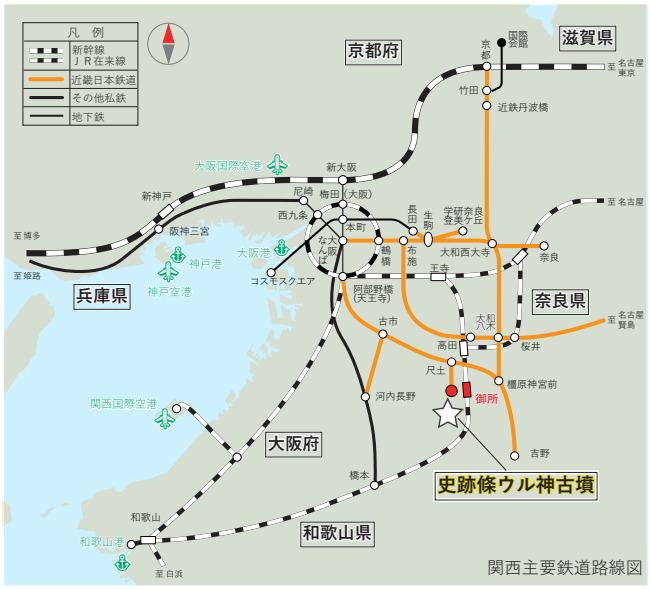
また、京都－奈良－和歌山を結ぶ高規格道路の京奈和自動車道も整備され、市内には御所 IC と御所南 IC・PA がある。京奈和自動車道の整備によって、近畿一円への自動車交通の利便性が向上し、観光振興や産業活動の活性化も期待されている。

鉄軌道では、王寺駅で関西本線と接続する JR 和歌山線が南北に走り、市内に 4 つの駅が設置されている。また、尺土駅で近畿日本鉄道南大阪線と接続し、近鉄御所駅を終点とする近鉄御所線が走る。また橿原神宮前駅から吉野駅までを結ぶ近畿日本鉄道吉野線が市域の東部を南北に走っており、2 つの駅が設置されている。

バス路線では、奈良交通が近鉄御所駅発着で、新宮駅・五條バスセンター行きおよび大和八木駅・近鉄大和高田駅行きの南北の路線が運行されている。また、市域北半に限られるが、市役所などの公共施設や鉄道駅を結ぶ市営コミュニティバスもあり、東西 2 つのコースで運行されている（図 2-18）。

周辺の主要都市および空港から御所市までのアクセス手段と所要時間は図 2-19 の通りで、奈良市内や大阪市内、関西国際空港などからは自動車でのアクセスが 1 時間程度であり、利便性は悪くない。鉄道に関しても京都や和歌山方面からは 100 分程度の時間を要するが、奈良市内や大阪方面からは 40 分程度でアクセスが可能となっている。

さらに史跡條ウル神古墳周辺までのアクセスをみると、御所市の主要駅である JR 御所駅・近鉄御所駅からは徒歩の場合は約 50 ～ 60 分、最寄り駅である JR 玉手駅からは 30 分程度を要する。近鉄御所駅からバスを利用する場合、奈良交通バスでは室交差点付近のバス停宮戸橋まで約 6 分、合計所要時間



関西主要鉄道路線図



関西主要幹線道路整備状況図（出典：国土交通省　近畿地方整備局ＨＰ）

●奈良市方面から
[鉄道] JR 奈良駅→御所駅 (王寺経由) (約 40 分)
近鉄奈良駅→近鉄御所駅（西大寺・橿原神宮前・尺土駅経由）(約 50 分)
[道路] 京奈和自動車道経由 (約 40 分)
●京都方面から
[鉄道] JR 京都駅→ JR 御所駅（奈良・王寺駅経由）(約 100 分)
近鉄京都駅→近鉄御所駅（西大寺・橿原神宮前・尺土駅経由）(約 80 分)
[道路] 京奈和自動車道・第二京阪道路・近畿自動車道・南阪奈道路経由 (約 80 分)
●大阪方面から
[鉄道] JR 天王寺駅→ JR 御所駅（王寺駅経由）(約 40 分)
近鉄阿部野橋駅→近鉄御所駅（尺土駅経由）(約 40 分)
[道路] 近畿自動車道・南阪奈道路経由 (約 40 分)
●和歌山方面から
[鉄道] JR 和歌山駅→ JR 御所駅（五条駅経由）(約 100 分)
JR 和歌山駅→ JR 御所駅（天王寺・王寺駅経由）(約 90 分)
[道路] 阪和自動車道・南阪奈道路経由 (約 80 分)
●関西国際空港から
[鉄道] JR 関西空港駅→ 近鉄御所駅（天王寺・阿部野橋駅経由）(約 80 分)
[道路] 関西空港自動車道・阪和自動車道・南阪奈道路経由 (約 60 分)
●大阪国際空港から
[鉄道] 大阪国際空港→近鉄御所駅（空港バス利用、阿部野橋駅経由）(約 90 分)
[道路] 中国自動車道・近畿自動車道・南阪奈道路経由 (約 60 分)
●名古屋方面から
[鉄道] 近鉄名古屋駅→近鉄御所駅（橿原神宮前・尺土駅経由）(約 130 分)
[道路] 東名阪自動車道・名阪国道・京奈和自動車道経由 (約 170 分)

図 2-19　史跡條ウル神古墳への周辺主要地点からのアクセス手段と所要時間

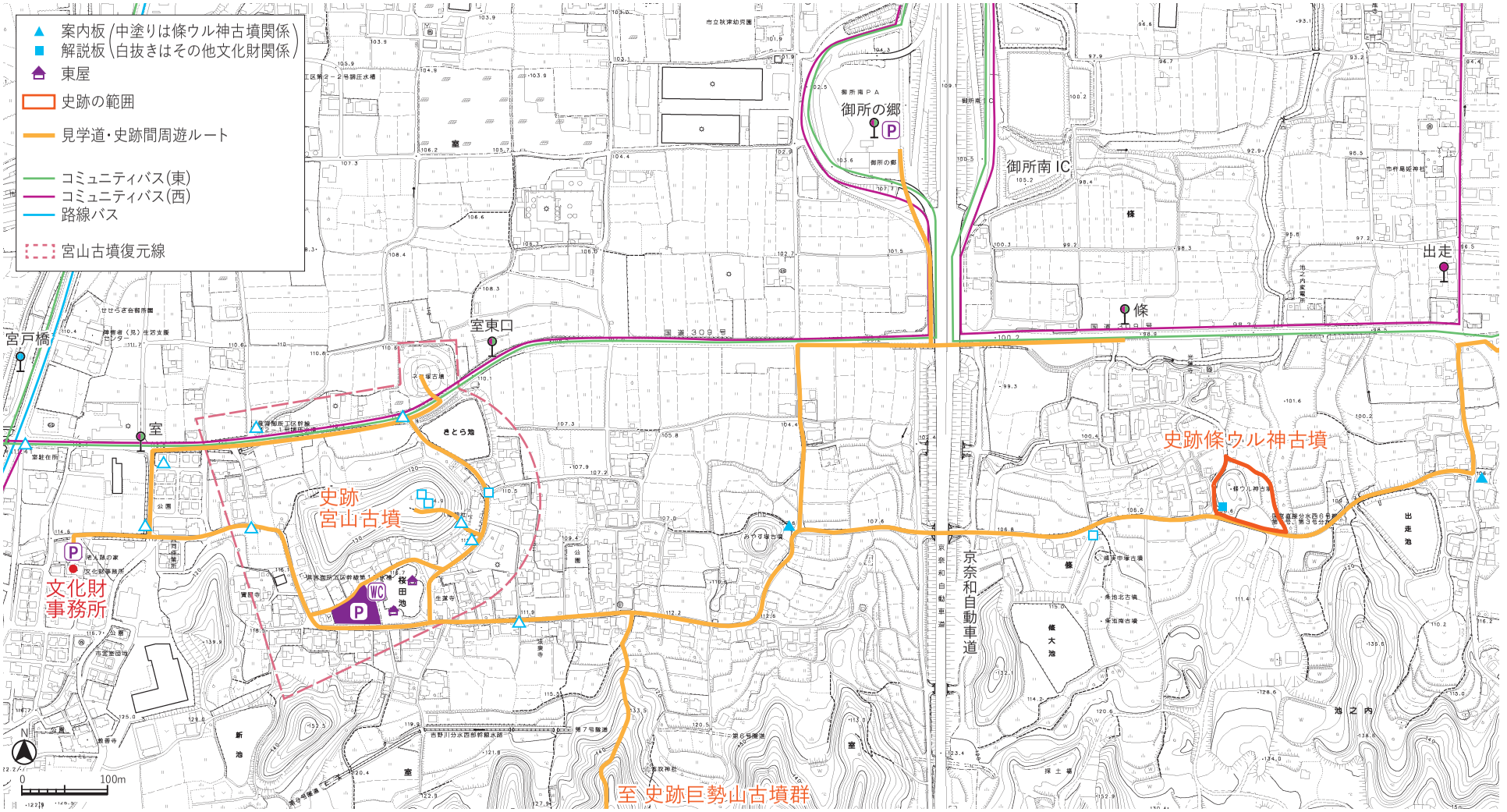


図 2-20　史跡條ウル神古墳周辺の見学ルートと案内板等設置状況

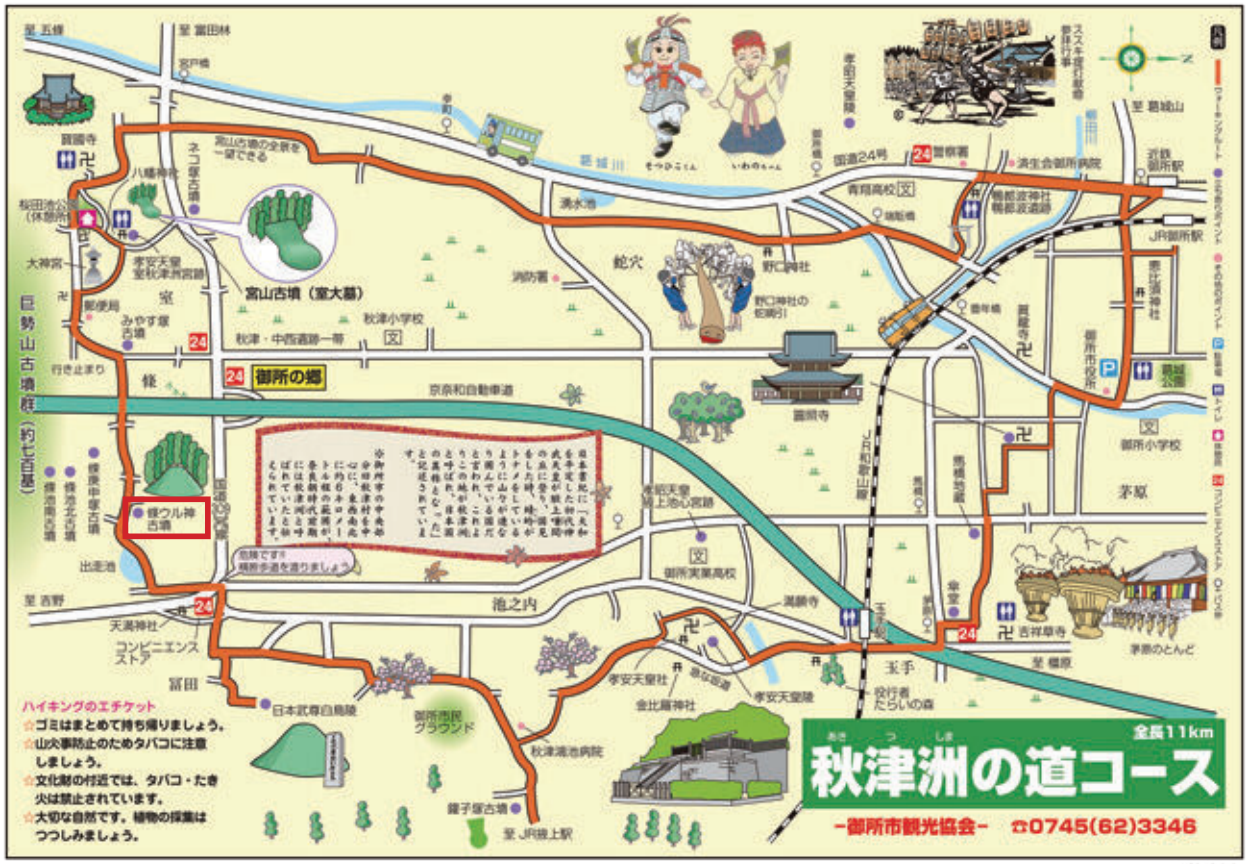


図 2-21 「秋津洲の道コース」案内マップ

30 分程度、コミュニティバスではバス停條まで約 40 分かかり、バス停から史跡條ウル神古墳までは徒歩約 5 分でアクセスできる。ただし路線バスについては 1 時間に 1 本程度の本数しかなく、コミュニティバスに至っては 2 時間から 3 時間に 1 本程度と決して利用しやすい交通手段とは言い難い。自動車を利用する場合は、史跡指定地の西に市道秋津 93 号線、南に市道室・出走線が接しているものの、どちらも幅員 4 m以下の狭い道路となっており、直接古墳近傍まで訪れることは難しい。しかし北西には京奈和自動車道御所南 IC・ＰＡがあり、ＰＡから古墳までは徒歩 15 分程度である。また、至近の位置に立地する史跡宮山古墳見学時の駐車スペースとして利用可能な桜田池公園からのアクセスについても、徒歩 15 分程度となっており、自動車と徒歩を併用してのアクセスは他の交通手段に比べると比較的良好といえる（図 2-20）。

このようにみると、自動車を除く史跡條ウル神古墳へのアクセスは決して良いとは言えず、比較的アクセスの良い自動車についても、来訪者のための駐車スペースが史跡指定地の付近になく、少し離れた桜田池公園の広場や御所南ＰＡとなっており、それぞれの地点から史跡指定地までの案内板もほとんど設置されていないため、初めて訪れる人にとっては非常に利用しにくい状況といえる。

現状では、史跡條ウル神古墳への案内板は、宮山古墳とのほぼ中間地点に位置するみやす塚古墳の丁字路と、史跡條ウル神古墳から東へ 250 mほど進んだ丁字路の 2 箇所のみであり、非常に少ない（図 2-20）。この案内板は、御所市観光協会が「秋津洲の道」として設定しているコース上に設置されており（図 2-21）、このコースに沿って来訪する見学者に対しては誘導効果があるものの、史跡條ウル神古墳に直接訪れる見学者にとっての適当な配置になっているとは言えない。加えて、自動車で来訪する見学者に対した駐車場の案内も十分にできていないため、史跡指定地周囲の狭い道路への路上駐車を引き起こしかねない状況にもなっている。

史跡條ウル神古墳には行楽シーズンを中心に観光客が訪れているが、その実数や具体的なアクセス方法については十分な情報が得られていない。そのような中、日常的な問い合わせや史跡條ウル神古墳に

ほど近い場所にある御所市文化財事務所展示室へのアクセス方法などを参考にすると、やはり自動車での来訪者が多い印象を受ける。市内の他の観光スポットと合わせて来訪される方の中には鉄道・バス・徒歩を組み合わせて来られる方も一定数おられるようであり、その際は上でも触れた市観光協会が発行している観光マップを頼りに来られる来訪者が多い。ただし、その場合も史跡や駐車スペースの位置に関する問い合わせは多くあり、来訪者に向けたアクセス方法の周知には課題が多い現状といえる。

（4）土地利用

史跡指定地周辺の土地利用は、南側の巨勢山丘陵の一部が残土処分場として利用されている以外は基本的に住宅と耕作地となっている。

（5）地域資源

地域資源は、文化財とその他に分けて考えることができる。

●文化財

御所市には、国指定文化財 12 件、県指定文化財 12 件、市指定文化財 8 件、国認定文化財（重要美術品）4 件、国登録文化財 9 件がある（表 2-1、図 2-22）。常時見学できないものもあるが、国史跡條ウル神古墳のほかに、国史跡の宮山古墳、水泥古墳、県史跡の新宮山古墳や権現堂古墳は日々見学者が絶えない。『万葉集』に多く詠われた巨勢谷を通る巨勢路（こせじ）沿いに残る国史跡巨勢寺塔跡は、飛鳥～平安時代の寺院跡である。

表 2-1　御所市内指定文化財一覧

No.	区分		指定年月日	名　　称	員数	所有者又は管理者
1	史跡	国	大正 10 年 3 月 3 日 (1921．3．3)	宮山古墳		管理　御所市 (大字　室)
2			平成 14 年 12 月 19 日 (2002．12．19)	巨勢山古墳群		御所市・個人 (大字　室・西寺田・ 城山台・多田・朝町・條)
3			昭和 2 年 4 月 8 日 (1927．4．8)	巨勢寺塔跡		管理　御所市 (大字　古瀬)
4			昭和 2 年 4 月 8 日 (1927．4．8)	高宮廃寺跡		管理　御所市 (大字　鴨神)
5			昭和 9 年 3 月 13 日 (1934．3．13)	金剛山		葛木神社 (大字　高天)
6			昭和 36 年 7 月 6 日 (1961．7．6)	水泥古墳		個人 (大字　古瀬)
7			令和 3 年 10 月 11 日 (2021．10．11)	條ウル神古墳		管理　御所市 (大字　條)
8		県	昭和 53 年 3 月 28 日 (1978．3．28)	権現堂古墳		大字　樋野
9			昭和 53 年 3 月 28 日 (1978．3．28)	新宮山古墳		個人 (大字　稲宿)
10	天然記念物	県	昭和 58 年 3 月 15 日 (1983．3．15)	大川杉		高鴨神社 (大字　東佐味)
11		市	平成 26 年 11 月 28 日 (2014．11．28)	葛城山のギフチョウ（卵、幼虫、蛹、成虫）	不定	金剛葛城観光開発株式会社他 7 名
12	建造物	国	明治 35 年 7 月 31 日 (1902．7．31)	高鴨神社本殿 三間社流造、正面軒唐破風付、檜皮葺 附　棟札　1 枚	一棟	高鴨神社 (大字　鴨神)
13			昭和 36 年 3 月 23 日 (1961．3．23)	安楽寺塔婆 桁行三間、梁間三間、一重、宝形造、 本瓦葺　（本三重塔初重）	一基	安楽寺 (大字　稲宿)
14			昭和 43 年 4 月 25 日 (1968．4．25)	中村家住宅 桁行 22.14 m、梁間 13.194 m、 入母屋造段違、本瓦葺	一棟	個人 (大字　名柄)
15		県	昭和 33 年 3 月 20 日 (1958．3．20)	高鴨神社摂社東神社本殿 三間社流造、檜皮葺 附　棟札　5 枚	一棟	高鴨神社 (大字　鴨神)

No.	区分		指定年月日	名　　称	員数	所有者又は管理者
16	建造物	県	昭和33年3月20日 (1958．3．20)	長柄神社本殿 一間社春日造、銅板葺 附　棟札17枚	一棟	長柄神社 (大字　名柄)
17			令和5年3月24日 (2023．3．24)	赤塚家住宅（主屋、内蔵、風呂棟、客用門） 附　客用門両脇塀、井戸屋形、井戸屋形両脇塀	四棟	御所市教育委員会 (本町)
18		市	平成15年6月1日 (2003．6．1)	八幡神社　本殿 同　摂社　天児屋根命社　本殿 同　摂社　天照皇大神社　本殿	一棟 一棟 一棟	伏見八幡神社 (大字　伏見)
19			平成15年6月1日 (2003．6．1)	鴨都波神社　本殿	一棟	鴨都波神社 (宮前町)
20		国（登録）	平成19年10月2日 (2007．10．2)	中井家住宅　主屋	一棟	個人 (南中町)
21				中井家住宅　座敷棟	一棟	
22				中井家住宅　土蔵	一棟	
23			令和3年10月14日 (2021．10．14)	南家住宅　主屋	一棟	個人 (大字　池之内)
24				南家住宅　別座敷	一棟	
25				南家住宅　道具蔵	一棟	
26				南家住宅　門屋及び庭門	一棟	
27				南家住宅　木塀	一基	
28			令和7年3月13日 (2025．7．13)	さくら茶屋（山本家住宅長屋）	一棟	個人 (鴨口町)
29	彫刻	国	昭和24年2月18日 (1949．2．18)	木造　大日霊命座像 御霊大神座像	二軀	鴨山口神社 (大字　櫛羅)
30			昭和24年2月18日 (1949．2．19)	木造　阿弥陀如来座像	一軀	九品寺 (大字　楢原)
31		重要美術品	昭和24年5月26日 (1949．5．26)	木造　阿弥陀如来座像	一軀	龍正寺 (大字　名柄)
32			昭和24年5月26日 (1949．5．26)	木造　十一面観音立像	一軀	勝福寺 (大字　西寺田)
33			昭和24年5月26日 (1949．5．26)	木造　阿弥陀如来座像	一軀	勝福寺 (大字　西寺田)
34		県	昭和59年3月14日 (1984．3．14)	木造　地蔵菩薩立像	一軀	福応寺 (大字　出屋敷)
35	工芸品	県	昭和35年3月30日 (1960．3．30)	大刀 銘　景光	一口	管理責任者　葛木神社 (大字　高天)
36	考古資料	重要美術品	昭和13年9月5日 (1938．9．5)	帽形埴輪	一筒	個人
37	歴史資料	市	平成9年3月25日 (1997．3．25)	草場権関係文書一括	五点	水平社博物館 (大字　柏原)
38			平成18年4月1日 (2006．4．1)	文政十三年おかげ参り施行関係文書	二九点	御所市教育委員会
39			平成29年3月1日 (2017．3．1)	吉村虎太郎の襯衣（肌襦袢） 附　徳富蘇峰筆「吉村重郷　襯衣　盡忠報國」極め箱	一点 一点	個人 御所市教育委員会寄託
40			令和6年4月26日 (2024．4．26)	寛保二年御所町検地関係文書 附「御検地用集帖」箱	一点 一点	御所市教育委員会 個人
41	有形民俗	県	平成8年3月22日 (1996．3．22)	鴨都波神社祭礼渡御図絵馬	一面	鴨都波神社 (宮前町)
42	無形民俗	県	昭和53年3月28日 (1978．3．28)	東佐味　六斎念仏		東佐味六斎講 (大字　東佐味)
43			昭和58年3月15日 (1983．3．15)	茅原のトンド		吉祥草寺　茅原のトンド行事保存会 (大字　茅原)
44			平成12年3月31日 (2000．3．31)	御所の献灯行事		鴨都波神社 ススキ提灯保存会（御所）
45		市	平成26年11月28日 (2014．11．28)	蛇穴の蛇曳き汁掛け祭り 附　木造龍像 嘉永七年銘『野口大明神社記』 明治六～壱九年銘『野口社祭礼旧式』 明治二八～三八年銘『野口神社祭典式并ニ什宝帳』 昭和八年銘　「野口神社祭礼書類箱」	一件 一点 一点 一点 一点 一点	蛇穴区長 (大字　蛇穴)

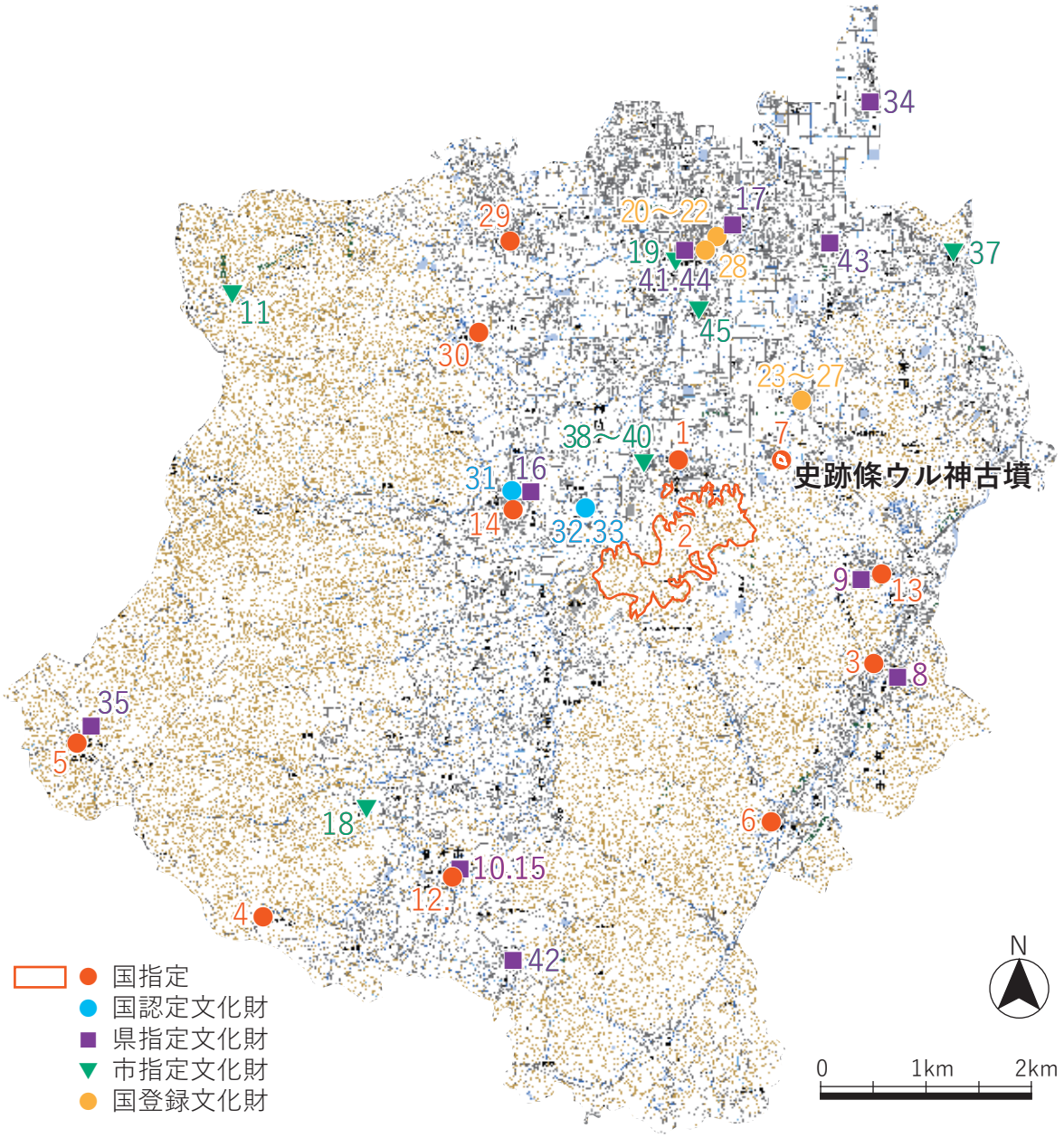


図 2-22　御所市内指定文化財等分布図（個人蔵除く）

市域の西側を画する金剛・葛城山は修験道の行場として知られ、初期の山岳寺院である国史跡の高宮廃寺跡をはじめとして、山麓部には未指定のものも含めると多数の古代寺院が造営された。また、延喜式内社である神社も多く残っており、指定文化財をもつ高鴨神社や長柄神社、鴨都波神社をはじめとして、高天彦神社、多太神社などが集中して存在している。令和２年には、和歌山県和歌山市友ヶ島から奈良県王寺町亀の瀬に至る葛城修験にまつわるストーリーが日本遺産に認定された。

葛城山山頂には、市指定文化財の天然記念物である「葛城山のギフチョウ」が生息しており、ミヤコアオイと合わせて保護されている。

御所市の中心市街地は「御所まち」と呼ばれ、江戸時代に商人町の西御所と寺内町の東御所として発展し、現在も当時の地割や伝統的建造物群の街並みを良く残している。

このように御所市域は、古代葛城氏・巨勢氏の本拠地として、また金剛・葛城山の自然を背景にした宗教関連施設や歴史的建造物などが多く残る地域として、豊かな文化遺産に恵まれた地といえる。

●その他の地域資源

史跡條ウル神古墳の西約 1.4km には、文化財の収蔵・調査・整理・研究の中心となる御所市文化財事務所があり、小規模ではあるものの、市域の歴史・文化遺産を扱った常設展示や企画展示などを実施している。ただし、常設展示のスペースに限りがあるため、史跡條ウル神古墳に関しては解説パネルのなかでわずかに触れている程度に留まり、出土品を展示するまでには至っていない。

市内の教育施設については、7 つの市立小学校と 4 つの市立中学校、加えて県立の中高一貫校が 1 校、県立高等学校が 1 校ある（図 2-18）。史跡條ウル神古墳が所在する條地区は、秋津小学校および御所中学校の校区になっているが、古墳自体の整備・活用が十分にできていないため、今のところ校外活動といった学校教育には活用されていない。高校との連携については、史跡條ウル神古墳と直接の関係はないものの、SSH（Super Sciense Highschool）に指定されている県立青翔高校とは遺跡出土種子の同定作業で連携し、環境保全や農業生物の育成について学ぶことができる県立御所実業高校の環境緑地科とは、平成 29 年に当市で開催した弥生時代のくらしをテーマにした企画展示において、生物多様性をテーマとしたスポット展示を行うなどいくつかの試みはなされており、史跡條ウル神古墳の保存活用においても同古墳に即した内容の連携が期待される。

史跡條ウル神古墳周辺の観光施設としては、京奈和自動車道御所南ＰＡ内に「御所の郷（ごせのさと）」と呼ばれる多目的施設がある。施設内にはフードコートや特産品販売、情報発信スペースがあり、京奈和自動車道建設に先立つ発掘調査で明らかとなった秋津遺跡・中西遺跡の調査成果などを解説するパネルがわずかに掲示されている。

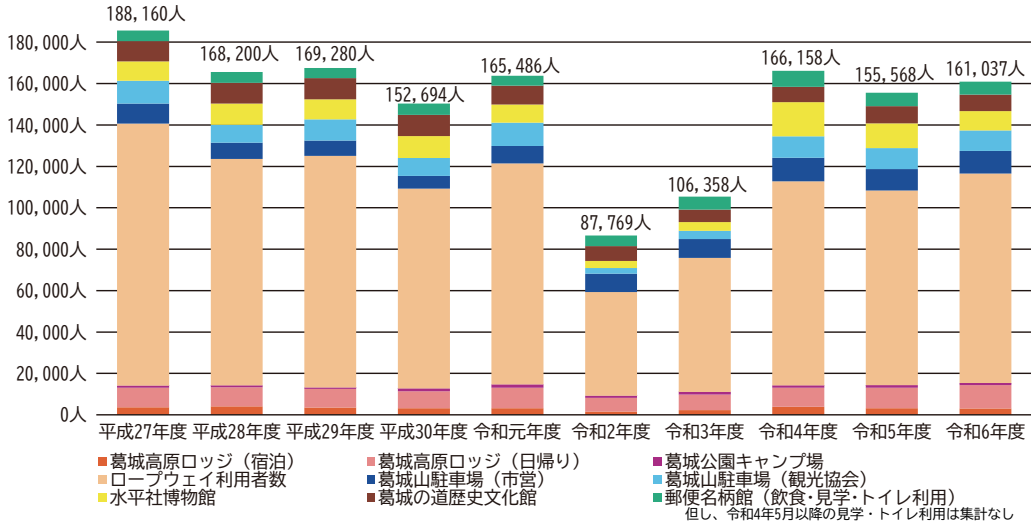


図 2-23　御所市主要観光施設　入込客数の変化

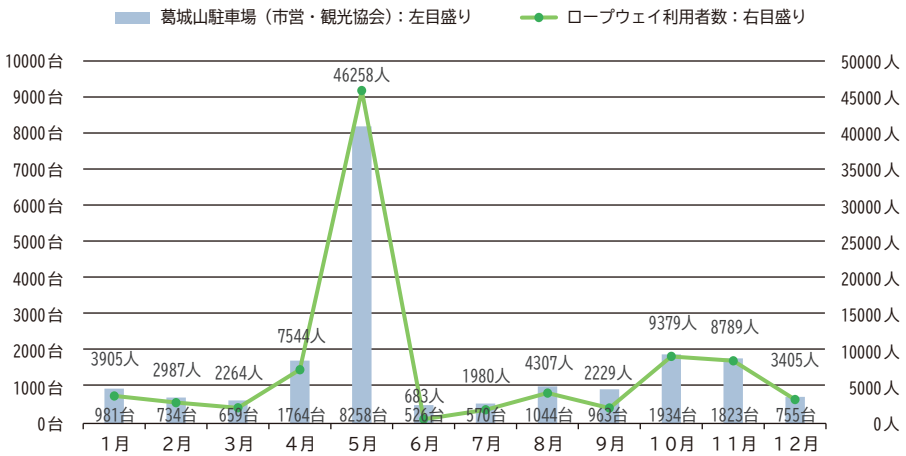


図 2-24　葛城山来訪者数の推移（令和 6 年）

市域全体に目を向けると、葛城山頂の宿泊施設である葛城高原ロッジや葛城高原キャンプ場、水平社運動の歴史を継承・発信する水平社博物館、葛城の歴史を伝えるだけでなく地域の環境保全活動の拠点的役割を担う葛城の道歴史文化館、大正レトロな郵便局舎をリノベーションし郵便の歴史資料を展示するカフェスペースである郵便名柄館などが市域各所に点在している。これら主要観光地への入込客数は、平成 27 年において約 18.5 万人であったものが、ここ数年減少傾向にあり、近年は 16 万人前後で推移していた。新型コロナウィルス感染症による影響が現れた令和２・３年は大きく数を減らしたものの、令和４年にはもとの水準にまで戻ってきている（図 2-23)。

自然環境としては、史跡指定地からやや離れるが、市域の西部に自然公園である金剛生駒紀泉国定公園があり、金剛･葛城山ともに近畿地方の人口集中地である大阪や京都からのアクセスが良いことから、登山・ハイキングに訪れる人が多い。特に、葛城山頂には「一目百万本」といわれるツツジの大群落があり、満開を迎える５月中頃には真っ赤に染まった葛城山に観光客が後を絶たない（図 2-24)。

金剛・葛城山の山麓部には、美しい棚田の風景が現在も広く残っており、９月頃には黄金色に色づき始めた稲と、畦道を埋め尽くす彼岸花の目の覚めるような赤色のコントラストが、全国から多くのフォトグラファーを惹きつけている。

（６）法的規制

計画地周辺における文化財保護法以外の法的規制については、以下のものがあり、これら対象となる地域においては開発等の行為に際して一定の制限がある。

・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域
・奈良県自然環境保全条例に基づく景観保全地区
・都市計画法に基づく市街化調整区域
・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域
・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域

宅地造成等工事規制区域（図 2-25）は、市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアとされており、区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合には、県知事の許可が必要である。史跡條ウル神古墳は、本規制区域に含まれているため、今後の整備内容によっては所定の手続きが必要となる（問い合わせ先：奈良県建築安全課)。

景観保全地区（図 2-26）は、森林、山岳、高原、丘陵、古墳、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区として指定されており、工作物等の新・増・改築や土地の形質変更等の行為に際しては県知事への届出が必要である。史跡條ウル神古墳の南・東に位置する巨勢山丘陵や国見山は、「国見山景観保全地区」として奈良盆地西南部の青垣山を形成する良好な丘陵、森林等の保全を目的として指定されている。史跡條ウル神古墳は、その北辺に隣接しているものの、区域内には含まれていない（問い合わせ先：奈良県景観・自然環境課)。

市街化調整区域（図 2-25）は、都市計画において市街化を抑制する地域として指定されており、許可手続きが不要と定められている内容以外の開発行為に関しては、県知事の許可が必要である。史跡條ウル神古墳の指定地は、その全域が市街化調整区域に該当している。なお、規制緩和に関わる法令として、「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」に基づいて、住宅等の立地を認める区域が計画地周辺に指定されているが、史跡條ウル神古墳の指定地はその区域に含まれていない。国道 24 号沿いの市街化区域は、工業系用途の指定がなされているが、採土・採石場を含む準工業地域と工業地域の全域および工業専用地域の一部には、地区計画の区域に指定されており、風俗営業の禁止など建築物の用途の制限がある（問い合わせ先：御所市まちづくり推進課)。

農業振興地域（図 2-26）は、農業の健全な発展を図るために、必要な施策を計画的に推進することを定めた地域で、主として耕作等のための土地として農地以外の開発制限がある農用地区域が定められ

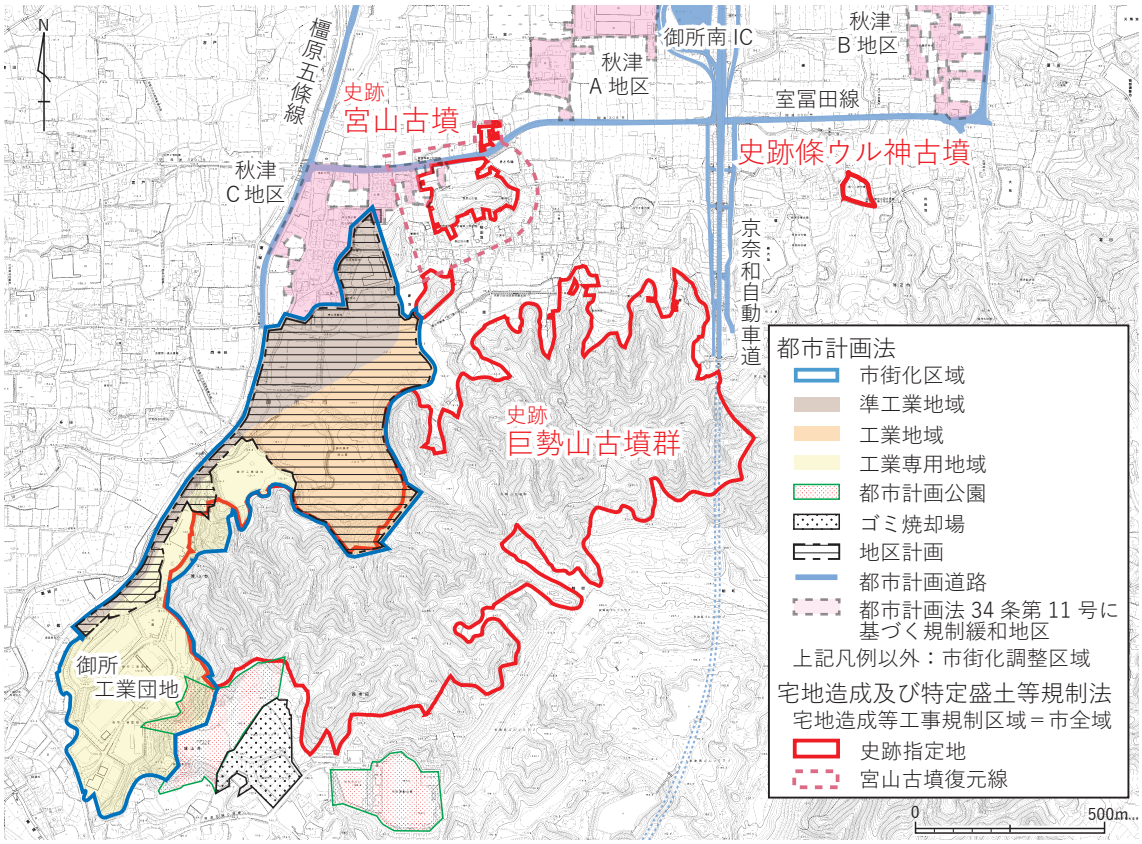


図 2-25　法規制図①

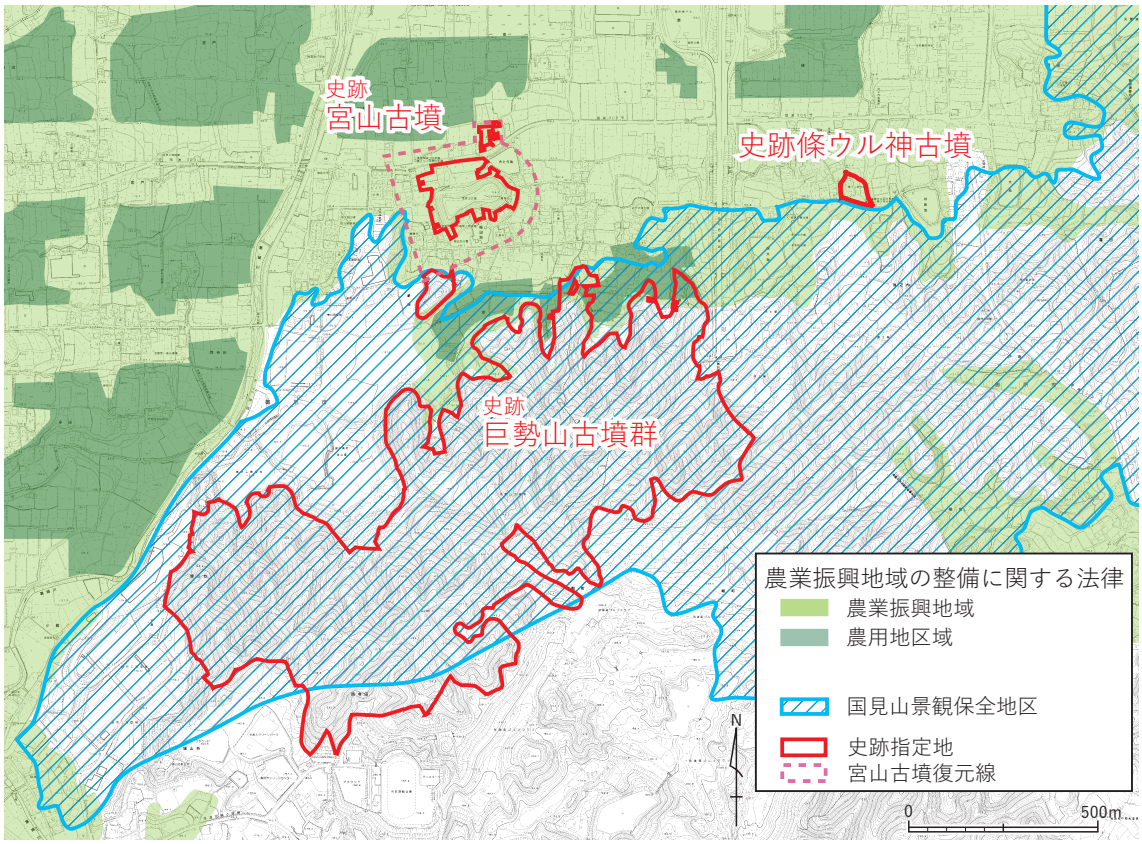


図 2-26　法規制図②

る。史跡條ウル神古墳の指定地は農業振興地域内ではあるが、農用地区域には指定されていない（問い合わせ先：御所市農林商工課）。

土砂災害警戒区域（図 2-27）は、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域である。また、特別警戒区域は、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や、居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域である。史跡條ウル神古墳では、史跡指定地の南端部が巨勢山丘陵から広がる土砂災害警戒区域の範囲内に含まれている（問い合わせ先：奈良県砂防・災害対策課）。

参考文献

秋山日出雄編 1985『大和国古墳墓取調書』財団法人由良大和古代文化研究協会
秋山日出雄・網干善教 1959『室大墓』奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告第 18 冊　奈良県教育委員会
網干善教 1959「御所市大字室　みやす古墳」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第 12 輯　奈良県教育委員会
網干善教 1961a「御所市森脇吐田平古墳群」『奈良県文化財調査報告（埋蔵文化財編）』第 4 集　奈良県教育委員会
網干善教 1961b「御所市古瀬「水泥蓮華文石棺古墳」及び「水泥塚穴古墳」の調査」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第 14 輯　奈良県教育委員会

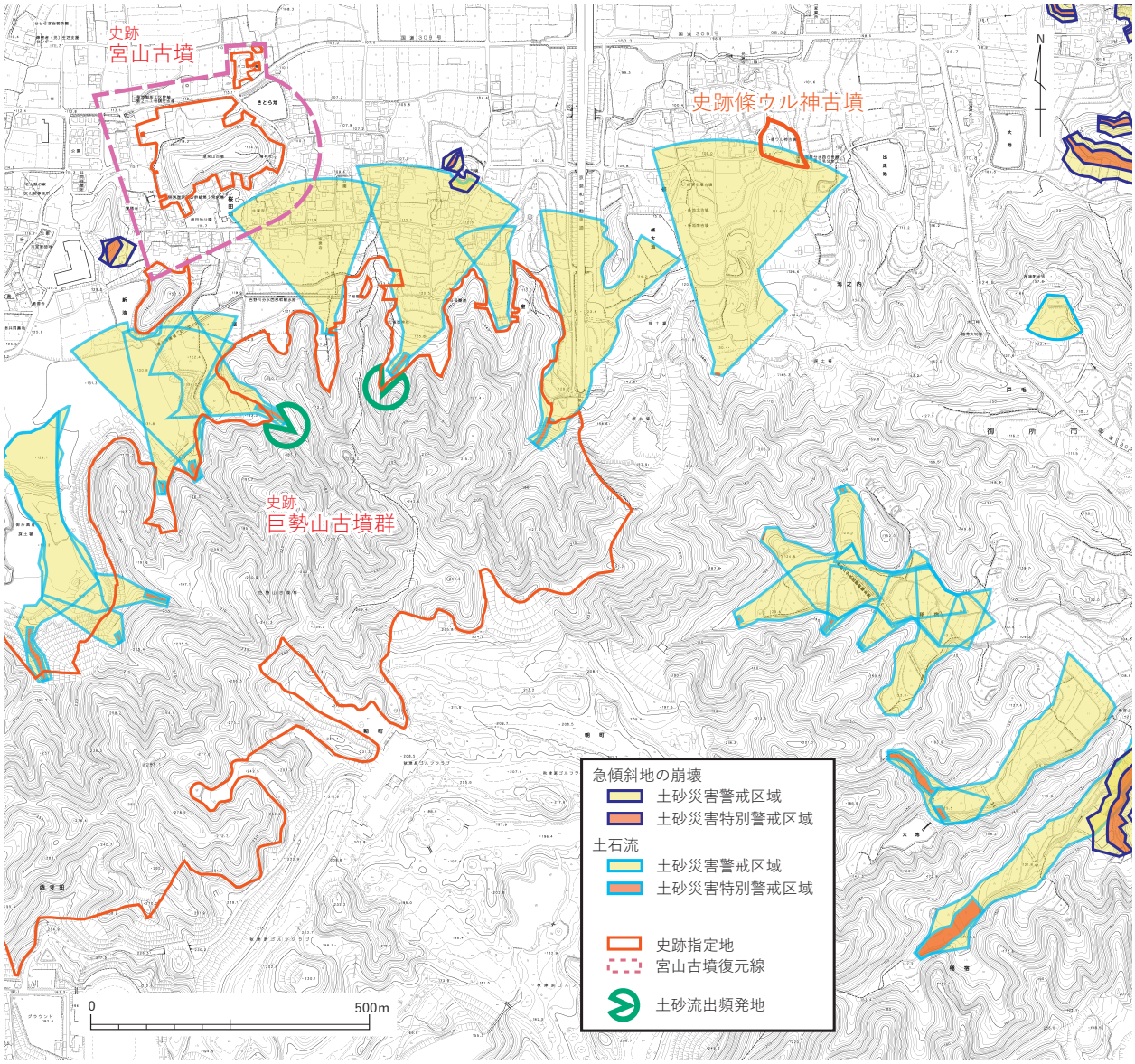


図 2-27　法規制図③

泉森皎・菅谷文則 1971「大和葛城の笛吹・山口古墳群の分布」『古代学研究』第 60 号　古代学研究会
今尾文昭・平松良雄・大西貴夫 1995「太田遺跡第 1 次調査」『奈良県遺跡調査概報　1994 年度』第 2 分冊　奈良県立橿原考古学研究所
梅原末治 1922「大和御所附近の遺蹟研究」『歴史地理』第 39 巻第 4 号　日本歴史地理学会
岡田憲一編 2017『中西遺跡Ⅰ』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 123 冊　奈良県立橿原考古学研究所
岡田憲一・絹畠歩編 2021『秋津遺跡Ⅰ（下層編）』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 128 冊　奈良県立橿原考古学研究所
岡田雅彦編 2013『観音寺本馬遺跡Ⅰ』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 113 冊　奈良県立橿原考古学研究所
岡見知紀 2017「新村・柳原遺跡第 6 ・ 7 次調査」『奈良県遺跡調査概報　2015 年度』第二分冊　奈良県立橿原考古学研究所
金澤雄太編 2019『條ウル神古墳－範囲確認発掘調査報告－』御所市文化財調査報告書第 56 集　御所市教育委員会
金澤雄太・前田俊雄・絹畠歩・岩越陽平 2019「葛城山東麓における群集墳の展開と多様性の意義－御所市石川古墳群・櫛羅古墳群からの視点－」『研究紀要』第 23 集　由良大和古代文化研究協会
河上邦彦 1979「大和の大型横穴式石室の系譜」『橿原考古学研究所論集』 4　吉川弘文館
河上邦彦 1992「大和巨勢谷の横穴式石室の検討」『有坂隆道先生古稀記念日本文化史論集』日本文化史論集刊行会
河上邦彦 2001「大和巨勢谷権現堂古墳の測量調査と副葬品(後期大型円墳の意義)」『実証の地域史－村川行弘先生頌寿記念論集－』大阪経済法科大学出版部
河上邦彦編 1984『市尾墓山古墳』高取町文化財調査報告第 5 冊　高取町教育委員会
河上邦彦・亀田博・千賀久編 1976『葛城・石光山古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 31 冊　奈良県教育委員会
河上邦彦・木下亘編 2004『巨勢寺』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 87 冊　奈良県教育委員会
神庭滋・青柳泰介・岡田憲一・川上洋一・中野咲・鈴木一議・大西貴夫・木村充保 2019「脇田遺跡の研究～奈良県葛城地域における大規模集落の一様相～」『研究紀要』第 23 集　由良大和古代文化研究協会
北中恭裕編 2007『極楽寺ヒビキ遺跡』奈良県文化財調査報告書第 122 集　奈良県立橿原考古学研究所
木許　守編 1992『鴨都波　11 次　発掘調査報告』御所市文化財調査報告書第 11 集　御所市教育委員会
木許　守編 2007『巨勢山古墳群Ⅵ』御所市文化財調査報告書第 30 集　御所市教育委員会
木許守・西村慈子編 2015『観音寺本馬遺跡』御所市文化財調査報告書第 48 集　御所市教育委員会
木許守・小泉翔太・村島有紀編 2017『玉手遺跡』御所市文化財調査報告書第 52 集　御所市教育委員会
楠元哲夫編 1978「御所市掖上鑵子塚前方部周濠発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報　1977 年度』奈良県立橿原考古学研究所
久保哲正 1975「新庄神塚古墳」『青陵』第 29 号　橿原考古学研究所
小島俊次編 1962『大和二塚古墳』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 21 冊　奈良県教育委員会
木場幸弘編 2018『市尾宮塚古墳発掘調査報告書』高取町文化財調査報告第 42 冊　高取町教育委員会
佐々木健太郎 2012『名柄遺跡　第 6 次　発掘調査報告』御所市文化財調査報告書第 41 集　御所市教育委員会
島本　一 1938「琴柱形石製品の新例」『考古學雑誌』第二十八巻第六號　考古學會
十文字健編 2007『ドンド垣内古墳群』奈良県文化財調査報告書第 119 集　奈良県立橿原考古学研究所
白石太一郎 1973「大型古墳と群集墳－群集墳の形成と同族系譜の成立－」『橿原考古学研究所紀要　考古学論攷』第 2 冊　奈良県立橿原考古学研究所
白石太一郎 1974「御所市石川古墳群」『奈良県の主要古墳Ⅱ』奈良県教育委員会
菅谷文則 1975『新庄屋敷山古墳』奈良県教育委員会
関川尚功 1987『笛吹古墳群現地説明会資料』奈良県立橿原考古学研究所
高橋健自 1919「南葛城郡名柄發掘の銅鐸及銅鏡」『奈良縣史蹟勝地調査會報告書』第六回　奈良縣
千賀　久編 1988『寺口忍海古墳群』新庄町文化財調査報告第 1 冊　新庄町教育委員会
津田松苗・吉村昭雄 1965「動物」『御所市史』御所市役所
豊岡卓之 1989「鴨都波遺跡第 7 次発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報　1988 年度』第 1 分冊　奈良県立橿原考古学研究所
奈良県教育委員会 1980「新宮山古墳」『奈良県指定文化財－昭和 54 年度版－』
花熊祐基・木許守編 2018『茅原中ノ坊遺跡－第 5 次発掘調査報告－』御所市文化財調査報告書第 55 集　御所市教育委員会
土生田純之 1980「埴口丘陵外堤の樋管改修箇所の調査」『書陵部紀要』第 31 号　宮内庁書陵部
坂　靖編 1991『寺口千塚古墳群』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 62 冊　奈良県教育委員会
坂　靖編 1994『平林古墳』當麻町埋蔵文化財調査報告第 3 集　當麻町教育委員会
坂　靖編 1996『南郷遺跡群Ⅰ』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 69 冊　奈良県教育委員会
坂　靖編 2000『南郷遺跡群Ⅳ』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 76 冊　奈良県立橿原考古学研究所
廣岡孝信 2002「北窪遺跡」『奈良県遺跡調査概報　2001 年度』第 3 分冊　奈良県立橿原考古学研究所
廣岡孝信 2006「二光寺廃寺」『奈良県遺跡調査概報　2005 年』第 2 分冊　奈良県立橿原考古学研究所
廣岡孝信・十文字健 2005「北窪遺跡 2004 －第 1 次調査　伏見遺跡 2004 －第 1 ・ 2 次調査」『奈良県遺跡調査概報　2004 年』第二分冊　奈良県立橿原考古学研究所
福西貴彦編 2011『川西根成柿遺跡』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 107 冊　奈良県立橿原考古学研究所
藤田和尊 1987「御所市・小林遺跡の調査」『季刊明日香風』第 23 号　財団法人飛鳥保存財団
藤田和尊 1991「奈良県御所市名柄遺跡」『日本考古学年報』42（1989 年度版）　日本考古学協会
藤田和尊編 1994『楢原遺跡Ⅰ』御所市文化財調査報告書第 17 集　御所市教育委員会
藤田和尊編 2002『巨勢山古墳群Ⅲ』御所市文化財調査報告書第 25 集　御所市教育委員会
藤田和尊・尼子奈美枝編 1992『鴨都波　12 次　概報』御所市文化財調査報告書第 12 集　御所市教育委員会
藤田和尊・木許守編 1999『台風 7 号被害による室宮山古墳出土遺物』御所市文化財調査報告書第 24 集　御所市教育委員会
藤田和尊・木許守編 2001『鴨都波 1 号墳　調査概報』学生社
藤元正太 2019「中西遺跡第 30 次調査」『奈良県遺跡調査概報　2017 年度』第 2 分冊　奈良県立橿原考古学研究所
堀井甚一郎 1965「自然地理」『御所市史』御所市役所
前園実知雄・関川尚功・中井公 1978「御所市朝妻廃寺発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報　1977 年度』奈良県教育委員会
松田真一・近江俊秀・清水昭博 1993「御所市高宮廃寺について」『青陵』第 83 号　奈良県立橿原考古学研究所
光石鳴巳・菊井佳弥・波多野篤 2008「萩之本遺跡（川西町 5 ・ 7 ～ 9 区）」『奈良県遺跡調査概報　2007 年』第二分冊　奈良県立橿原考古学研究所
本村充保編 2017『観音寺本馬遺跡Ⅲ（観音寺Ⅰ区）』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第 121 冊　奈良県立橿原考古学研究所
本村充保編 2019『今出遺跡Ⅱ』奈良県文化財調査報告書第 178 集　奈良県立橿原考古学研究所
米川仁一・菊井佳弥 2010「秋津遺跡」『奈良県遺跡調査概報　2009 年度』第 3 分冊　奈良県立橿原考古学研究所

第３章　史跡條ウル神古墳の概要

１　指定の状況

（１）　指定に至る経緯

第１章でも述べたとおり、條ウル神古墳は、平成 13 年度に行った１次調査によって、それまでは群集墳である巨勢山古墳群中の１基として捉えられていたものが、単独の首長墳として評価すべき古墳であることが明らかとなった。また、その巨大な石室や石棺の存在が明らかとなり、條ウル神古墳の重要性が全国的に認識されるようになったことで、御所市教育委員会は、條ウル神古墳を御所市の宝として次代へ引き継いでいくため、現地への解説板設置を通して古墳に対する保存意識の高揚を図ってきた。

しかし、その後は御所市の慢性的な財政事情の悪化のため、継続的な確認調査や普及啓発事業などが実施できない状態が 10 年ほど続くこととなる。その間に京奈和自動車道の建設が進み、道路事情の良化を見越した古墳周辺での開発事業に関する情報が届くようになってきたことに加え、地元住民からも１次調査の後から古墳見学に訪れる人が非常に増えたため、地域の宝として古墳の実態がよくわかる形に整備して欲しいという要望が強くなるなど、條ウル神古墳をとりまく環境も徐々に変化がみられるようになった。そこで御所市教育委員会は、條ウル神古墳を含む秋津地区の遺跡群を適切に保存し、周辺の良好な風致景観を保全するとともに、古墳を中心とした公園的空間として整備することで、市民・県民はもとより広く国民の利用に供することを目的とした「秋津地区史跡整備基本計画」を策定した（御所市教育委員会 2012）。

この計画では、條ウル神古墳について「巨大な石室や石棺の存在が確認されているものの、墳丘や石室の詳細な調査は未だなされていない。墳丘や周辺部は著しく改変されており、残存する遺構の保存をより確固たるものとするため、発掘調査等各種の調査を早急に行い、国史跡への指定を図る。」と記された。

この基本計画に記した方針に基づき、国史跡指定を目指して、まずは十分な情報が得られていない墳丘に関する範囲確認調査を実施した。調査は平成 25 年度から平成 28 年度にかけて実施し、１次調査の成果も盛り込んだ調査報告書を平成 30 年度に刊行したことで（金澤編 2019）、後述するような條ウル神古墳の学術的な価値付けが認められ、令和３年 10 月 11 日に「史跡條ウル神古墳」として指定された。

（２）指定告示

文部科学省告示第 164 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第１項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第２項の規定に基づき告示する。

令和３年 10 月 11 日　　文部科学大臣　末松信介

名　称	所在地	地　域
條ウル神古墳	奈良県御所市大字條	315 番１、316 番、317 番、319 番１、320 番・321 番合併のうち実測 75.37㎡、324 番・329 番合併、325 番、326 番、327 番１、327 番２、327 番３、328 番 奈良県御所市大字條 315 番１と同大字條 351 番に北接する道路敷に挟まれ同大字條 315 番１と同大字條 219 番２に挟まれるまでの水路敷を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を奈良県文化財担当部局及び御所市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。

（3）指定説明文とその範囲

ア　指定説明文

條ウル神古墳

奈良県御所市

條ウル神古墳は、奈良盆地の南西端、巨勢山丘陵の北へ延びる支尾根上に立地する古墳時代後期の巨大な横穴式石室を埋葬施設とする古墳である。この地域は奈良盆地から紀伊へと向かう交通の要衝にあたり、古墳時代中期前葉の史跡宮山古墳、中期後葉の掖上鑵子塚古墳など大規模な前方後円墳で葛城本宗家の首長墓とみられる古墳が所在し、古墳時代中期に葛城氏の本拠地であったとされる。また、この地域には葛城氏との関係があると考えられる渡来系集団が居住していたと指摘されており、葛城山麓には朝鮮半島に起源が求められる大壁住居や鍛冶工房などが多数検出された南郷遺跡群が存在する。さらに、巨勢山丘陵には古墳時代中期から後期を主体とする総数700基を超える群集墳である史跡巨勢山古墳群が展開する。なお、この地域のうち巨勢氏の本拠地と考えられている巨勢谷には、奈良盆地の他地域に比べて玄室の平面形が細長い横穴式石室を有する首長墓が展開する。

條ウル神古墳は、明治26年（1893）の野淵龍潜らによる『大和國古墳墓取調書』で、すでにその存在が認識されていたが、大正5年に西崎辰之助によって古墳の概要が初めて報告された。それによると、墳丘は南北約2町、東西1町、南を除く三方に濠の痕跡が残る段築を有する前方後円墳で、後円部に巨大な横穴式石室があり、石室内に8つの縄掛突起を有する石棺の蓋が図示されている。この報告の後、石室の開口部が埋められるとともに、古墳周辺の地形が大きく改変されたことなどにより、古墳の所在そのものが不明となった。しかし、昭和58年度に御所市教育委員会が実施した分布調査により、條ウル神古墳が存在したとされる地点付近で、直径20メートル程度の円墳が確認された。さらに、平成13年度に御所市教育委員会が実施した発掘調査の結果、その円墳に西崎報告と合致する巨大な横穴式石室と特異な石棺が確認されたことにより、本古墳が條ウル神古墳と特定された。

そして、平成25～28年度にかけて古墳の墳形や規模等を確認するための発掘調査を御所市教育委員会が実施した。その結果、墳形こそ確定できなかったものの、墳丘盛土の範囲や墳丘の南端を限るとみられる溝を検出したことから、條ウル神古墳は墳長約60～70メートルで主軸または長軸を北西－南東方向とする前方後円墳または長方形墳と考えられる。墳丘には葺石や埴輪は確認されていない。また、南側墳丘頂部で検出された落ち込み状の遺構から花崗岩や赤色顔料付着の加工痕がある二上山産白色凝灰岩製の石棺片が出土した。このことから、南側墳丘にも横穴式石室に石棺を納めた埋葬施設が存在していたと想定される。

西崎報告にある北側墳丘に構築された横穴式石室は両袖式で、全長15.6メートル以上、玄室長7.1メートル、玄室幅2.6メートル、玄室高4.2メートル、羨道長8.5メートル、開口部での羨道幅1.9メートル、羨道高1.8メートルで、玄室平面形態は細長い長方形を呈す。玄室は、奥壁、側壁を大型石材により3～4段に積み上げ、顕著な持ち送りにより構築している。羨道の中央部には、塊石を用いた閉塞石が良好に残存する。玄室には、二上山産白色凝灰岩製の刳抜式家形石棺が納められている。棺蓋は縄掛突起を長辺に各3、短辺に各1が配置されるもので、長さ2.67メートル、幅1.41～1.48メートル、高さ0.52メートルである。棺身は、長さ2.63メートル、幅1.40～1.47メートル、高さ0.99メートルである。棺蓋を含めた石棺の総高は、1.52メートルである。出土遺物には、北側墳丘の横穴式石室の石棺や羨道部から出土した金銅製冠、金銅製空玉・銀製空玉・重層玉を含むガラス製小玉、鉄刀・鉄製刀子・鉄製鉇破片、青銅鏡片がある。このほか、玄室床面付近で金銅装の鞍金具や鉄製小札、土器などの存在が確認されたが、これらは現在も玄室内で保存されている。築造時期は、横穴式石室、家形石棺及び出土遺物の特徴などから、6世紀後葉と考えられる。

條ウル神古墳は、6世紀後葉に築造された巨大な横穴式石室を有する古墳で、この時期の奈良盆地においては橿原市の史跡丸山古墳に次ぐ石室規模である。また、玄室の細長い平面形が巨勢谷地域の首長

墓の特徴と合致すること、石棺はこの時期の近畿周辺の首長墓に用いられた二上山産白色凝灰岩製であること、金銅製冠や金銅装馬具など豊富な副葬品が確認されていることなどから、本古墳も巨勢氏に関係する有力首長墓の可能性が高いとの意見が示されている。

このように、條ウル神古墳は、古墳時代後期から飛鳥時代への移行期に築かれた巨大な横穴式石室を有する古墳であり、その保存状態も良好である。築造時期や石室の規模、形状から奈良盆地南西部に関わりの深い有力な首長の古墳である可能性が高く、ヤマト政権を構成する古代氏族の実態を知る上で重要な古墳である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

※『月刊文化財』（696 号：令和 3 年 9 月 1 日発行）から引用

イ　史跡指定地の範囲

史跡指定地の範囲は、上記の地域（地番等）であり、図面上で示すとおおむね図 3-1･2 のようになる。

（4）史跡指定地の状況

ア　土地等の所有関係

史跡條ウル神古墳の指定地は、計 13 筆と区域内に包含する水路となっている（表 3-1）。総面積 3,737.37 ㎡の内、1 筆 122.0 ㎡が国有地、11 筆 3,540 ㎡が市有地、1 筆 75.37 ㎡が民有地となっている（図 3-3）。

イ　管理団体の指定

令和 4 年 2 月 3 日付け文化庁告示第 1 号にて、御所市が史跡條ウル神古墳の管理団体に指定されている。

ウ　公有化の経緯と進捗状況

令和 4 年度には、史跡指定地のうち 11 筆の公有化を行い、公有地は国有地 1 筆と市有地 11 筆の計 12 筆となった。民有地として残っている 1 筆については、公図の乱れなどが整理でき次第公有化を行う計画である。

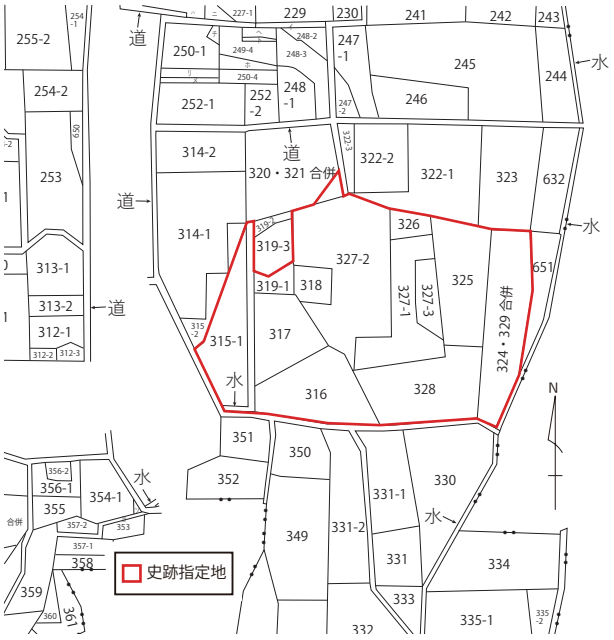


図 3-1　史跡條ウル神古墳　指定範囲図（地籍図）

表 3-1　史跡條ウル神古墳　指定地一覧

NO	所在地	地番	地目	面積（㎡）	所有者
1	御所市大字條	315 番 1	畑	243.00	御所市
2	御所市大字條	316 番	田	284.00	御所市
3	御所市大字條	317 番	畑	257.00	御所市
4	御所市大字條	318 番	墓地	122.00	大蔵省
5	御所市大字條	319 番 1	畑	21.00	御所市
6	御所市大字條	320 番・321 番合併のうち一部	田	75.37	個人
7	御所市大字條	324 番・329 番合併	田	651.00	御所市
8	御所市大字條	325 番	田	578.00	御所市
9	御所市大字條	326 番	畑	56.00	御所市
10	御所市大字條	327 番 1	畑	661.00	御所市
11	御所市大字條	327 番 2	畑	99.00	御所市
12	御所市大字條	327 番 3	畑	221.00	御所市
13	御所市大字條	328 番	田	469.00	御所市
14	御所市大字條	界在する水路		－	御所市
合計				3,737.37	

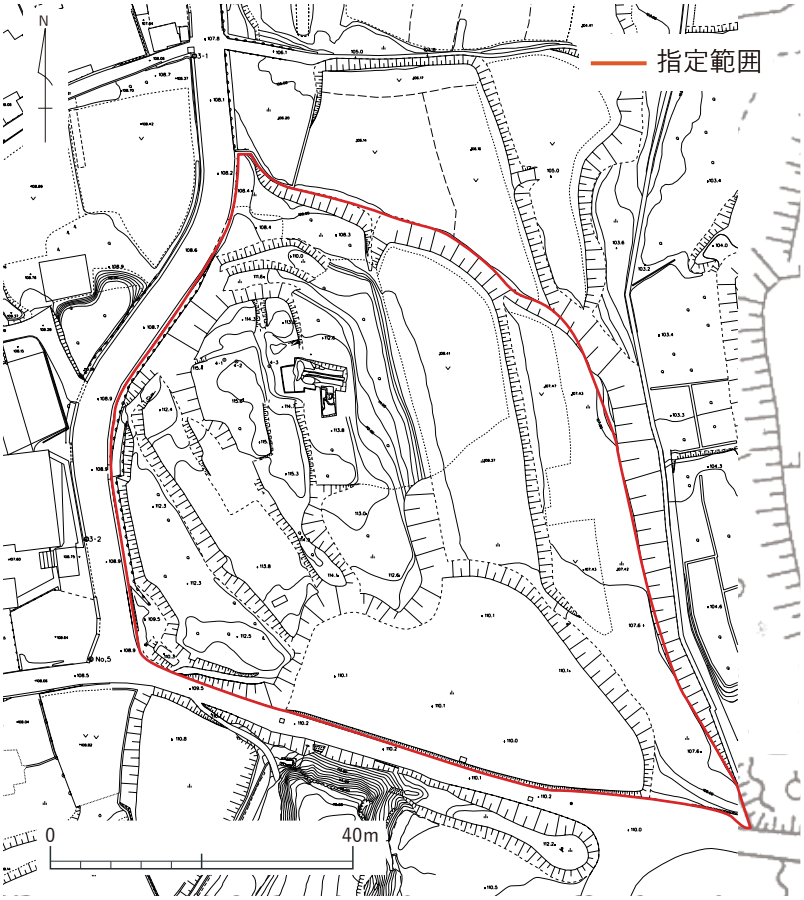


図 3-2　史跡條ウル神古墳　指定範囲図

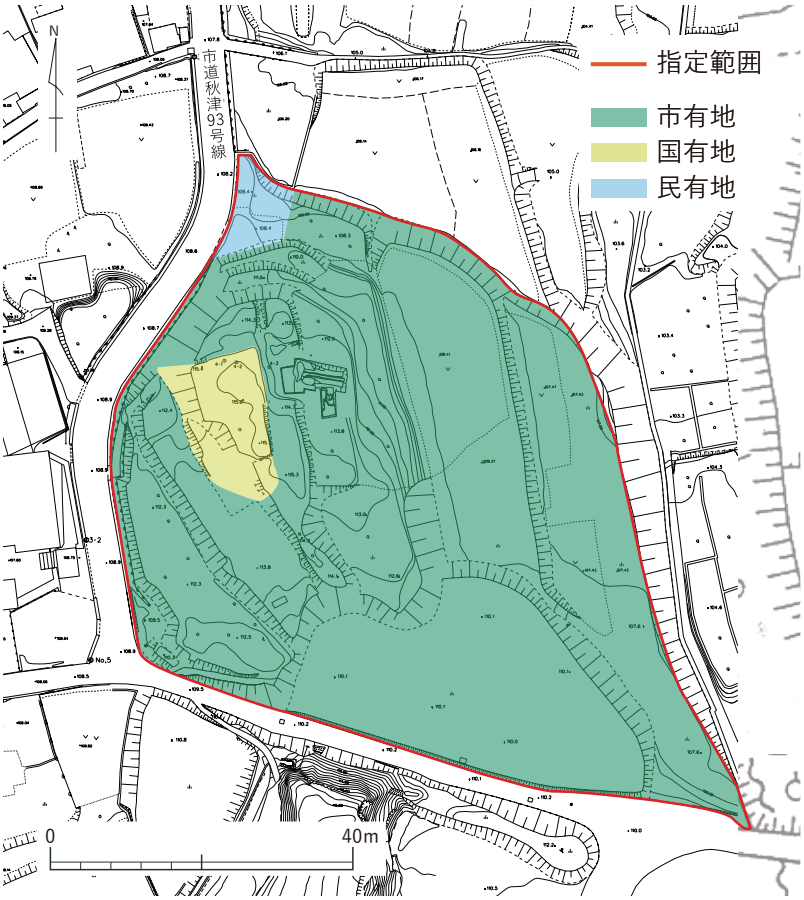


図 3-3　史跡條ウル神古墳　土地所有状況図

エ　土地利用の状況

史跡條ウル神古墳の指定地内は、東半が畑、西半が果樹園として利用されていたが、公有化後は行われていない。北端の１筆は、現在も個人の駐車スペースとして利用されている（図 3-4）。

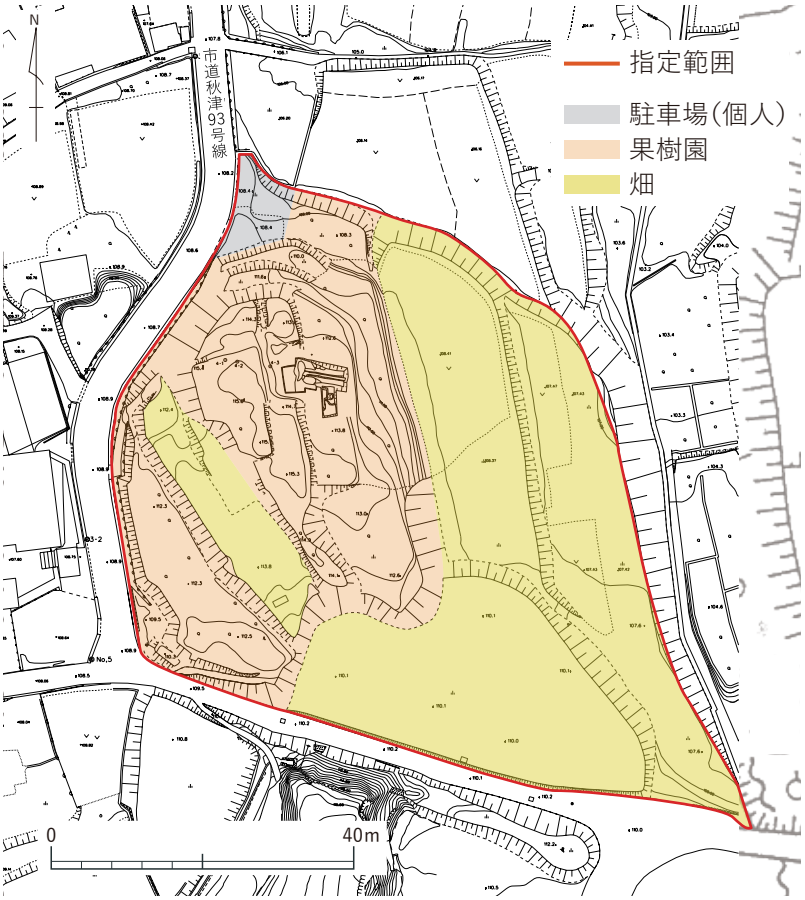


図 3-4　史跡條ウル神古墳　土地利用状況図

表 3-2　史跡條ウル神古墳　調査一覧

調査次数	調査主体	調査期間	調査種別	調査契機	文献等
１次	御所市教育委員会	H14.1.11 ～ H14.3.29	発掘調査	巨勢山古墳群の史跡指定に向けた内容確認	金澤編 2019
２次	御所市教育委員会	H17.4.14 ～ H17.4.19	発掘調査	個人住宅建築	木許 2008
３次	御所市教育委員会	H25.10.3 ～ H26.3.28	発掘調査	史跡指定に向けた範囲確認	金澤編 2019
４次	御所市教育委員会	H26.8.1 ～ H26.9.11	発掘調査	史跡指定に向けた範囲確認	金澤編 2019
５次	御所市教育委員会	H27.3.2 ～ H27.3.30	発掘調査	史跡指定に向けた範囲確認	金澤編 2019
６次	御所市教育委員会	H28.5.26 ～ H28.7.14	発掘調査	史跡指定に向けた範囲確認	金澤編 2019

2　史跡條ウル神古墳の概要

今までの記述と重複する部分もあるが、実施した発掘調査の経過に触れつつ、それら調査によって得られた史跡條ウル神古墳の概要を以下に記す。

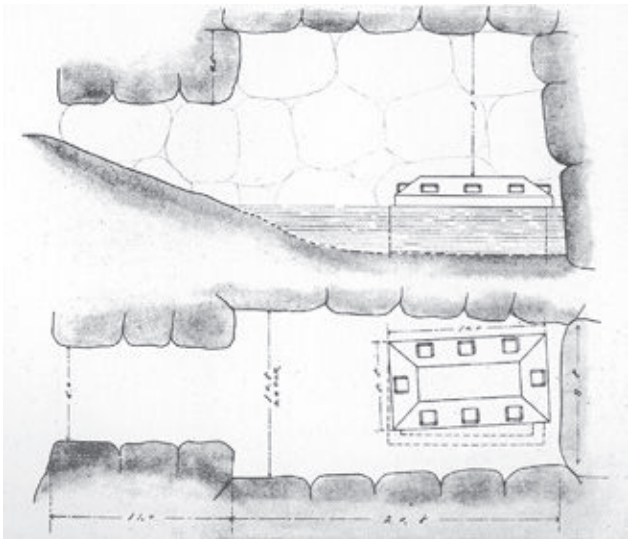


図 3-5　西崎による石室内部の図



写真 3-1　西崎報告掲載の條ウル神古墳遠景写真
（西崎 1916 から転載、南東からの写真、左上に古墳）

（1）調査に至るまでの認識

條ウル神古墳の存在は、明治 26 年（1893）の野淵龍潜らによる『大和國古墳墓取調書』において既に認識されていたが（秋山編 1985)、その概要が明らかにされたのは、大正 5 年（1916）の西崎辰之助による調査報告であった。西崎の報告では、墳丘は段築のある前方後円墳で、規模は南北約 220 m、東西 110 m、南を除く 3 方に濠の痕跡があるとされ、巨大な古墳である可能性が指摘された。加えて、後円部には巨大な横穴式石室があり、玄室内部が滞水していたため棺身の観察はできなかったようであるが、縄掛突起を 8 つ有する石棺の蓋が存在することも図示された（西崎 1916、図 3-5、写真 3-1)。

西崎の示した條ウル神古墳の記録については、非常に細かな数値で記されてはいたものの、西崎の調査後、集落内へ続く道路の整備や古墳周囲の耕作地化による地形の改変が進み、横穴式石室の開口部が確認できなくなってしまったため、その内容や古墳自体の正確な位置すらも不明瞭となってしまっていた。

そのような中、昭和 58 年度に御所市教育委員会が行った巨勢山古墳群の分布調査によって、條ウル神古墳のおおよその位置が明らかとなり、658 号墳として巨勢山古墳群を構成する 1 基という認識をされることとなった（田中 1984)。

（2）調査の経緯・経過

條ウル神古墳では、御所市教育委員会が平成 13 年度から平成 28 年度にわたって計 6 次の発掘調査を実施している（表 3-2、図 3-6)。條ウル神古墳に対する最初の発掘調査となった平成 13 年度の 1 次調査は、條ウル神古墳の南西、巨勢山丘陵一帯に広がる巨大群集墳、巨勢山古墳群の史跡指定を目指した内容確認の一環として実施した。

1 次調査は､巨大な横穴式石室の存否確認と存在した場合の石室実測図の作成を目的として実施した。結果として西崎報告通りの巨大な横穴式石室と、特異な家形石棺の存在を確認した。家形石棺の存在に加え、巨勢山古墳群中の横穴式石室の多くが玄室長 2.0 ～ 5.0 m の中に収まるのに対し、條ウル神古墳の玄室長は現況値で 7.1 m と卓越しており、條ウル神古墳が群集墳中の 1 基としてではなく、単独の首長墳として捉えるべき内容の古墳であると認識されるようになった（金澤編 2019)。

2 次調査は、平成 17 年度に古墳の市道を挟んで西側の個人住宅建築に先立つ緊急調査として行い、條ウル神古墳西側における旧地形の一端が明らかになった（木許 2008)。

上記調査の後、京奈和自動車道の建設が進み、御所市への自動車でのアクセスが良くなるにつれ、條

ウル神古墳や国史跡宮山古墳、国史跡巨勢山古墳群が位置する秋津地区周辺における様々な開発事業に関する情報が届くようになり、これらの保存活用が御所市として喫緊の課題となるに至った。そこで、御所市教育委員会は、平成 23 年度に「秋津地区史跡整備基本計画」を策定した（御所市教育委員会 2012）。

そして、平成 24 年度には、この基本計画に基づき、非常に重要な古墳でありながら指定等の保存措置がとられておらず、周囲の開発の影響を真っ先に受ける可能性が考えられた條ウル神古墳を対象に、国史跡への指定を目指した墳丘規模や形状を明らかにする範囲確認調査を計画し、平成 25 年度以降、３～６次にわたる範囲確認調査を行った（金澤編 2019）。

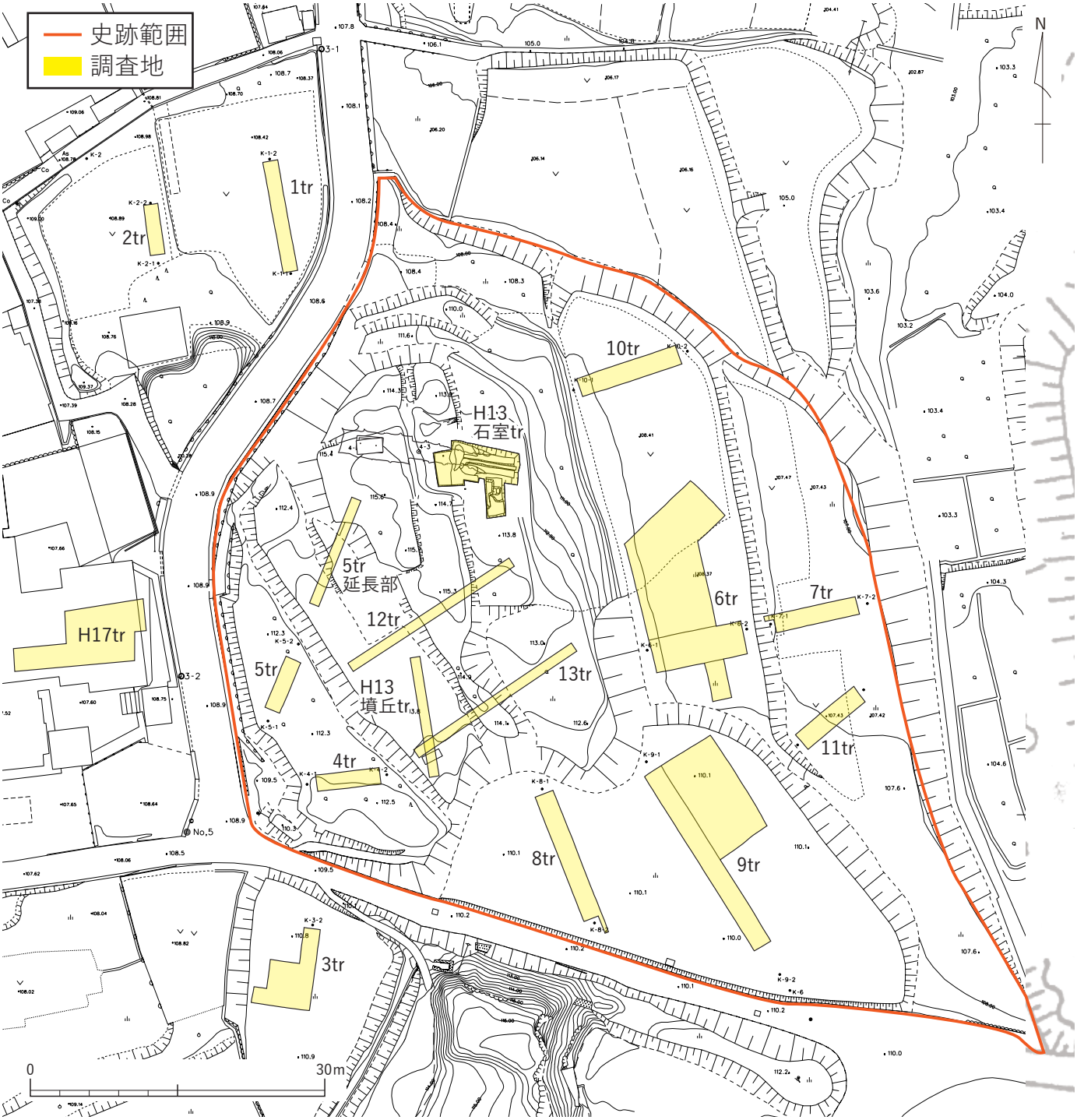


図 3-6　史跡條ウル神古墳　既往の調査地位置図
（調査年度を冠していないトレンチは３～６次調査のもの）

（３）発掘調査の成果

以上のような計６次の発掘調査の結果、明らかとなった史跡條ウル神古墳の内容は以下のとおりである。

●墳丘および外表施設

墳丘は、耕作などによる改変が著しく、形状や規模を確定させるまでには至らなかったが、９トレンチで墳丘の南端を区画する直線的な溝を検出したことにより、南東方向に前方部を向けた前方後円墳、もしくは北西－南東方向に長軸をもつ長方形墳の２つの可能性に絞り込むことができた（写真 3-3・4)。

墳丘の東側については、６トレンチで墳丘に伴う盛土を面的に検出し（写真 3-5・6)、西側については、５トレンチ延長部の中央付近で墳丘盛土を確認した。北側については、墳丘の北西方向に位置する１・２トレンチで、墳丘盛土など古墳に関わる遺構が全く検出されなかったことや、５トレンチ延長部北端で検出した墳丘盛土と横穴式石室との位置関係、10 トレンチで検出した横穴式石室前庭部あたりから流出したと考えられる須恵器群の存在（写真 3-7、図 3-7）から墳丘北側の盛土範囲を想定した（図 3-8)。

その結果、墳長は長軸で 60 ～ 70 m、短軸で 30 m前後を測る。墳丘盛土は、南から北へ伸びる尾根の東側斜面に著しく偏って認められることから、墳丘の平面形は非対称で整った形状ではなかった可能性も考えられる。

外表施設については、葺石そのものやそれに伴う転落石が全く認められないため、葺石は施されていなかったと考えられる。埴輪の樹立に関しても、後世の盛土中から埴輪片は出土しているもののそれらがもつ特徴にまとまりが認められないため、樹立されていなかったものと考えられる。墳丘の南側には上述した検出幅 6.0 m、深さ 0.9 mの溝が認められるが、その他の三方には今のところ濠のような痕跡は確認できていない。

なお、１次調査で再確認した横穴式石室の約 30 m南側では、13 トレンチにおいて深さ２m以上の落ち込み状遺構を検出した。これについては、埋葬施設である可能性が考えられるため後述する。



写真 3-2　史跡條ウル神古墳全景（南西から、平成 26 年１月撮影）



写真 3-3　9 tr 溝検出状況（南東から）



写真 3-4　9 tr 溝と盛土検出状況（南東から）



写真 3-5　6 tr 南側墳丘盛土検出状況（南東から）



写真 3-6　6 tr 北側墳丘盛土検出状況（北から）



写真 3-7　10tr 須恵器検出状況（南東から）

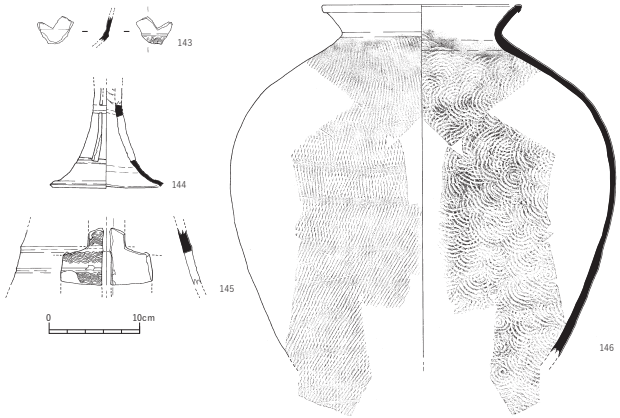


図 3-7　10tr 出土須恵器実測図

●埋葬施設

埋葬施設は、東へ開口する両袖式横穴式石室が築かれている（図 3-9、写真 3-8 ～ 10）。上述した墳丘盛土の偏りは、横穴式石室の開口方向を意識した造作とも捉えられる。石室床面の堆積土を除去していない現況での大きさは、全長 15.6 m、玄室長 7.1 m、玄室幅 2.6 m、玄室高 3.8 m、羨道長 8.5 m、開口部での羨道幅 1.9 m、羨道高 1.8 mである。ただし、部分的に設けた試掘坑の成果により、玄室高については 4.2 mという数値が確定している。玄室平面形は細長い長方形を呈し、奥壁、側壁ともに大型の石材を 3 ～ 4 段に積み上げ、顕著な持ち送りがみられる。奥壁は他の壁体よりも大型の石材を用いて、 1 段 1 石を基本に 4 段積にしている。玄室側壁は、厚みを持った石材を用いて、目地が通らないように 5 段程度に谷積している。左右の玄室側壁は、右側壁において、最上段に扁平な石材を用い、天井

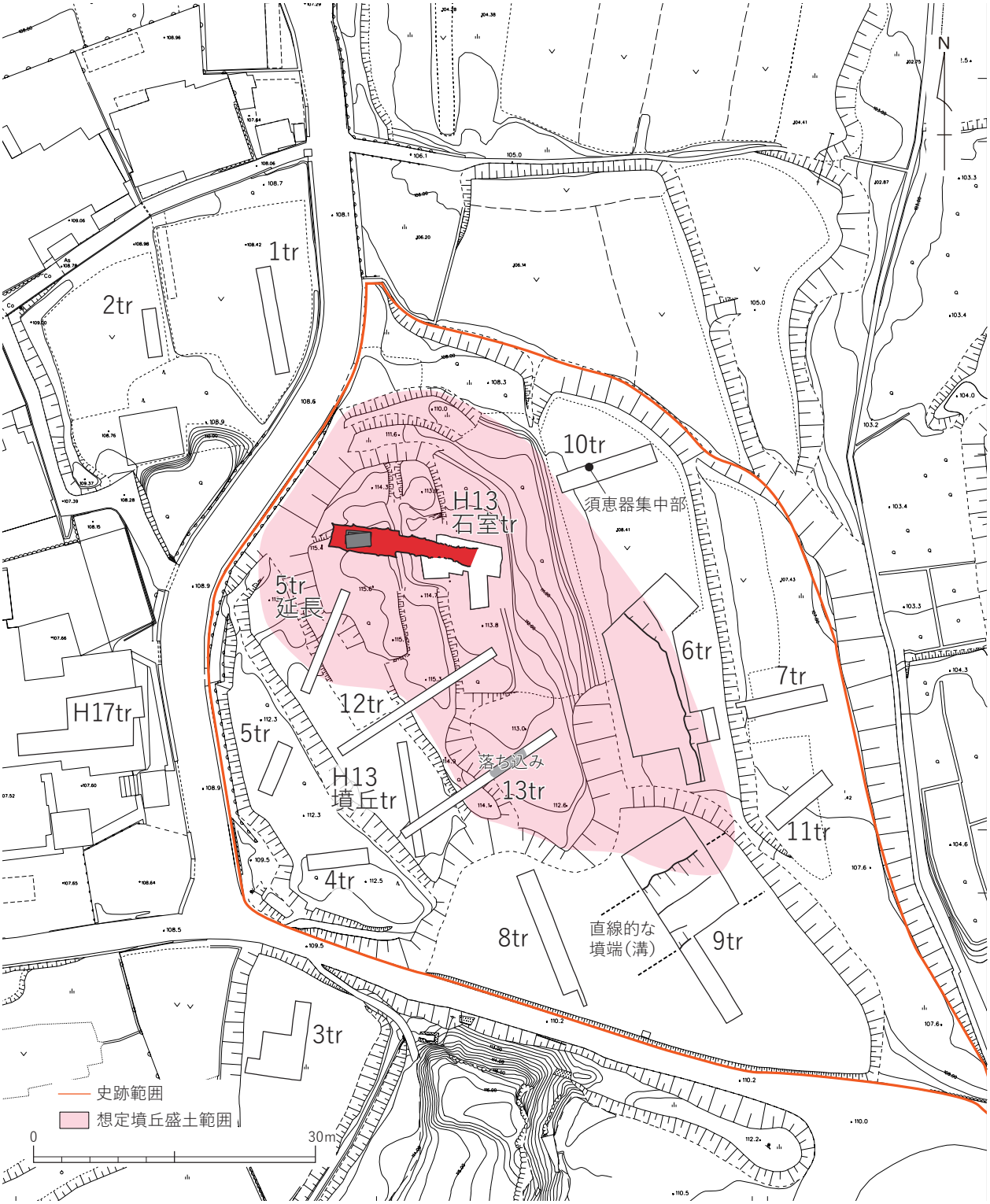


図 3-8　史跡條ウル神古墳　遺構等配置図

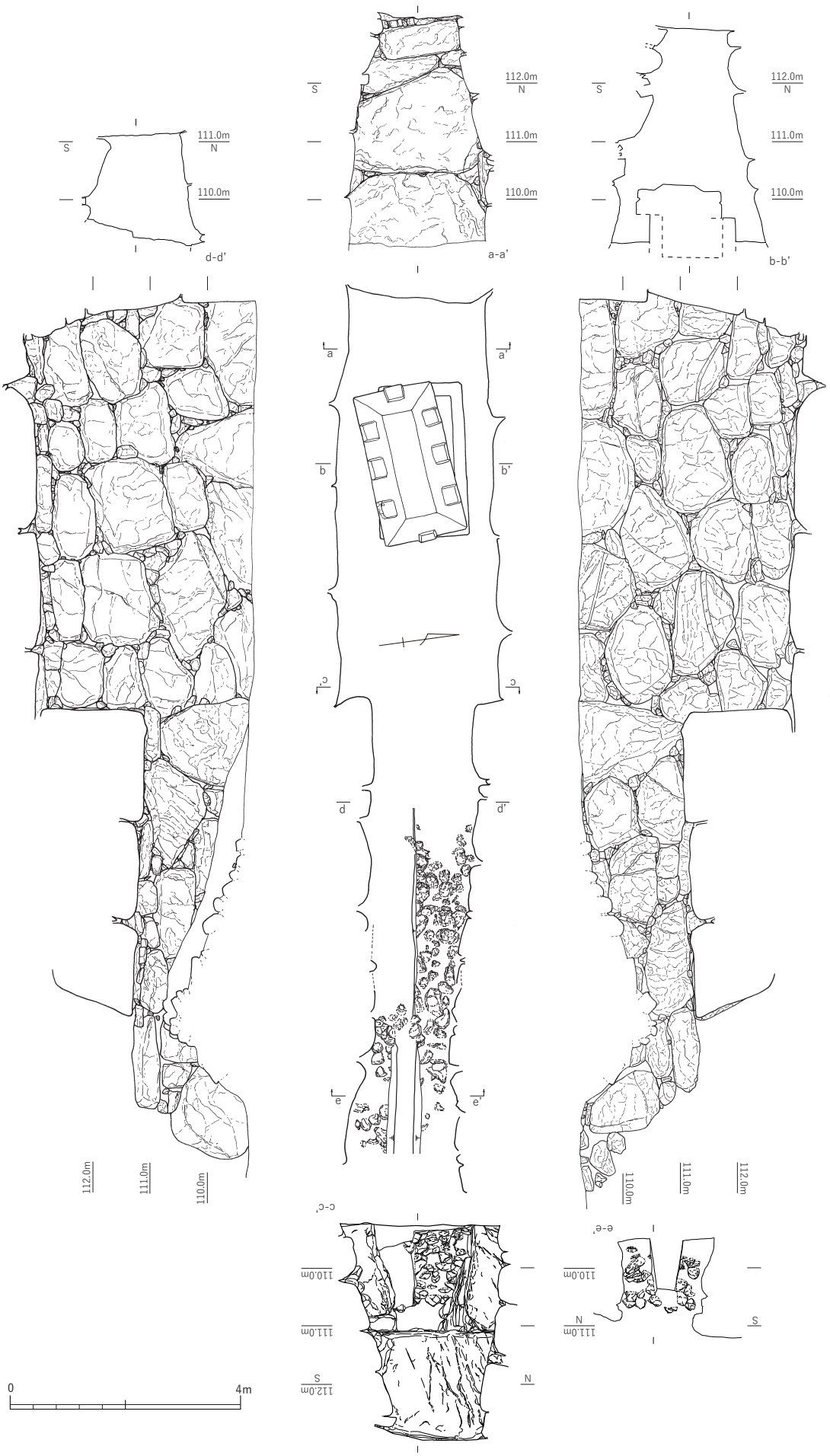


図 3-9　史跡條ウル神古墳　横穴式石室実測図



写真 3-8　横穴式石室と石棺



写真 3-9　横穴式石室（玄門部）



写真 3-10　横穴式石室（閉塞部）



写真 3-11　刳抜式家形石棺

石までの高さを調節している様子が窺え、玄室は左側壁を基準に構築していると考えられる。袖部は、立石を用いてこの上部に更に扁平な石材を積み、前壁を受けている。この状況は、右側の袖部において顕著である。羨道側壁は、玄室側壁同様に、厚みのある石材を用いて、３段程度に谷積しているように見受けられる。羨道の中央部には塊石を用いた閉塞石が良好に残存していた。

玄室には、１基の刳抜式家形石棺が納められている（図 3-10、写真 3-11）。この石棺は、縄掛突起

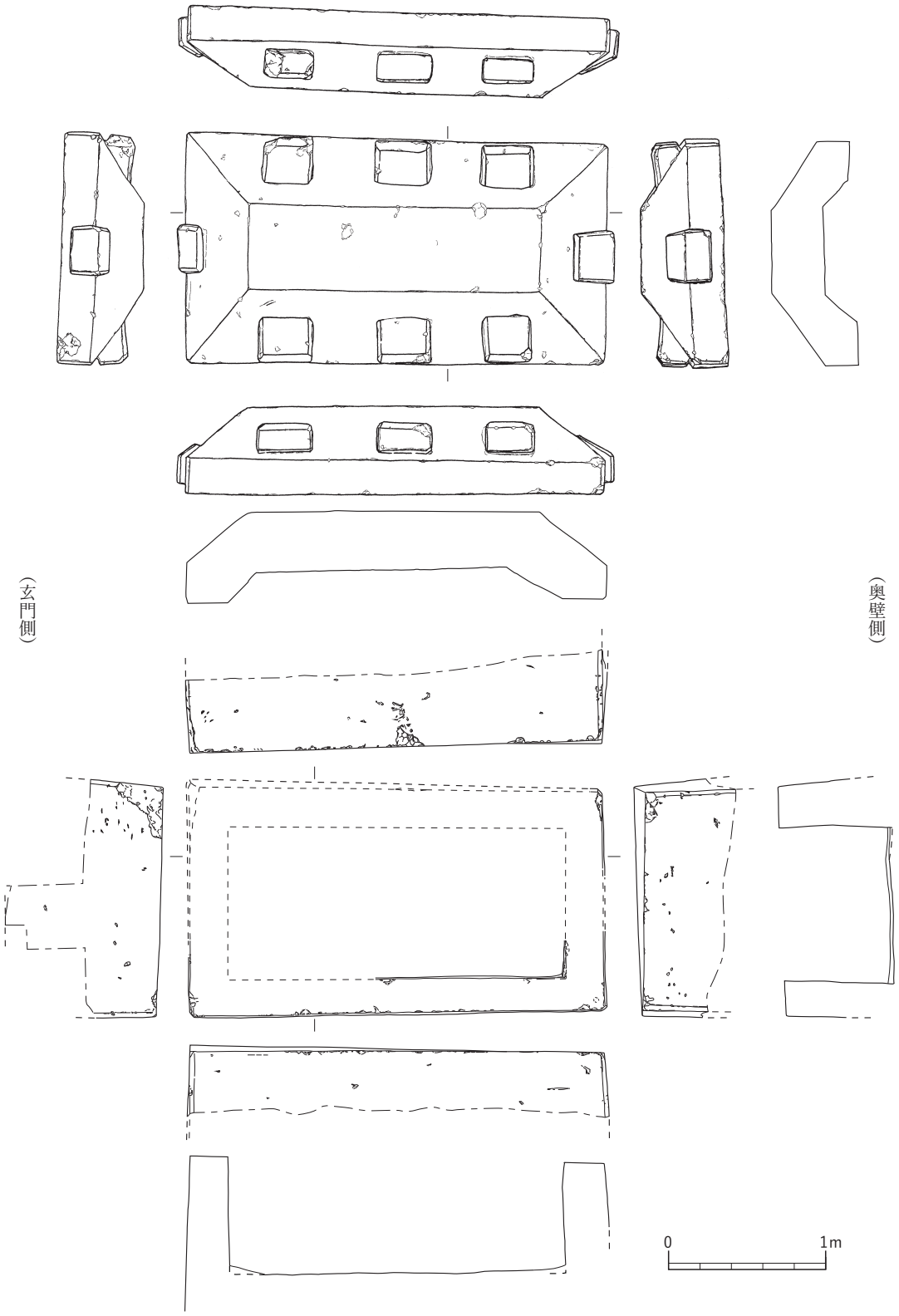


図 3-10　史跡條ウル神古墳　刳抜式家形石棺実測図

を長辺に各３つ、短辺に各１つ、計８つを削り出した蓋をもち、二上山産白色凝灰岩で作られている。石棺蓋の縄掛突起を含まない大きさは、長さ 267cm、幅 141.5 ～ 148.5cm、高さ 51.75 ～ 53.1cm を測り、玄門側が幅も高さも大きく作られている。石棺身の大きさは、長さ 263cm、幅 140 ～ 147cm、高さ 98.5cm を測り、蓋と同様、玄門側が大きく作られている。蓋と身を合わせた高さは、151.6cm である。縄掛突起を中心に端部の損耗が認められるものの、全体としての残りはよく、全形の詳細を窺い知るこ



写真 3-12　石室内出土遺物

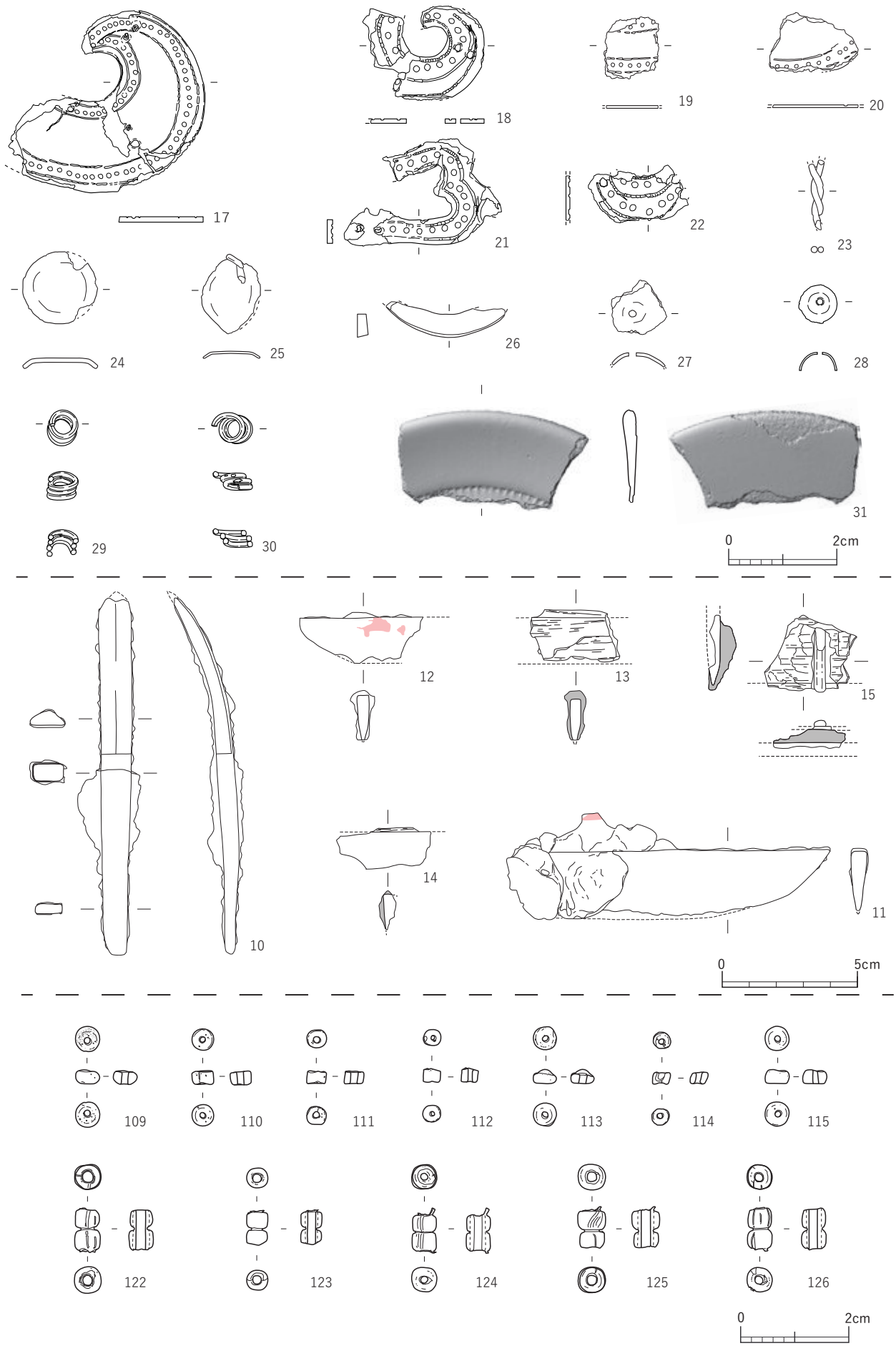


図 3-11　石室内出土遺物実測図



写真 3-13　玄室試掘坑内遺物検出状況



写真 3-15　13tr 落ち込み内出土凝灰岩



写真 3-14　13tr 落ち込み検出状況（東から）

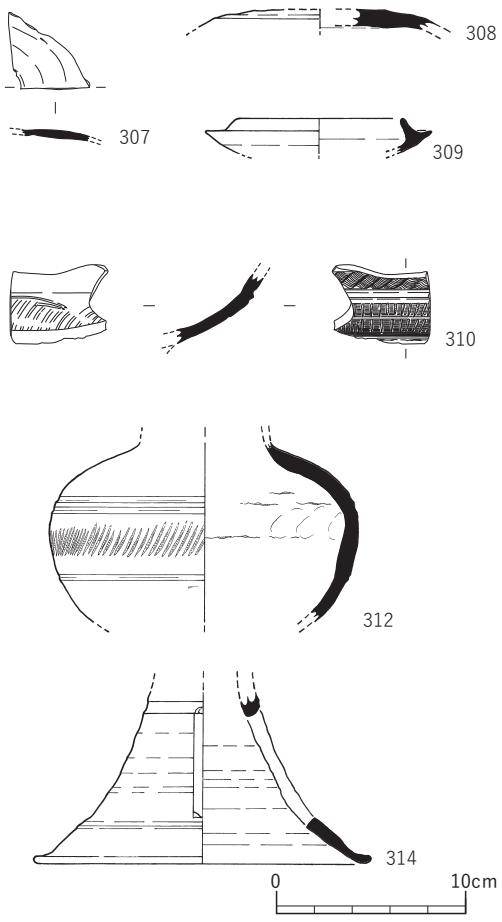


図 3-12　13tr 落ち込み内出土遺物実測図

とが可能な資料といえる。

石棺内は盗掘を受けており、大部分の副葬品は既に持ち出されていたが、金銅製冠やガラス製小玉、金銅製空玉、銀製空玉といった装飾具や、鉄製の刀、刀子、鉇などの破片が残されていた（写真 3-12、図 3-11）。玄室床面上の副葬品については、床面堆積土を除去していないため明らかではないが、家形石棺の玄門側小口に接して設けた一辺 40cm 程度の試掘坑内では、金銅装と思われる鞍金具や鉄製小札甲、土器などが遺存している状況を確認しており、玄室床面上については盗掘を免れ、副葬品が残存している可能性が高いものとみられる（写真 3-13）。また、盗掘のため原位置は定かでないものの、閉塞石周辺流入土から小型青銅鏡や金銅板の破片も出土している。

先述の 13 トレンチで検出した落ち込み状遺構からは、花崗岩や二上山産白色凝灰岩で作られた石棺の打ち割られた破片が出土しており、上記の横穴式石室に加えてもう 1 基、家形石棺を納めた横穴式石室の存在を推測できる（写真 3-14・15、図 3-12)。それら石材の破片とともに近世頃の瓦の破片が出土していることから、その頃に石材の抜き取りといった横穴式石室への大きな改変が行われた可能性が考えられる。



写真 3-16　市尾宮塚古墳　横穴式石室（奥壁から）
（高取町教育委員会提供）



写真 3-17　藤ノ木古墳　横穴式石室（奥壁から）
（奈良県立橿原考古学研究所提供）



写真 3-18　二塚古墳　後円部横穴式石室（奥壁から）
（神庭編 2019 から転載）

●築造時期

史跡條ウル神古墳が築造された時期を考える材料は、再確認した横穴式石室とそこに納められた家形石棺が中心となる。横穴式石室の編年では、袖部や羨道側壁の構造が指標になるとされており（太田 2011)、史跡條ウル神古墳では袖石に大きな立石を用いつつ、さらにその上に扁平な石材を 1 枚載せた構造となっている。羨道側壁の石材は袖部の立石に比べて小ぶりの石材を使用する。同じ奈良県の高取町市尾宮塚古墳（写真 3-16）や斑鳩町藤ノ木古墳（写真 3-17)、葛城市二塚古墳（写真 3-18）は史跡條ウル神古墳と類似した袖部、羨道側壁の構造を示している。この群の石室は、玄室側壁が平積みのものより谷積みのものの方が新しく、羨道高に対する玄室高の比率が高いものの方がより新しいと考えられており、両要素ともに後者の特徴をもつ史跡條ウル神古墳は、これらの類例の中でもより新しい時期に位置付けることができる。この群の石室からは、須恵器編年の MT85 ～ TK43 型式期の須恵器が出土しており、実年代では 6 世紀後葉頃と考えられる。

家形石棺の型式は、大きく見ると藤ノ木古墳（写真 3-19）や橿原市植山古墳（写真 3-20)、丸山古墳（写真 3-21・22)、広陵町牧野古墳（写真 3-23）と類似し、石室から想定される時期と大きな齟齬はみられない。細部の特徴をもう少し細かく見ると、刳抜式家形石棺の編年において重要な指標とされている棺蓋の頂部平坦面指数（頂部平坦面幅÷棺蓋幅×100 で表される数値で、新しくなるほど数値が大きくなり、蓋の平面積に対する頂部平坦面の面積が広くなる傾向が指摘されている。）は 37 となり、藤ノ木古墳の 36、丸山古墳前棺の 35、植山古墳の 33、牧野古墳の 37 と近似した数値を示している。また、縄掛突起の形態、付加位置も家形石棺の編年の指標として有効であることが指摘されており、長側辺に円柱状の縄掛突起を 2 つずつ付加するものから、縄掛突起が長方形化したものを経て、短側辺には斜面から垂直面にかけて、長側辺には斜面にそれぞれ形



写真 3-19　藤ノ木古墳　家形石棺
（奈良県立橿原考古学研究所提供）



写真 3-20　植山古墳東石室　家形石棺
（橿原市提供）

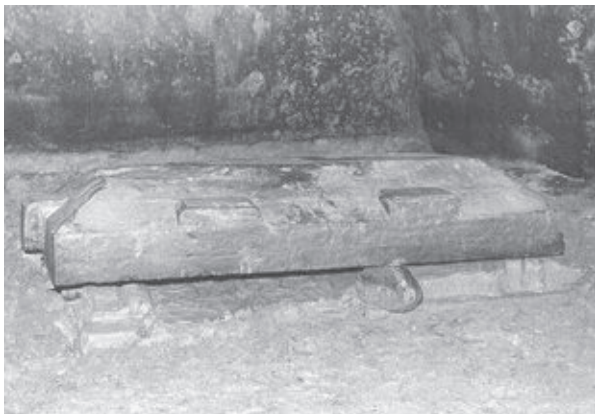


写真 3-21　丸山古墳　家形石棺奥棺
（宮内庁書陵部所蔵写真、福尾・徳田 1993 から転載）

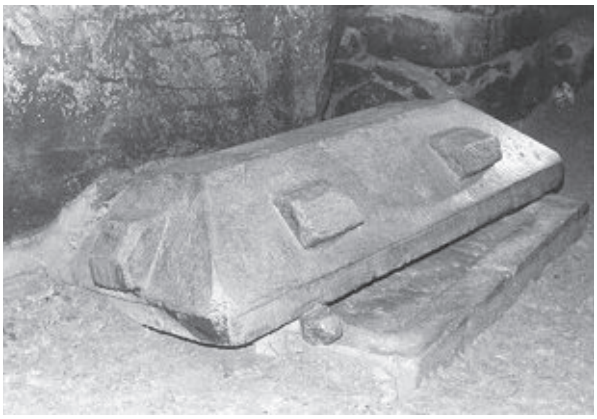


写真 3-22　丸山古墳　家形石棺前棺
（宮内庁書陵部所蔵写真、福尾・徳田 1993 から転載）



写真 3-23　牧野古墳　家形石棺
（奈良県立橿原考古学研究所提供）



写真 3-24　新宮山古墳　家形石棺



写真 3-25　市尾宮塚古墳　家形石棺
（高取町教育委員会提供）



写真 3-26　赤坂天王山古墳　家形石棺
（桜井市教育委員会提供）



写真 3-27　都塚古墳　家形石棺
（明日香村教育委員会提供）

状の異なる縄掛突起を付加するものが出現する。この後は、短側辺と長側辺の縄掛突起の形状と付加位置の共通化が進み、付加される場所も斜面から次第に、垂直面へと移行する。この視点で條ウル神古墳の家形石棺をみると、短側辺には斜面から垂直面にかけて、幅の広い面とりを行った方形の縄掛突起が付加され、長側辺には斜面に狭い面取りを行った方形の縄掛突起が付加されている。同様の類例は、植山古墳、御所市新宮山古墳（写真 3-24）で認められる。この点で縄掛突起の形状は方形化しているものの短側辺への付加を欠く、市尾宮塚古墳（写真 3-25）や藤ノ木古墳のものよりも新しく位置づけられ、短側辺と長側辺の縄掛突起の共通化が進んでいる丸山古墳、桜井市天王山古墳（写真 3-26）、明日香村都塚古墳（写真 3-27）、牧野古墳よりも古く位置付けることができる。

加えて、３次調査の 10 トレンチで出土した須恵器（図 3-7）についても、破片資料ではあるものの三方スカシをもつ長脚二段高坏の存在などは、石室から推定される時期の資料とみて大きな誤りはないといえる。落ち込み状遺構から想定できるもう１基の横穴式石室についても、石材の破片とともに出土した須恵器片の特徴からほぼ同時期のものと考えられ（図 3-12）、１基の古墳の南北に計画的に２基の横穴式石室が築造されたものと考えられる。

●学術的評価

史跡條ウル神古墳の評価を行う上で、まず注目すべき要素は墳丘、石室、石棺の大きさである。60 ～ 70 ｍを測る墳長は、前方後円墳、長方形墳のいずれであっても大和各所に築造されている同時期の主要な首長墳に並ぶか超える規模を有している（表 3-3）。横穴式石室の玄室規模に関しても、幅がやや短いことを除くと、その長さや高さは、大和を代表する大型横穴式石室の事例と比較して遜色ない内容である（表 3-4）。石棺は、近畿地方の首長墳に多く採用される二上山産白色凝灰岩を用いた刳抜式家形石棺であることに加え、その大きさもまた大和の主たる類例と比べ大きい部類に属している（表 3-5）。

これらの要素から、史跡條ウル神古墳は６世紀後葉における明確な首長墳としての内容を有しているといえ、副葬品などの出土遺物は限定的であるものの、金銅製冠や金銅装馬具など、大和政権中枢との強い繋がりを示す遺物の存在がその評価を傍証している。

さらに横穴式石室の形態をみると、玄室の幅に対して長さの長い、細長い平面プランを有している特徴が認められる。この特徴は、決して排他的な特徴というわけではないものの、史跡條ウル神古墳の南東に隣接する巨勢谷地域に築かれた首長墳の横穴式石室によく認められる特徴と考えられており、それら首長墳との関係の中で史跡條ウル神古墳を位置づけることが可能である。

家形石棺の蓋にも特徴があり、史跡條ウル神古墳の蓋は前後の時期の類例に比べ非常に高さが低い扁平な形をしている。数値上は丸山古墳の奥棺が最も低い数値となるが、この事例は形態がやや特殊なものと評価されているためここでは除いて考えると、史跡條ウル神古墳例に最も近い、高さの低い蓋の事例は巨勢谷地域の市尾宮塚古墳例となる。石棺の特徴からも巨勢谷地域との関係の強さが指摘できるかもしれない。

また、史跡條ウル神古墳の南西近傍には、横穴式石室内に二上山産白色凝灰岩で作られた刳抜式家形石棺を納めた条池南古墳が存在し、その家形石棺は、身の内部に枕が削り出される非常に珍しい事例と

表 3-3　大和の大型古墳（6 世紀後半～ 7 世紀初頭）の墳丘規模一覧表

古墳名	所在地	指定種別	墳形	墳丘長（m）
丸山	橿原市五条野町	国	前方後円	310
ウワナリ塚	天理市石上		前方後円	128
石上大塚	天理市石上		前方後円	107
條ウル神	**御所市條**	**国**	**前方後円 or 長方形**	**60 ～ 70**
烏土塚	平群町春日丘	国	前方後円	60.5
二塚	葛城市寺口	国	前方後円	60
牧野	広陵町馬見北	国	円	60
平林	葛城市兵家	県	前方後円	55
天王山	桜井市倉橋	国	方	50
藤ノ木	斑鳩町法隆寺西	国	円	50
市尾宮塚	高取町市尾	国	前方後円	44
都塚	明日香村阪田	国	方	42
植山	橿原市五条野町	国	長方形	40
新宮山	御所市稲宿	県	円	25

表 3-4　大和の横穴式石室（6 世紀後半～ 7 世紀初頭）の玄室規模一覧表

古墳名	所在地	指定種別	長（m）	幅（m）	高（m）
丸山	橿原市五条野町	国	8.30	4.10	4.0+
條ウル神	**御所市條**	**国**	**7.1+**	**2.6+**	**4.20**
ウワナリ塚	天理市石上		6.85	2.85	3.6+
二塚（後円）	葛城市寺口	国	6.73	2.98	4.10
牧野	広陵町馬見北	国	6.70	3.25	4.50
植山（東）	橿原市五条野町	国	6.50	3.10	2.9+
天王山	桜井市倉橋	国	6.50	3.10	4.20
石上大塚	天理市石上		6.30	2.65	2.8+
市尾宮塚	高取町市尾	国	6.30	2.40	2.85
新宮山	御所市稲宿	県	6.30	2.50	3.00
藤ノ木	斑鳩町法隆寺西	国	6.04	2.67	4.28
烏土塚	平群町春日丘	国	6.00	2.80	4.30
平林	葛城市兵家	県	5.70	3.30	3.80

（＋は未計測部分があることを示す）

表 3-5　大和の刳抜式家形石棺（6 世紀後半～ 7 世紀初頭）の蓋石規模一覧表

古墳名	所在地	指定種別	長（cm）	幅（cm）	高（cm）
丸山（前棺）	橿原市五条野町	国	280	144	65
條ウル神	**御所市條**	**国**	**267**	**145**	**53**
ハミ塚	天理市岩屋町		267	143	56
植山（東）	橿原市五条野町	国	260	156	62
天王山	桜井市倉橋	国	251	157	56
丸山（奥棺）	橿原市五条野町	国	249	144	43
都塚	明日香村阪田	国	233	159	64
藤ノ木	斑鳩町法隆寺西	国	230	130	54
市尾宮塚	高取町市尾	国	－	116	49



写真 3-28　条池南古墳　家形石棺
（奈良県立橿原考古学研究所提供）



写真 3-29　権現堂古墳　家形石棺の枕

して著名である（写真 3-28）。この枕を削り出した家形石棺の唯一の類例が、巨勢谷地域の首長墳の 1 つに数えられる権現堂古墳に存在する（写真 3-29）ことは、史跡條ウル神古墳などが築かれた御所市條の地域と、大口峠を挟んで隣接する巨勢谷地域との密接な関係性を示すものと考えられる。

このように、史跡條ウル神古墳は、横穴式石室の形態的特徴が巨勢谷地域の特徴と類似するだけでなく、古墳が築かれた條という地域自体も巨勢谷地域との密接な関係を有していると考えられる。そして、横穴式石室や家形石棺の型式は、巨勢谷地域に築かれた首長系譜の変遷の中で違和感なく捉えることが可能であることから、当墳自体を巨勢谷地域の首長墳の 1 つとして捉える考えが有力である（御所市教育委員会編 2003）。史跡條ウル神古墳の墳丘や石室の規模は、巨勢谷地域の首長墳の中でも最大規模であり、古代豪族巨勢氏の中において特に有力であった首長の墓と評価することができる。巨勢氏は、大王家の伝説的忠臣である武内宿禰を祖とする氏族で、古墳時代後期以降、大和政権の中枢で勢力を保持し、平安時代初期まで高級官僚を輩出していた名門氏族といわれている。史跡條ウル神古墳の築造時期に近い年代では、巨勢臣稲持や比羅夫ら数人が被葬者の候補に挙がる。このことを踏まえると、史跡條ウル神古墳の有する歴史的価値は非常に高いということができよう。

以上をまとめると、史跡條ウル神古墳は、墳丘・石室・石棺のいずれについても、6 世紀後葉頃の大和において規模・内容が傑出しており、石室の形態は、6 世紀前半から続く巨勢谷地域の古墳に類似する特徴を示すことから、古代における有力氏族、巨勢氏の首長墳と評価することができる。また、同時期の比肩する規模の横穴式石室の多くが、盗掘を受けるなど不明確な点が多いなかにあって、史跡條ウル神古墳は、石棺内は盗掘されていたものの、玄室床面については未盗掘の状態で遺存していることも、付加価値として高く評価できる。史跡條ウル神古墳は、当時の政治・社会や日本古代史を考える上で欠くことのできない重要な古墳といえよう。

参考文献

秋山日出雄編 1985『大和國古墳墓取調書』財団法人由良大和古代文化協会
太田宏明 2011『畿内政権と横穴式石室』学生社
金澤雄太編 2019『條ウル神古墳－範囲確認発掘調査報告書－』御所市文化財調査報告書第 56 集　御所市教育委員会
神庭　滋編 2019『発掘　葛城山麓の古墳』葛城市歴史博物館企画展図録第 17 冊　葛城市歴史博物館
木許　守 2008「條ウル神古墳（第 2 次調査）」『平成 5 ～ 19 年度　市内遺跡発掘調査』御所市文化財調査報告書第 34 集　御所市教育委員会
御所市教育委員会編 2003『古代葛城とヤマト政権』学生社
御所市教育委員会 2012『秋津地区史跡整備基本計画』
田中一廣 1984「巨勢山古墳群調査概要Ⅱ」『奈良県遺跡調査概報　1983 年度』（第 2 分冊）奈良県立橿原考古学研究所
西崎辰之助 1916「條ノ古墳」『奈良縣史蹟勝地調査會報告書』第三回　奈良縣
福尾正彦・徳田誠志 1993「畝傍陵墓参考地石室内現況調査報告」『書陵部紀要』第 45 号　宮内庁書陵部

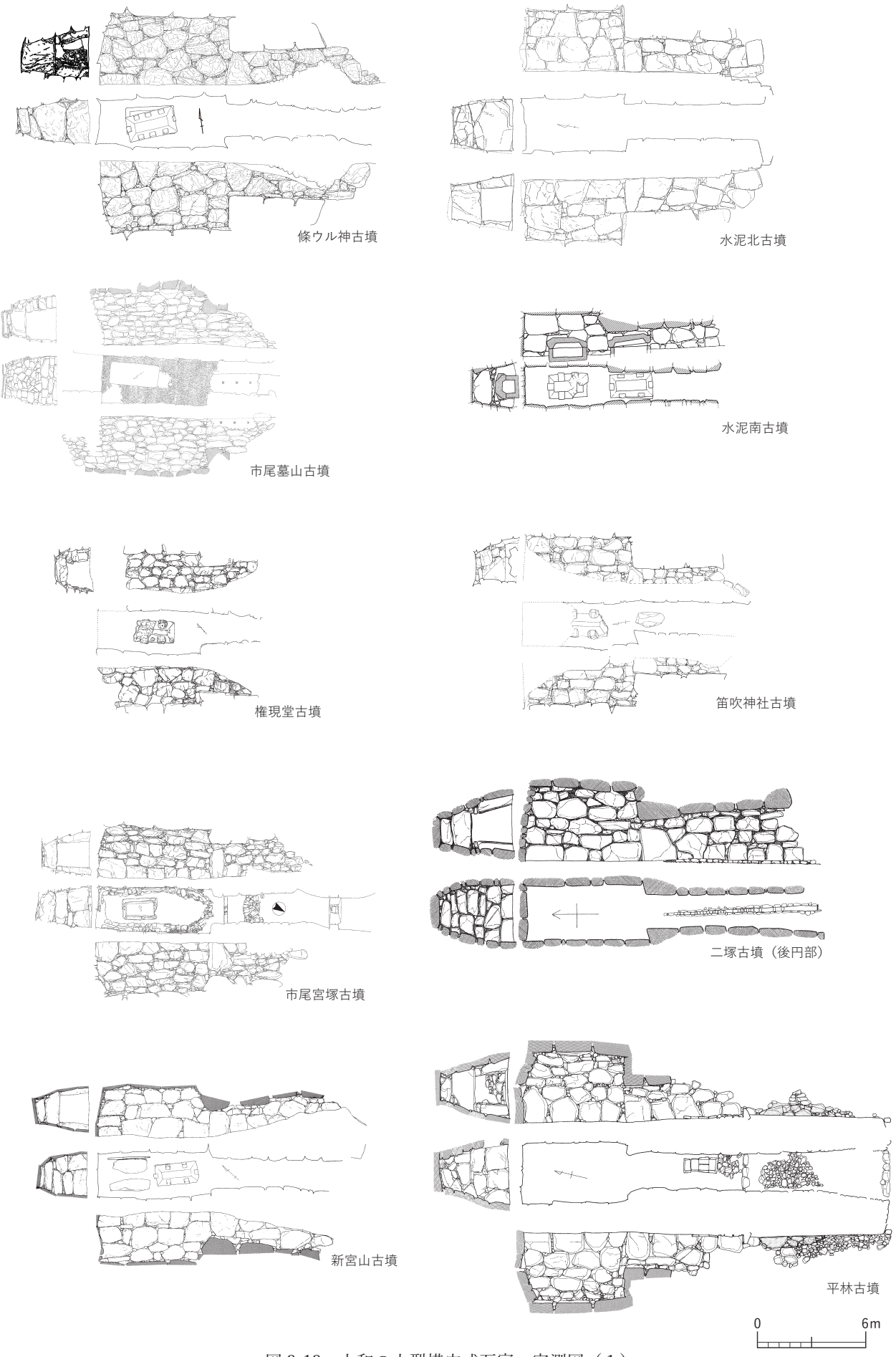


図 3-13　大和の大型横穴式石室　実測図（1）

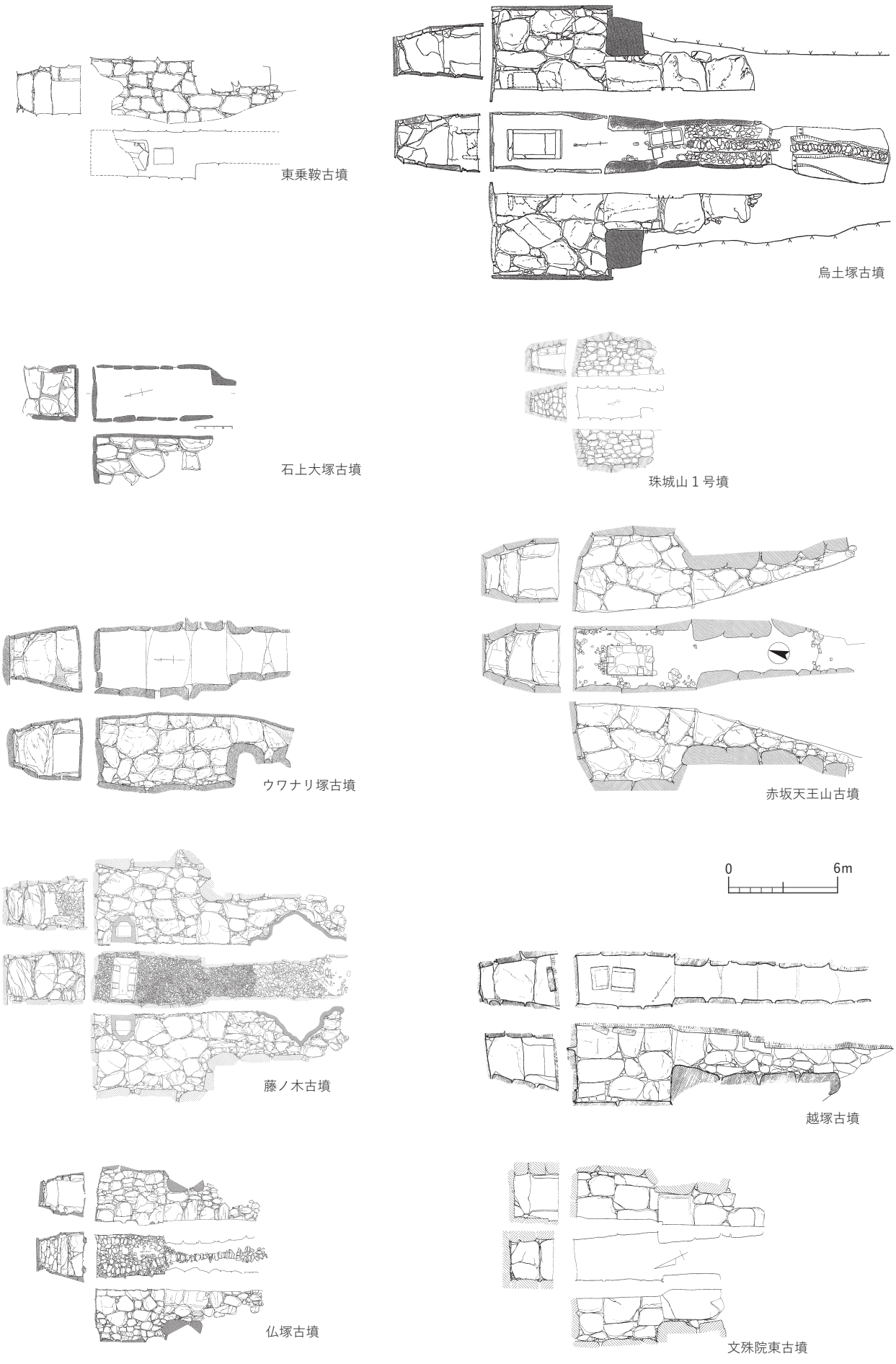


図 3-14　大和の大型横穴式石室　実測図（２）

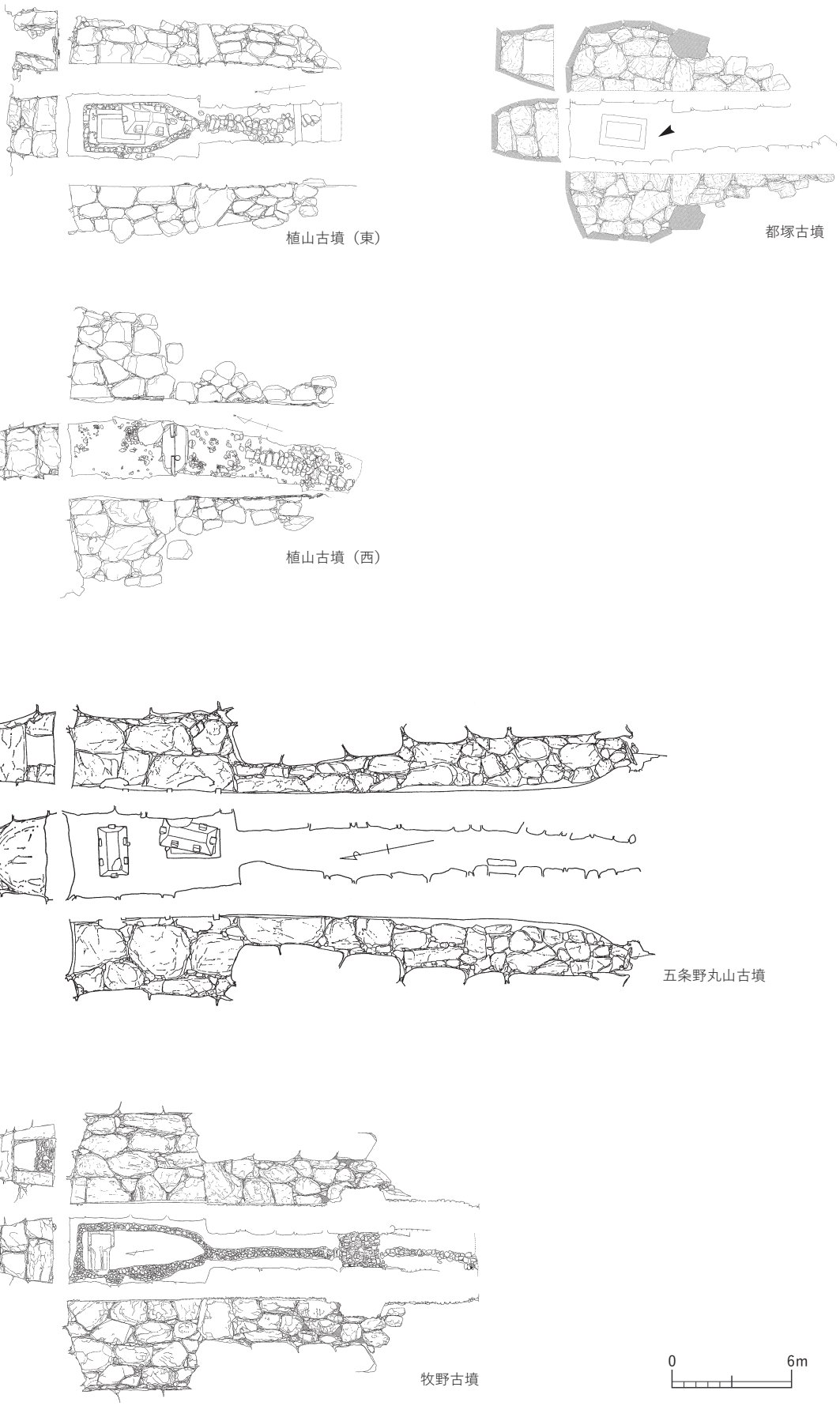
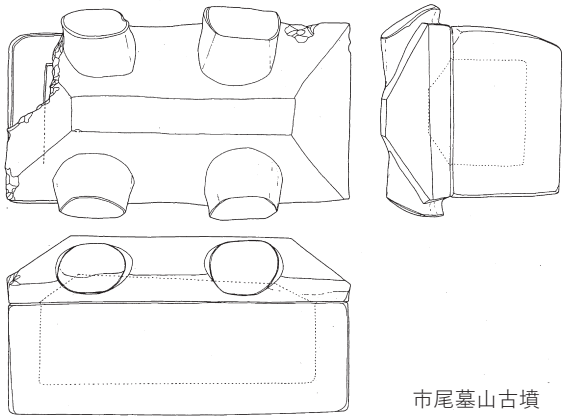
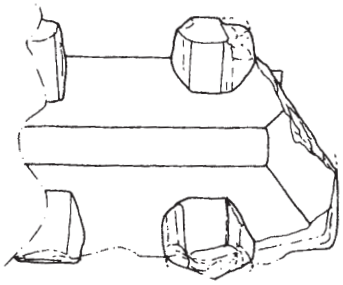


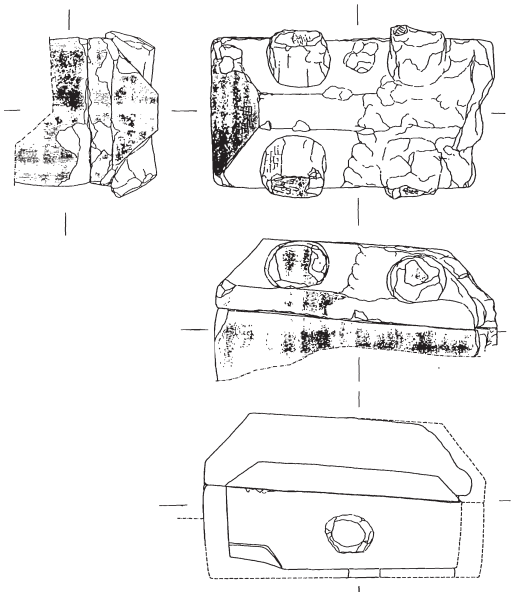
図 3-15　大和の大型横穴式石室　実測図（３）



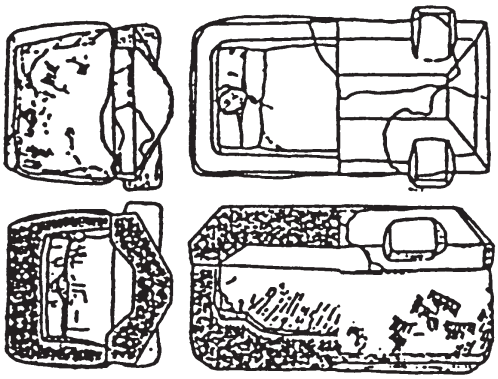
市尾墓山古墳



笛吹神社古墳

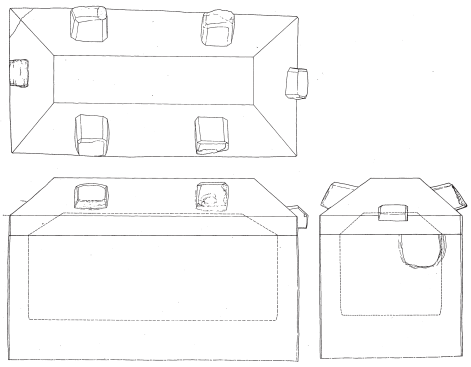


権現堂古墳

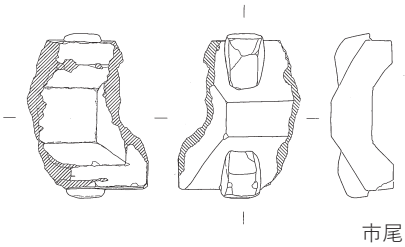


条池南古墳

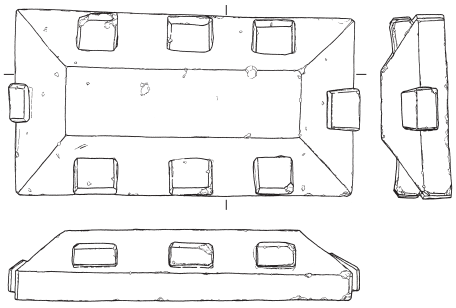




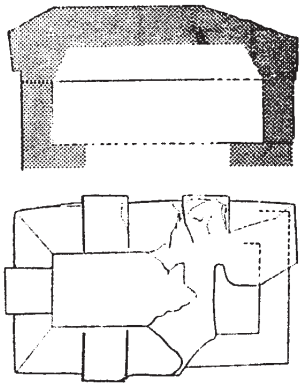
新宮山古墳



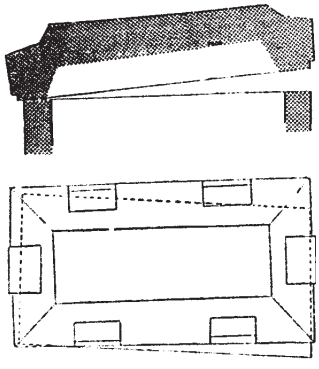
市尾宮塚古墳



條ウル神古墳

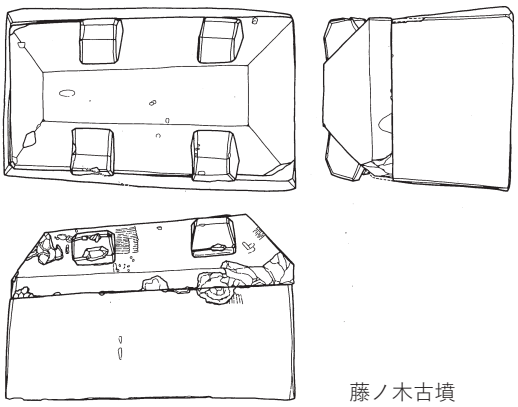


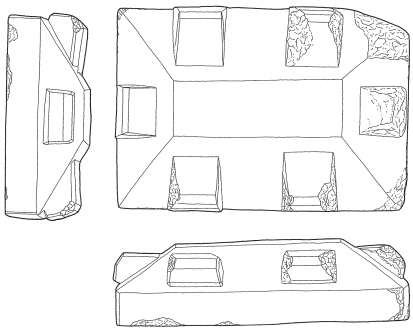
水泥南古墳（玄室）

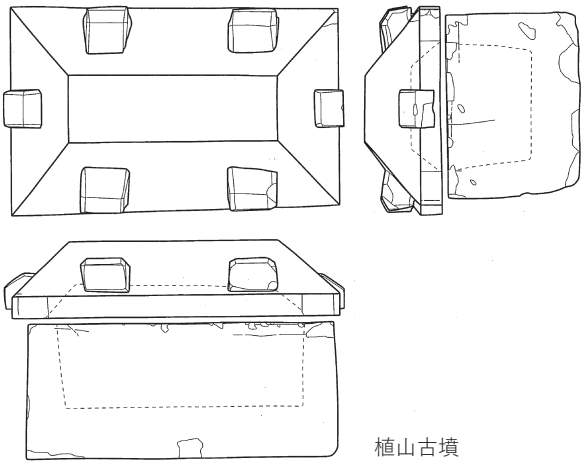


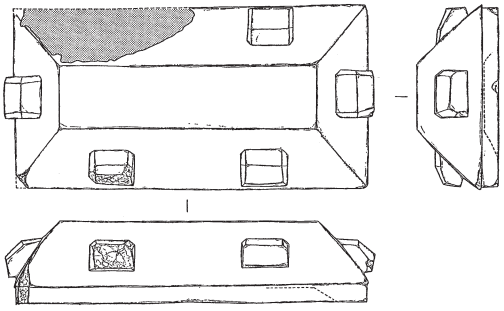
水泥南古墳（羨道）

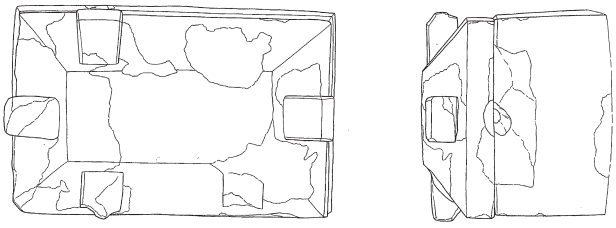
図 3-16　刳抜式家形石棺の類例（1）

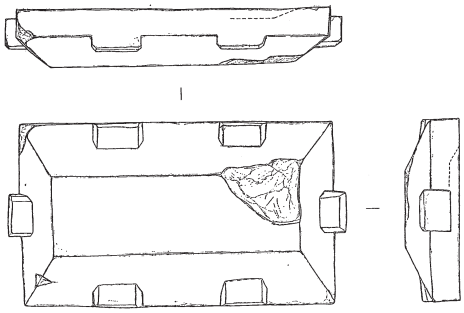

藤ノ木古墳

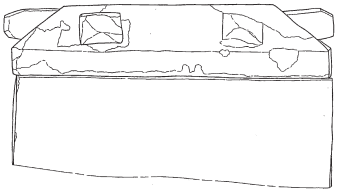

都塚古墳

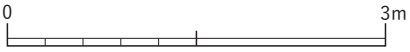

植山古墳

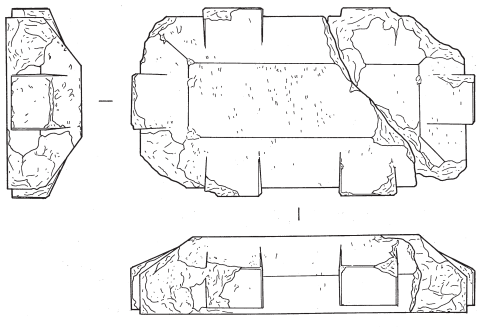

五条野丸山古墳（前）




五条野丸山古墳（奥）


赤坂天王山古墳




塚本古墳

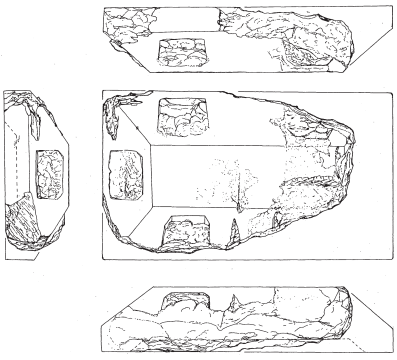

牧野古墳

図 3-17　刳抜式家形石棺の類例（２）

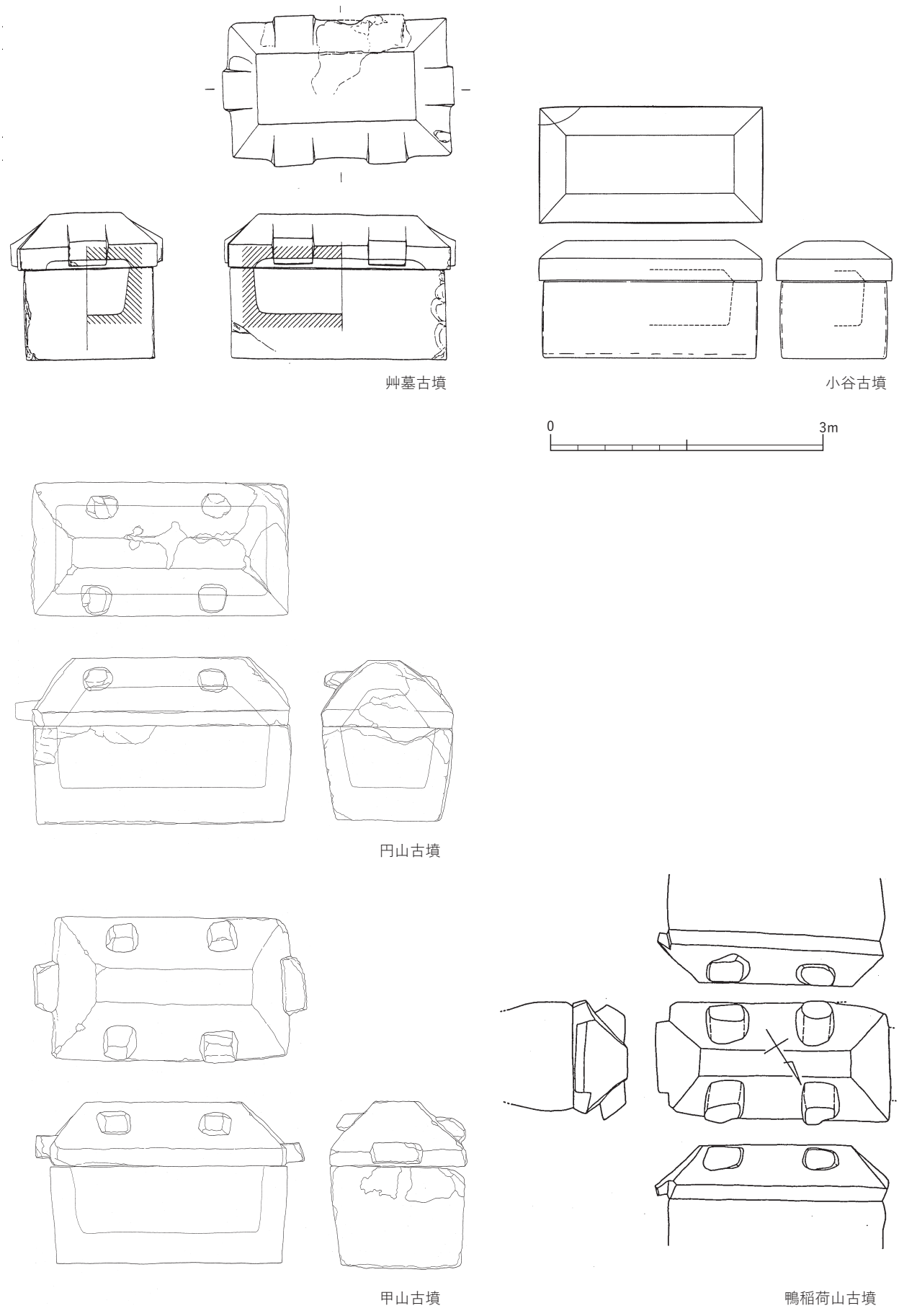


図 3-18　刳抜式家形石棺の類例（3）

横穴式石室および刳抜式家形石棺　引用文献

東　潮 1983「塚本古墳」『奈良県遺跡調査概報　1982 年度（第 2 分冊）』奈良県立橿原考古学研究所
網干善教 1961「御所市古瀬「水泥蓮華文石棺古墳」及び「水泥塚穴古墳」の調査」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』第 14 輯　奈良県教育委員会
石坂泰士編 2014『史跡　植山古墳』橿原市埋蔵文化財調査報告第 9 冊　橿原市教育委員会
金澤雄太編 2019『條ウル神古墳－範囲確認発掘調査報告書－』御所市文化財調査報告書第 56 集　御所市教育委員会
河上邦彦編 1977『斑鳩・仏塚古墳』斑鳩町教育委員会
河上邦彦 1978「水泥塚穴古墳」『奈良県古墳発掘調査集報Ⅱ』奈良県文化財調査報告書第 30 集　奈良県立橿原考古学研究所
河上邦彦編 1984『市尾墓山古墳』高取町文化財調査報告第 5 冊　高取町教育委員会
河上邦彦編 1987『史跡牧野古墳』広陵町文化財調査報告第 1 冊　広陵町教育委員会
河上邦彦 2001「大和巨勢谷権現堂古墳の測量調査と副葬品（後期大型円墳の意義）」『実証の地域史　村川行弘先生頌寿記念論集』大阪経済法科大学出版部
小島俊次編 1962『大和二塚古墳』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 21 冊　奈良県教育委員会
木場幸弘編 2018『市尾宮塚古墳発掘調査報告書』高取町文化財調査報告第 42 冊　高取町教育委員会
西光慎治編 2016『都塚古墳発掘調査報告書』明日香村文化財調査報告書第 12 集　明日香村教育委員会・関西大学文学部考古学研究室
白井忠雄 1991『町内遺跡Ⅰ－稲荷山古墳・永田城址－』高島町文化財資料集 8　高島町教育委員会
白石太一郎・関川尚功・大竹弘之 1978「橿原市小谷古墳の測量調査」『青陵』第 39 号　奈良県立橿原考古学研究所
進藤　武編 2001『史跡大岩山古墳群　天王山古墳・円山古墳・甲山古墳調査整備報告書』野洲町教育委員会
伊達宗泰 1960『桜井市粟原越塚古墳』奈良県文化財調査報告第 3 集　奈良県教育委員会
伊達宗泰 1976a「石上大塚古墳」『石上・豊田古墳群Ⅱ』奈良県文化財調査報告書第 27 集　奈良県教育委員会
伊達宗泰 1976b「ウワナリ塚古墳」『石上・豊田古墳群Ⅱ』奈良県文化財調査報告書第 27 集　奈良県教育委員会
伊達宗泰・岡幸二郎・菅谷文則 1972『烏土塚古墳』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第 27 冊　奈良県教育委員会
田中一廣 1987「大和・巨勢山古墳群の群構造と性格（1）」『花園史学』第 8 号　花園大学史学会
千賀　久 1997「畿内の横穴式石室成立期の様相」『古文化論叢－伊達先生古稀記念論集－』伊達先生古稀記念論集刊行会
奈良県教育委員会 1980「新宮山古墳」『奈良県指定文化財－昭和 54 年度版－』
奈良県教育委員会 1982『飛鳥・磐余地域の後・終末期古墳と寺院跡』奈良県文化財調査報告第 39 集
奈良県教育委員会 1998「笛吹神社古墳」『奈良県指定文化財－平成 9 年度版－』
奈良県立橿原考古学研究所編 1990『斑鳩藤ノ木古墳　第 1 次調査報告書』斑鳩町・斑鳩町教育委員会
丹羽恵二編 2007『国史跡　珠城山古墳－第 4 ・ 5 次調査及び史跡整備報告書－』桜井市立埋蔵文化財センター発掘調査報告書 29 集　桜井市教育委員会
橋本輝彦編 2018『赤坂天王山古墳群の研究－測量調査報告書－』公益財団法人桜井市文化財協会調査研究報告第 1 冊　公益財団法人桜井市文化財協会
坂　靖編 1994『平林古墳』當麻町埋蔵文化財調査報告第 3 集　當麻町教育委員会
福尾正彦・徳田誠志 1993「畝傍陵墓参考地石室内現況調査報告」『書陵部紀要』第 45 号　宮内庁書陵部

第４章　史跡條ウル神古墳の本質的価値

１　史跡條ウル神古墳の本質的価値の明示

史跡の本質的価値とは、史跡に指定された土地に存在する「遺跡」が土地と一体となって有する我が国の歴史上又は学術上の価値である。したがって、史跡の本質的価値は土地と一体の「遺跡」を構成している枢要の諸要素によって示されることになる。

「遺跡」はすべて過去の人々の活動の直接的な記録であり、人々が土地に刻んだ何らかの営為の痕跡である「遺構」と、それらに関連して残存する生活用具などの「出土遺物」、およびそれらと直接的な関係を有する空間（景観）からなる（文化庁文化財部記念物課 2005『史跡等整備のてびき』70 頁から引用）。

令和３年の指定説明文で示された史跡條ウル神古墳の価値は、次のように整理できる。

- ●６世紀後葉に築造された古墳としては墳長 60 ～ 70 m と規模が大きく、周辺地域の古墳と比較しても特筆すべき大きさである。
- ●墳丘南端を画する溝の存在や、横穴式石室開口部側を中心に積み上げられた細かな単位の盛土など、墳丘構築の実態が明らかになっている。
- ●墳丘北側に設けられた横穴式石室は、玄室長、玄室高が同時期の事例と比較しても卓越している。
- ●墳丘北側の横穴式石室に納められた家形石棺は、この時期の近畿周辺の首長墓に用いられることの多い二上山産白色凝灰岩を用いた刳抜式の優品で、大きさも類例に比べ卓越している。
- ●墳丘北側の横穴式石室は、閉塞石も含めて保存状態が良好で、家形石棺の中は盗掘されていたものの、石室床面には金銅製品を含む豊富な副葬品が遺存している可能性が高く、当該期の大型横穴式石室としては稀有な事例といえる。
- ●墳丘南側にも刳抜式家形石棺を納めた横穴式石室が構築されていた可能性が高く、当該期の埋葬習俗を考える上で希少な事例である。
- ●築造時期や石室の規模、形状などから、奈良盆地の南東、曽我川上流域に位置する巨勢谷地域に基盤をおいた古代豪族巨勢氏との関係が推察され、奈良盆地南西部に関わりの深い有力首長墓と考えられる。

２　構成要素の区分と特定

（１）構成要素の区分

史跡の保存・活用においては、本質的価値を構成するものが具体的に何であるかを把握しておく必要がある。加えて、本質的価値を構成する要素ではないが、史跡の保存・活用において合わせて考慮しておくべき要素というものがある。ここでは後段での検討に備え、それら各要素を以下のように区分し、該当する構成要素を分類・整理する。

Ａ：本質的価値を構成する枢要な要素

史跡の指定要件に関わる要素を指す。つまり、この要素が失われた場合、指定解除の検討要因となる要素である。

Ｂ：本質的価値に準じる諸要素（副次的価値）

史跡地内およびその周辺における古墳築造前後の歴史や史跡の価値付けと関連する歴史的要素で、Ａとの関係を考慮しながら保存・活用を検討すべきものを指す。

Ｃ：史跡の保護に資する諸要素

Ａ・Ｂの保存・活用において必要な要素を指し、保存施設や便益施設、維持管理施設などが該当する。

今後、保存・活用のための施設（復元整備・案内板・解説板・休憩施設・トイレなど）や管理運営のための施設（防災設備、電気設備などの維持管理施設・管理棟・倉庫など）などを整備する場合は、そ

れらも含まれる。

D：その他の諸要素（保存・活用上、調整が必要な要素）

史跡の本質的価値の顕在化や景観的調和において、その在り方を検討する必要がある要素を指す（A～C以外）。

（2）構成要素の特定

以上の区分に基づき、史跡條ウル神古墳に関わる構成要素を史跡指定地内と史跡指定地周辺（近接地）に分けた上で以下の通り整理し、具体的な要素を表4-1にまとめて示す。

A：本質的価値を構成する枢要な要素

●史跡指定地内

古墳の墳丘（写真3-2・5・6）や埋葬施設（写真3-8～11・14）、外表施設（写真3-3・4）、副葬品などの各要素が該当する。現在史跡指定地で認識できる古墳の墳丘は、大きく分けて地山、盛土、古墳時代以後の堆積土によって成り立っている。この中で本質的価値を構成するといえるものは盛土と墳丘築造に伴って改変を加えられた地山部分であり、古墳築造以後の堆積土については、そこには含まれない。

墳丘盛土の位置や北側石室の開口方向は、東側からの視線を意識した内容となっており、その古墳の見え方についても、史跡條ウル神古墳の価値の1つとする。

●史跡指定地周辺

現状では明確になっていないが、現在の史跡指定地外に古墳の範囲が広がっていく場合は、それらの範囲が対象となる。

B：本質的価値に準じる諸要素（副次的価値）

●史跡指定地内

史跡指定地内には史跡條ウル神古墳の築造に遡る弥生時代の遺構などが発掘調査でみつかっている(写真4-1)。史跡條ウル神古墳との直接的な関係はないそれら遺構ではあるが、古墳が立地する地域の前史を物語る要素として本要素の中に位置づける。

●史跡指定地周辺

史跡條ウル神古墳と近接する時期、立地に築造され、歴史的な関係も推測される条庚申塚古墳（写真4-2)、条池南古墳（写真4-3)、条池北古墳（写真4-4）が該当する。

やや離れた位置にはなるものの、史跡條ウル神古墳との密接な関係が想定される巨勢谷地域の大型横穴式石室墳（御所市権現堂古墳（写真4-5)、新宮山古墳（写真4-6)、水泥北古墳（写真4-7)、水泥南古墳（写真4-8)、高取町市尾墓山古墳（写真4-9)、市尾宮塚古墳（写真4-10）や、古墳築造後の関連遺跡として巨勢寺跡（写真4-11）についても含み込んで考える。

史跡條ウル神古墳の南側を東西にはしる市道室・出走線は、いつまで遡るか定かではないものの、少なくとも近世以降には現在の国道309号線の代わりとなる東西の主要幹線道であった。史跡宮山古墳を含む街道沿いの古墳と人々の往来は当該地域の重層的な歴史景観を表す重要な要素といえる。また、近世前期に当時の室村から分村して成立した条村は、成立以降、史跡條ウル神古墳の傍らで古墳とともに時を歩んできたといえ、集落と古墳が織りなす景観についても古墳築造以後の歴史景観的要素として重要なものと位置付けうる。

C：史跡の保護に資する諸要素

●史跡指定地内

保存に資するものとして、存在の前提となる史跡條ウル神古墳が立地する巨勢山丘陵の尾根があり、史跡指定地西側の市道に接する部分にコンクリート製の擁壁が存在する（写真 4-12)。この擁壁は市道の新設に際して史跡條ウル神古墳が存在する丘陵裾を削平し設置されたもので、本来的には古墳の保存に悪影響を与えるものといえるが、現状では急傾斜の法面を支えるために必要なものとなってしまっている。

活用に資するものとして、史跡指定地の南西隅に解説板（写真 4-13）が 1 基設置されている。

また、史跡指定地の西側に接する市道から墳丘西側に上がっていく小道（写真 4-14）や、史跡指定地の南側に接する市道から墳丘東側へ下りていく小道（写真 4-15）については、史跡條ウル神古墳の管理・活用の両面において進入路として現在利用されている。

●史跡指定地周辺

史跡指定地から連続する史跡指定地外の巨勢山丘陵の尾根も、史跡條ウル神古墳の保存に欠かせない部分は本要素の対象となる。

御所市観光協会が設置した「秋津洲の道」沿いの案内板 2 基（写真 4-16・17）や、京奈和自動車道御所南ＩＣ・ＰＡ、史跡指定地周辺の市道など史跡條ウル神古墳までのアクセスに資するものがある。

B として位置づけた条池古墳群に関する解説板が古墳近傍の道沿いに 1 基存在する（写真 4-18)。

また､史跡指定地から少し離れるが､市内の文化財保存活用の拠点施設である御所市文化財事務所（写真 4-19）が、史跡條ウル神古墳の西 1.3km に位置している。

D：その他の諸要素（保存・活用上、調整が必要な要素）

●史跡指定地内

史跡指定地南辺沿いに設置されたイノシシ対策用柵（写真 4-20）や史跡指定地東側を縦断するように架設された電線に伴う電柱 1 基（写真 4-15)、史跡指定地南西隅に設置されている電柱 1 基（写真 4-21)、史跡指定地西辺の擁壁脇に置かれた物置（写真 4-22）などが存在する。

史跡條ウル神古墳の毀損や眺望の阻害となる史跡指定地内の樹木についてもここに含まれる。

参考文献

文化庁文化財部記念物課 2005『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－』Ⅰ　総説編・資料編　同成社

表 4-1　史跡條ウル神古墳　構成要素の特定

区分	A 本質的価値を構成する枢要な要素	B 本質的価値に準じる諸要素	C 史跡の保護に資する諸要素	D その他の諸要素（保存・活用上、調整が必要な要素）
史跡指定地内	・墳丘　規模 60 ～ 70 m 墳形：前方後円墳 or 長方墳 段築：二段築成か 墳丘盛土 ・埋葬施設 北側埋葬施設 横穴式石室（二上山白色凝灰岩製刳抜式家形石棺、石室床面上に遺存する副葬品、羨道閉塞石） 南側埋葬施設 横穴式石室の抜取跡とみられる落ち込み（二上山白色凝灰岩製刳抜式家形石棺） ・外表施設 墳丘南端を画する溝 ・副葬品など出土遺物 ・周囲からの古墳の見え方	・史跡指定地内に存在する古墳より遡る時代の遺構（弥生時代の溝など）	・古墳の立地する巨勢山丘陵の尾根 ・史跡指定地西辺のコンクリート擁壁 ・史跡解説板 ・史跡指定地内への進入路	・イノシシ対策用柵 ・電柱 ・物置 ・古墳の毀損や眺望の阻害となる樹木
史跡指定地周辺（近接地）	・今後の調査で明らかになった場合の本来の墳丘範囲	・近接する時期、立地に築造された古墳（条池南古墳、条池北古墳、条庚申塚古墳） ・巨勢谷地域に築造された大型横穴式石室墳（市尾墓山古墳、権現堂古墳、市尾宮塚古墳、新宮山古墳、水泥北古墳、水泥南古墳） ・古墳築造以後の関連する遺跡（巨勢寺跡） ・近世以降の街道と古墳がつくりだす歴史景観 ・古墳と隣接する集落がつくりだす歴史景観	・史跡指定地から連続する史跡指定地外の丘陵尾根 ・史跡案内板 ・御所市文化財事務所 ・御所南 IC・PA ・アプローチ道路	



図 4-1　史跡條ウル神古墳　指定地内の構成要素の配置

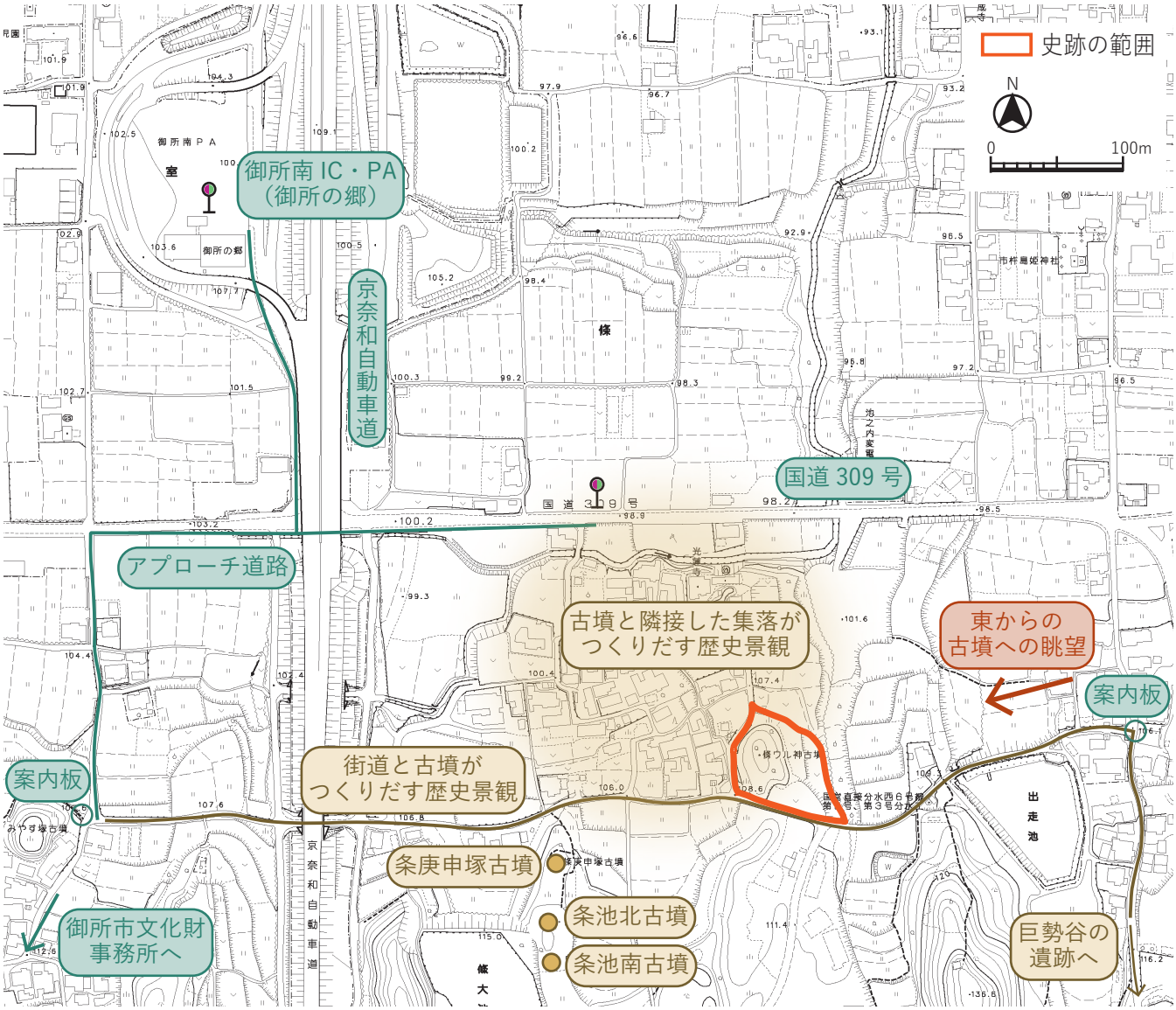


図 4-2　史跡條ウル神古墳　指定地外の構成要素の配置



写真 4-1　7 tr 検出の弥生時代の遺構



写真 4-2　条庚申塚古墳



写真 4-3　条池南古墳
（奈良県立橿原考古学研究所提供）



写真 4-4　条池北古墳
（奈良県立橿原考古学研究所提供）



写真 4-5　権現堂古墳



写真 4-6　新宮山古墳



写真 4-7　水泥北古墳



写真 4-8　水泥南古墳



写真 4-9　市尾墓山古墳



写真 4-10　市尾宮塚古墳



写真 4-11　巨勢寺跡の現況



写真 4-12　史跡指定地西辺のコンクリート擁壁



写真 4-13　史跡條ウル神古墳の解説板



写真 4-14　史跡指定地西側の小道



写真 4-15　史跡指定地南側の小道と東側の電柱



写真 4-16　秋津洲の道沿いの案内板①



写真 4-17　秋津洲の道沿いの案内板②



写真 4-18　巨勢山古墳群（条池支群）の解説板



写真 4-19　御所市文化財事務所



写真 4-20　史跡指定地南辺のイノシシ対策用柵



写真 4-21　史跡指定地南西隅の電柱



写真 4-22　史跡指定地西辺の擁壁脇に置かれた物置

第５章　現状・課題

１　保存管理

史跡條ウル神古墳の保存管理に関する現状と課題は、第４章（表 4-1）で示した史跡指定地内外の各構成要素との対応を重視して、表のかたち（表 5-1）にまとめた。また、適切な保存方法を検討するための情報が不足している場合は、各種の調査・研究が必要となるが、保存管理に関わる調査・研究に関する現状と課題は下記の通りである。

表５－１　史跡條ウル神古墳の保存管理に関する現状と課題

要素の区分		要素	現状	課題
A	本質的価値を構成する枢要な要素	墳丘	・墳丘全体が耕作による改変を受けている。 ・史跡指定地の大半は公有化されており、一筆のみ民有地が残る。	・本来の古墳の形が判然としない。 ・古墳全体を一体的に管理するため、民有地の公有化が必要。
		埋葬施設	・北側石室は、１次調査の時点で、壁体を構成する石材に大きな亀裂なく、家形石棺についても、縄掛突起の一部に欠損が見られる程度で、全体に良好な遺存状態を保っていた。羨道部の閉塞石も全体の検出はされていないが、非常に良好な遺存状態を保っていた。 ・石棺内部は盗掘を受けていたが、石室床面は未盗掘の状態を保っている可能性が高い。 ・１次調査後は、開口部を厳重に埋め戻し、現在は石室内に立ち入ることができない。 ・南側石室は、その存在が想定される調査成果があるのみで、埋葬施設の具体的な遺存状態がわかっていない。	・１次調査後、20 年以上が経過しているが、北側石室内の現況を全く確認することができておらず、現状、保存上の課題が整理できていない。当時の遺存状態を現在も保っているのか、石室床面に遺存していた副葬品もそのままの状態を保っているか懸念される。 ・南側石室は、具体的な遺存状態を把握し、とるべき対応を検討する必要がある。
		外表施設	・墳丘南側に、墳丘と尾根を切り離す溝が検出されており、墳丘西・東側では確認されていない。	・南側の溝は、おおむね遺存範囲が把握できているが全体像をつかむには至っていない。墳丘北側については、溝の有無自体が明らかになっていない。
		副葬品など出土遺物	・今までの発掘調査で出土した遺物は全て御所市教育委員会で保管している。 ・石室床面に副葬品が未盗掘の状態で遺存している。	・石室床面に遺存する副葬品の状態が把握できていない。 ・今後の追加調査によっては、出土遺物を適切に保管するためのスペースや環境に不備が生じる恐れがある。
		周囲からの古墳の見え方	・墳丘の北西は條の集落が広がり、南は巨勢山丘陵の尾根が伸びているため、離れた位置からの視認性が悪い。墳丘の東は農地が多く、少し離れたところからでも古墳を視認することができる。	・墳丘の改変がひどく、知っていなければそもそも古墳と認識することが難しい。
B	本質的価値に準じる諸要素	史跡指定地内に存在する古墳より遡る時代の遺構（弥生時代の溝など）	・史跡指定地東側の墳丘外の一部で検出され、現地で保存されている。	・各遺構の性格など詳細が明らかになっていない。
		史跡指定地外の関連する古墳や遺跡	・個別に保存管理されている、もしくは特段の管理がなされていない。	・それぞれとの関係を踏まえた、一体性のある保存管理ができていない。
C	史跡の保護に資する諸要素	史跡指定地及びそこから連続する史跡指定地外の巨勢山丘陵の尾根	・今のところ斜面の崩落などは見られず、安定した法面を維持している。	・古墳の毀損を誘発しないよう、定期的な看視をする必要がある。
		史跡指定地西辺のコンクリート擁壁	・史跡指定地西辺の急斜面部を支えている。	・現状の史跡條ウル神古墳の保存には一定の役割を果たしているが、この擁壁自体が古墳の一部を破壊してしまっているとともに史跡條ウル神古墳の景観を悪化させている。 ・加えて、擁壁自体の経年劣化も観察でき、耐久性について確認が必要である。
		史跡解説板	・１次調査後に御所市教育委員会によって設置された解説板が史跡指定地南西隅に１基あり、経年劣化や史跡指定に対応するかたちで令和６年に改修がなされた。	・解説板の内容が概括的で、史跡條ウル神古墳の本質的価値を包括的に解説するには内容・数量ともに不十分となっている。
		史跡指定地内への進入路	・史跡指定地の西と南東に１ヶ所ずつ、人が歩ける幅の進入路がある。御所市教育委員会により定期的な除草作業が行われている。	・従前の土地利用に際して利用されていたものを史跡指定地の管理道として流用しているため、史跡指定地全体を適切に保存管理できるような内容になっていない。

要素の区分		要素	現状	課題
C	史跡の保護に資する諸要素	史跡案内板	・御所市観光協会が設置したものが、史跡指定地に南接する市道室・出走線の東西に１ヶ所ずつ、計２基ある。	・市観光部局にて日常的な管理がなされているが、文化財部局との連携が十分になされていない点に問題がある。
		アプローチ道路	・国道 309 号から分岐する市道が史跡指定地の西と南に接している。	・いずれも車両の対向が困難な幅員しかなく、うち西側に接する市道は條の集落内を通る生活道であり、南側に接する市道は周辺事業者の大型車両が通行するため、日常的な管理においてもやや使いにくい状況がある。
D	その他の諸要素	史跡指定地内の樹木	・史跡指定地西半部の墳丘上に雑木やカキ、クリ、史跡指定地東辺沿いにウメが植えられている。	・市による公有化後は特段の管理はなされておらず、特に墳丘上の樹木は倒木などによって史跡條ウル神古墳の毀損につながる可能性があるとともに、内外からの眺望を阻害している。
		イノシシ対策用柵	・史跡指定地南辺に胸高程度の柵が設置されている。	・史跡條ウル神古墳の景観を阻害している。
		電柱	・史跡指定地南西隅と史跡指定地東側に計２基存在する。	
		物置	・史跡指定地西辺の一角に設置されている。	

現　　状

第３章に示した通り、史跡條ウル神古墳に対する発掘調査は今まで計６次にわたり行われている（表 3-2、図 3-6)。墳丘北側の巨大な横穴式石室については、１次調査によってその存在を再確認したが、盗掘を受けていた石棺の清掃調査や最低限の石室記録の作成に留まっている。

墳丘については、範囲確認調査として実施した３～６次の調査により一定の成果は得られたが、現況の土地区画に制約された調査区の配置となったため、十分に追及できなかった部分がある。

史跡條ウル神古墳がおかれている環境に関する調査は、奈良県立橿原考古学研究所によって令和３年から継続して実施されており、気象観測装置による気温や降水量などの調査、土中水分の変化を計測する専用機器を用いた調査などが行われている。

研究に関しては、史跡條ウル神古墳を特徴づける墳丘北側の横穴式石室を扱ったもの（河上 1995、宮元 2005、太田 2011、坂 2018、金澤 2019 など）や、刳抜式家形石棺を扱ったもの（小林 1951a・b、和田 1976、藤井 1979、増田 2003a･b･2004、山田 2003、太田 2011、石橋 2013、金澤 2021)、墳丘を扱ったもの（藤原 2009)、被葬者について論じたもの（御所市教育委員会編 2003、藤田 2016）がある。石室については、年代的な位置づけは比較的評価が安定しているように見受けられるが、系譜に関する議論については十分に評価が定まっているとは言えない。石棺については、その特殊性に触れる研究が多く、家形石棺全体の中での共通性を踏まえた評価は一部に限られている。後２者については、上記した発掘調査の成果が断片的であることもあり、十分に議論が深まっているとは言えない状況といえる。

課　　題

●墳丘規模・形態・構造の解明

今までの発掘調査によって、墳丘のおおよその範囲は明らかとなっているものの、北側の墳丘端の位置や正確な墳形、段築といった墳丘構造の詳細について十分に明らかにできていない。

●墳丘北側石室の再調査

墳丘北側石室については、平成 14 年の確認調査以来、内部の状況は確認されていない。そのため、近年の記録作成では一般的になっている横穴式石室や石棺の三次元記録が存在せず、玄室床面に遺存する副葬品の詳細も明らかになっていない。墳丘の陥没などが発生していないことから、今のところ北側石室自体に大きな損傷はないように想定されるが､石室内の環境が一定に保たれているとは考えにくく、床面に遺存する副葬品の保存状況についても楽観視できない。ただし、北側石室の再調査にはいくつかの課題が存在する。１つは平成 14 年の調査後の埋め戻し状況に関する具体的な記録が残っておらず、再調査方法の検討が行いにくいこと、２つは出土遺物の保存処理やその後の保管・公開施設なども見据

えて考えると多大な財政負担が想定されること、３つは石室構造の安定性や石室内部の環境変化に関する調査、将来的に石室を開口した場合のリスクの有無やその内容に関する調査ができていないことである。

●墳丘南側石室の解明

６次調査によって存在が明らかになったが、内容や遺存状況について十分に明らかになっていない。

●史跡條ウル神古墳の歴史的意義に関する検討

史跡條ウル神古墳は、奈良盆地の西南部に位置するが、葛城と巨勢という小地域の境界部に位置することから、その歴史的な評価が十分に定まっていない。至近の距離に位置する条池古墳群の各古墳や、葛城・巨勢両地域の大型横穴式石室墳との関係、広く大和における他地域の首長墳との比較研究を通した史跡條ウル神古墳の歴史的意義に関する議論が未だ十分にはなされていない。

２　活用

活用とは、史跡の本質的価値の性質を理解し、それを適切に現代社会に活かすことであり、活用には大きく分けて、教育資源としての活用、観光資源としての活用、地域づくりにおける活用の３つの内容が考えられる。

以下、その３つの内容を踏まえながら、史跡條ウル神古墳における活用面の現状と課題をまとめる。

現　　状

教育資源としての活用に関する現状

市民一般を対象に史跡條ウル神古墳に関連する展示､講演会の開催や現地公開を行っている。しかし、御所市文化財展示室における常設展示では、展示スペースの制約から史跡條ウル神古墳出土資料の展示はできておらず、解説パネル内で概要を触れる程度に留まっている。また、令和元年度には史跡條ウル神古墳の範囲確認調査成果を踏まえ、その歴史的位置付けを考える企画展示、講演会を御所市アザレアホールにて開催し好評を得たものの、その後継続した取り組みにはなっていない。古墳の概要をまとめた解説資料は史跡指定前に作成した簡易なものしかなく、文化財課公式 HP 上で概説的な解説を掲載している。文化財課公式 Instagram についても発信内容が多岐にわたるため、史跡條ウル神古墳の内容を扱った情報発信はそれほど多くない現状となっている。

現地では古墳を自由に見学することが可能ではあるが、墳丘形態が明瞭ではなく、詳細な解説板や史跡指定地内外の案内板も十分に設置されていないため、見学者には非常に不便な状態となっている。埋葬施設、特に北側石室は、先述の通り１次調査ののち厳重に開口部が埋め戻されており、現地公開はされていない。南側石室についても、現地においてその位置を示す解説板や案内板はなく、外表施設である溝についても同様である。

市内の児童、生徒を対象にした郷土学習の資料としての活用も期待されるところではあるが、今のところ近隣の小中学校、高等学校と連携した取組は実施できていない。

この種の活用に期待される効果としては、市内の歴史や歴史資産への興味、関心を喚起することで、個別の史跡や文化財全般への愛護意識を高めるとともに、後述する観光や地域づくりといった活用分野へと取り組みを広げていくところにあるが、現状では不十分で一方向的な情報発信に留まっており、期待される効果を得るには至っていない。

観光資源としての活用に関する現状

史跡條ウル神古墳は、平成 14 年の石室調査が新聞の全国紙に掲載されるほどのインパクトがあったため、現在も史跡條ウル神古墳単独で見学に来る人が散見される。加えて、御所市観光協会が設定している観光コース「秋津洲の道」には史跡宮山古墳などとともにコース上の見学地点として記され、それに沿って周遊する見学者も多い。

ただし、古墳が未整備であるとともに、見どころである北側石室も埋め戻され現地公開されていない

ため、来訪者が満足できる状況にはなっていない。加えて、古墳の周囲に来訪者向けの飲食店なども少なく、近在する「御所の郷」への案内等も行えていない。また、古墳への来訪者数を把握することもできていない。

地域づくりにおける活用に関する現状

史跡などの記念物は、地域の歴史、景観の主要な構成要素であることから、地域におけるコミュニティ形成やアイデンティティーの醸成という点で一定の働きが期待されている。しかし、そういった機能を発揮するためには、史跡が所在する地域において史跡を含む歴史資産の保存活用に関する普及啓発を行い、その機運を高めていくことが必要となるが、史跡條ウル神古墳についてはそういった活用に全く手がついていない現状である。

課　　題

教育資源としての活用に関する課題

- ●現地では墳丘のみの公開に留まり、本質的価値の枢要な部分を占める北側石室を公開できていない。
- ●北側石室公開活用の基本的方針が未確定。
- ●現地公開が困難な場合の次善の策となる VR や AR といったデジタル技術の利用ができていない。
- ●解説板や案内板が不十分なため、墳丘形態の詳細や各遺構の位置関係などについても見学者が理解できるようになっていない。
- ●御所市文化財展示室の展示スペースが大きくないため、出土遺物の公開が常時なされておらず、史跡條ウル神古墳に関する最新の所見を掲載した配付資料も作成されていない。
- ●史跡指定前に行った企画展示や講演会に続く催しを継続的に実施できていない。
- ●最新の調査・研究成果に関する情報発信ができていない。
- ●地元小学校や中学校、高等学校との連携がとれておらず、郷土学習の材料として利用されていない。
- ●奈良県内や周囲の他府県にある大学や民間企業とどういった連携が可能か検討できていないため、実際の連携をとるに至っていない。
- ●公式 SNS やホームページなどを使った史跡條ウル神古墳に関する情報発信が少ない。

観光資源としての活用に関する課題

- ●来訪者の満足度を高めるための、現状の施設状況にあった見学ルートが構築されていない。
- ●墳丘は公開しているものの見学路や安全設備が未整備なため、実際に見学者が史跡指定地内を見学する際にスムーズに誘導できていない。
- ●自動車での見学を想定した案内板の設置ができておらず、史跡指定地の近隣に駐車スペースもないため、現地への訪問が行いにくくなっている。
- ●墳丘上や石室開口部付近からの眺望が確保できるよう、支障となる樹木については伐採する必要がある。
- ●古墳への来訪者数の把握ができていない。
- ●観光部局が作成したシンプルな観光ルートマップはあるものの、周囲の関連する史跡や遺跡、便益施設の位置などを組み込んだより充実したルートマップの作成ができていない。
- ●史跡條ウル神古墳は、本質的価値に関連する古墳が周辺の市町村にも展開しているが、自治体を跨いだ周遊ルートの作成など広域的な連携ができていない。
- ●現地での解説板だけでは伝えきれない、地域に根ざした史跡條ウル神古墳の価値を伝えられるボランティアガイドの育成ができていない。

地域づくりにおける活用の課題

- ●史跡條ウル神古墳をはじめとする歴史資産の保存活用に関する普及啓発ができておらず、協働できる市民団体等がない。

●史跡條ウル神古墳が地域のコミュニティ形成やアイデンティティーの醸成に資する場になるためには、どういった試みが必要か検討ができていない。

3　整備

整備には、史跡の保存を目的とするものと、活用を目的とするものがあり、両者を調和的に実施することが求められる。史跡條ウル神古墳の整備に関する現状と課題は以下のとおりである。

現　　状

（保存のための整備）

●御所市教育委員会によって、見回り・清掃・除草等の維持的措置が行われている。

●墳丘や埋葬施設の保存を目的とした整備はなされておらず、北側石室については、埋め戻して地中保存しているだけの状態となっている。

（活用のための施設整備）

●史跡指定地の南西隅に史跡條ウル神古墳の概要を記した解説板が１基設置されている。

●現地見学のための見学路や便益施設が整備されていない。

●史跡條ウル神古墳への案内板は、史跡指定地からやや離れた観光ルート上に２基設置されている。

課　　題

（保存のための整備）

●維持的措置の頻度が十分ではない。

●史跡指定地内に史跡の毀損要因となりうる樹木が存在する。これらの樹木は、内外からの古墳の視認性低下につながっており、定期的な維持管理が行いにくい状況を作り出している。

●史跡指定地内に存在する急斜面に対する法面養生の要否が検討できていない。

●北・南ともに石室の保存状態が把握できていないため、整備の要否や内容を検討することができない。

●史跡標識や境界標といった保存施設が設置されていない。

（活用のための施設整備）

●現在設置されている解説板の内容が概説的な内容に留まっており、墳丘復元が十分にできていないため本質的価値を伝えるために十分な内容になっていない。また、史跡指定地内の遺構配置を示す解説板がなく、それら遺構への見学路や現地での遺構表示も整備されていないため、現地で史跡條ウル神古墳の詳細を理解することができない。総じて現地におけるガイダンス機能が十分に整備されていない。

●史跡條ウル神古墳を特徴づける墳丘北側石室とその内部の家形石棺について、実測図や限定的なカットの写真しか資料がなく、その大きさを体感できるデータがない。加えて、将来的な石室一般公開の可能性について検討ができていない。

●周辺の幹線道路や駐車可能なスペース（史跡宮山古墳南側の桜田池公園や京奈和自動車道御所南PA）から史跡條ウル神古墳へ誘導するための案内板がなく､アクセス方法がわかりにくい。加えて、史跡指定地周辺に駐車場がなく、史跡指定地までのアプローチ道路も幅員が狭く、自動車での来訪が難しい。

●史跡来訪者のための便益施設（あずまや・ベンチなど）や安全設備（手すり・柵など）がない。

●横穴式石室の開口方向であり、古墳築造に際して意識していたと考えられる史跡指定地の東側から史跡條ウル神古墳を眺める視点場がない。

●周辺の遺跡や古墳と統一感のある解説板や案内板になっていないことに加え、地域の歴史を一体的に理解できる環境が整備されていない。

●御所市文化財展示室において、史跡條ウル神古墳の出土遺物が常時展示されておらず、現時点でガイダンス機能が整備されていない。

4　運営・体制

運営とは、組織や事業をうまく機能させるために、計画を立てて日々の業務を管理・実行することを指している。そして、体制とは、保存活用事業を効果的に運営するため、必要な職員等を配置した御所市担当部局等の体制に加え、史跡の保存・活用が文化財担当部局だけで完結するものではないことを踏まえ、密な連携が求められる庁内他部局や外部関係機関等との連携体制についても含みこんで捉えている。

現　　状

本計画策定前に実施してきた史跡條ウル神古墳に関わる保存活用事業の運営は、史跡の管理団体である御所市（文化財課）が中心となっているが、観光に関わる施設設置などは市観光部局が独自に実施している。

体制は、文化財担当部局である文化財課（管理職１名）が教育委員会事務局内にあり、特に史跡の保存活用を業務にもつ文化財係には技術職４名（内訳は埋蔵文化財３名、古文書１名）、事務職１名の計５名が配置されている。直接的に史跡の保存活用業務に携わらない歴史資産整備係には、事務職１名、建築技術職１名が配置され、課全体としては管理職含め８名体制となっている。

庁内関係部局との連携体制については、特別な会議体などは有しておらず、個別事業・施策ごとに必要な場合は情報共有のうえ連携するという緩やかな体制を築いている。

連携を取る関係機関には様々なものがあるが、行政的な面では、上級官庁である文化庁や奈良県との連携が挙げられ、特に史跡の現状変更や補助金事業の実施といった手続きの中で密なコミュニケーションを取っている。

加えて、史跡條ウル神古墳における今後の様々な事業実施を想定して、奈良県立橿原考古学研究所とも積極的に連携をとっており、現在は史跡指定地内の環境調査という具体的な施策においても協力体制を築いている。

史跡條ウル神古墳の保存活用事業の実施にあたっては、外部有識者や地域の代表によって構成される諮問機関である秋津地区史跡等調査整備審議会が条例に基づいて設置されている。この審議会では、個別的な施策や本保存活用計画のような中・長期的な計画策定など多くの場面で助言をいただいている。

史跡は土地に根付いた文化財であるため、史跡指定地の所有者や史跡が所在する地域の住民との関係は切っても切れない。今までは、発掘調査時や史跡指定、公有化などの各段階で土地所有者や自治会長などから多大な協力をいただき、本計画策定時にも審議会委員として自治会長の協力を得ている。また、史跡指定地の一部は大蔵省（現財務省）の土地となっているため、管轄の奈良財務事務所と金銭の発生しない委託契約を結ぶことで、スムーズな日常管理を実施している。

上記以外では、史跡條ウル神古墳の発掘調査時やその成果報告書作成時に、大学の考古学研究室や関係分野の専門家（大学教員や研究所研究員など）の協力を得ることはあったが、いずれも一時的、個別的な連携となっていた。

課　　題

今までは、條ウル神古墳の史跡指定を目指した調査事業や、指定後の公有化事業が施策の中心であったため、上記の体制でも事業を遂行できていた。しかし、今後本章に記した多くの課題に対する保存活用事業を着実に展開していくためには、庁内他部局や関係機関が実施する史跡條ウル神古墳に関わる施策を文化財課において適切に把握、調整していくことが求められる。

文化財課内の体制については、史跡條ウル神古墳の保存活用事業以外の様々な業務も含めて考える必

要があるが、今後も継続して人口が減少していくという推計（図 2-14）を踏まえた、適正な人員配置を含む体制の維持が課題といえる。

庁内他部局との連携体制については、本計画に基づく施策の安定的な実施を目指すうえでは、現状の緩やかな連携体制をこえたより緊密な連携体制の構築が課題といえる。

関係機関との連携体制については、密な情報共有は継続しつつ、本計画の内容を踏まえたより具体的な連携体制の構築について十分に協議ができていない点が課題となろう。

諮問機関である秋津地区史跡等調査整備審議会については、関係分野の有識者や地域代表によって構成されており、現在も多くの有益な助言をいただいているが、今後史跡條ウル神古墳の保存活用に関わって必要となる多くのより専門的な検討事項を解決していくために、個別具体的な内容を検討できる体制について十分に検討ができていない。

史跡指定地の所有者との連携については、それほど大きな課題は今のところ見受けられないが、地域住民との連携については課題が多い。自治会長や史跡指定、公有化時に一定のコミュニケーションが取れている元地権者の方々を除くと、地域住民全体へ史跡條ウル神古墳の保存活用に関する情報共有は十分に進んでいない。加えて、史跡條ウル神古墳が所在する條地区は、市全体でみても高齢化が進んでいる地区であり、現実的にどのような連携体制が取り得るのか検討ができていない。また、地域住民に限らない、市内外の個人や団体を史跡條ウル神古墳の保存活用事業に巻き込んでいく方向性についても今のところ議論ができていない。

史跡條ウル神古墳の保存活用については、上に挙げた以外にも産・官・学を問わない様々な連携の可能性が議論されるべきといえるが、現時点ではその議論を行うまでに至っていない点も課題の 1 つといえる。

参考文献

石橋　宏 2013「畿内系家形石棺の成立と石棺秩序の変容」『古墳時代石棺秩序の復元的研究』六一書房
太田宏明 2011『畿内政権と横穴式石室』学生社
金澤雄太 2019「研究ノート　奈良盆地における横穴式石室の地域性」『和の考古学』ナベの会
金澤雄太 2021「畿内系家形石棺の棺蓋横断面形についての一検討」『星空の考古学』ナベの会
河上邦彦 1995『後・終末期古墳の研究』雄山閣
御所市教育委員会編 2003『古代葛城とヤマト政権』学生社
小林行雄 1951a「家形石棺（上）」『古代学研究』第 4 号　古代学研究会
小林行雄 1951b「家形石棺（下）」『古代学研究』第 5 号　古代学研究会
坂　靖 2018『蘇我氏の古代学』新泉社
藤井利章 1979「家形石棺と古代氏族」『橿原考古学研究所論集』第四　吉川弘文館
藤田和尊 2016「葛城縣における蘇我氏と巨勢氏の考古学的動向予察」『塚口義信博士古稀記念　日本古代学論叢』塚口義信博士古稀記念会
藤原知広 2009「空中写真の検討による條ウル神古墳の復元」『古代学研究』第 184 号　古代学研究会
増田一裕 1996「畿内大型横穴式石室の技術的展開と歴史的動向」『日本考古学』第 3 号　日本考古学協会
増田一裕 2003a「家形石棺の基礎的分析（上）」『古代学研究』第 162 号　古代学研究会
増田一裕 2003b「家形石棺の基礎的分析（中）」『古代学研究』第 163 号　古代学研究会
増田一裕 2004「家形石棺の基礎的分析（下）」『古代学研究』第 164 号　古代学研究会
宮元香織 2005「大和における横穴式石室について」『古代日本と東アジア世界』奈良女子大学 21 世紀 COE プログラム報告書 Vol.6
山田隆文 2003「家形石棺について」『ハミ塚古墳発掘調査報告書』奈良県文化財調査報告書第 102 集　奈良県立橿原考古学研究所
和田晴吾 1976「畿内の家形石棺」『史林』第 59 巻第 3 号　史学研究会